

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月22日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成24年3月22日 木曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後7時57分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第18号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第19号議案 沖縄県介護保険事業推進基金条例
- 3 乙第20号議案 沖縄県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 4 乙第21号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第22号議案 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 6 乙第23号議案 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例
- 7 乙第24号議案 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例
- 8 乙第25号議案 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第26号議案 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
- 10 乙第27号議案 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 11 乙第28号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 12 乙第29号議案 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
- 13 乙第30号議案 沖縄県ワクチン接種促進基金条例の一部を改正する条例
- 14 乙第40号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

例

- 15 乙第41号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- 16 乙第42号議案 沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例
- 17 乙第43号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 18 乙第44号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 19 乙第45号議案 沖縄県立図書館協議会設置条例
- 20 乙第46号議案 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 21 請願平成23年第1号、同第5号及び請願第2号、陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第57号、同第64号、同第78号、同第125号、同第134号、同第137号、同第142号、同第148号、同第188号、同第189号、同第192号、同第195号、同第199号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第65号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第139号、同第142号、同第148号、同第149号、同第153号、同第160号、同第178号、同第196号、同第197号、同第204号、同第205号、同第210号、陳情平成22年第23号、同第24号、同第27号、同第40号、同第49号、同第52号、同第61号の2、同第78号、同第95号、同第97号、同第98号、同第101号、同第103号、同第106号、同第120号から同第122号まで、同第128号、同第129号、同第137号、同第139号、同第143号、同第147号、同第153号、同第158号の3、同第160号、同第164号、同第174号から同第176号まで、同第179号、同第183号、同第194号、同第199号、同第202号、同第206号、陳情平成23年第6号の2、同第8号、同第11号、同第13号、同第21号、同第28号、同第42号から同第44号まで、同第46号、同第47号、同第55号、同第58号、同第66号、同第69号、同第71号、同第86号、同第88号、同第89号、同第94号、同第96号、同第100号、同第103号、同第111号から同第113号まで、同第115号の3、同第117号、同第119号、同第121号、同第122号、同第124号、同第126号の2、同第131号、同第137号、同第141号、同第143号、同第148号、同第149号、同第167号、同第171号、同第175号、同第179号、同第183号、同第184号、同第196号の2、陳情第2号、第4号、第5号、第6号の3、第7号、第8号、第12号、第14号、第16号、第17号の2、

第19号、第20号、第25号から第34号まで、第37号、第41号、第42号、第44号、
第51号から第54号まで、第60号の3、第65号の2、第67号、第69号、第72号
の2、及び第73号

22 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 さん
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 さん
委 員	渡嘉敷	喜代子 さん
委 員	上 原	章 君
委 員	奥 平	一 夫 君
委 員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育	長	大 城	浩 君
総 務 課	長	大 城	勇 君
総 務 課 教 育 企 画 監		嘉 数	卓 君
施 設 課	長	石 垣 安	重 君
県 立 学 校 教 育 課 長		平 良	勉 君

県立学校教育課特別支援教育監	真 謝	孝 君
義務教育課長	狩 俣	智 君
保健体育課長	具志堅	侃 君
生涯学習振興課長	親 川	實 君
文化財課長	長 堂	嘉一郎 君

○西銘純恵副委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第18号議案から乙第30号議案まで及び乙第40号議案から乙第46号議案までの20件、請願3件、陳情174件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第41号議案沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 乙第41号議案沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定事務を迅速かつ効率的に行うため、同事務を市町村へ移譲する必要があることから条例を制定するものであります。なお、条例の施行期日は、平成24年8月1日からとしております。

以上が、概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘純恵副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第42号議案沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 乙第42号議案沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立図書館協議会設置条例の制定に伴い、規定を整理するとともに、所要の改正を行う必要があることから条例を改正するものであります。

なお、条例の施行期日は、平成24年4月1日からとし、住居表示につきましては、公布の日から施行としております。

以上が、概要説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第42号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘純恵副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第42号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第43号議案沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 乙第43号議案沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄市比屋根地区における住居表示の実施に伴い、沖縄県立泡瀬特別支援学校の位置について、所要の改正を行う必要があることから条例を改

正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行としております。

以上が、概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第43号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘純恵副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第43号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第44号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 乙第44号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、学校職員定数について県立高等学校の「4327人」を「4285人」に、県立特別支援学校の「1649人」を「1630人」に、市町村立小学校及び中学校の「9296人」を「9284人」に、合計「15287人」を「15214人」に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成24年4月1日からとしております。

以上が、概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第44号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 基本的なことをお聞きしたいと思います。理由としては、生徒数の減だということになっているのですが、高等学校それから特別支援、それから義務教育ですね。それぞれの内容についてお伺いします。

○平良勉県立学校教育課長 まず平成24年の条例定数で、小中学校が9289人一失礼しました、国庫で9289人、県単が10人、合計9299人。特別支援教育で国庫が1498人、県単が132人、合計で1630人でございます。高等学校におきましては、国庫で4059人、県単で226人、合計4285人、以上でございます。

○西銘純恵副委員長 質問の意図は、生徒数が高校生で何名減りましたとか、ですからそれをどのようにするとこの減になりますと。例えば定数が40名だからというふうに切るのかですね、そこを聞いているのです。

○平良勉県立学校教育課長 高等学校におきましては、国のほうからもらう定数は収容定員で決まっております。ですから今、学級減によりまして収容定員が減りますので、それによって増減があるということになります。実際、高等学校におきましては、生徒の増減ではなくて収容定員でやりますので、その収容定員がことし減ったと、それに伴って減るということでございます。生徒が何名減るから何人減というのは非常に複雑な数式がございまして、それに当てはめてのことでございます。

特別支援教育諸学校におきましては、1つの障害なのか、それとも重複した障害なのかで—1つの障害だと生徒6人に1人とか、重複障害だと3人に職員が1人という形になりますので、生徒数の増減とか障害の程度で職員の増減が決まるということになってございます。

○狩俣智義務教育課長 小中学校でございますが、小中学校の場合、生徒数が平成23年と平成24年では、平成23年が14万6873名、平成24年が14万6168名、705名の減であります。そのことに伴いまして、職員数が平成23年の9311名から、平成24年度は9299名になります。

○比嘉京子委員 先ほどの高等学校の収容定員について説明をお願いします。

○平良勉県立学校教育課長 先ほども申し上げましたように、高等学校の職員定数の算定における基礎数値は生徒の収容定員によります。例えば、平成23年度は4万9360人というふうに収容定員を決めてございました。平成24年度は4万9080人ということで、生徒の収容定員が280人の減になっております。つまり、7学級の減になりますので、それに伴った職員の定数の減となっております。

○比嘉京子委員 では、高等学校のほうから質問したいのですが、例えば280名を1クラス40名とすると7学級となるわけですね。そういう単純計算で職員というのは切れるのかという疑問があるわけです。例えば全体で280名けれども、あの学校もこの学校でもまばらに減になっていたとして、例えば全体の数字が280名減だから7名減しますと言ったならば、単純に言えるのかという疑問があって質問しています。そこら辺はどのようなのですか。

○平良勉県立学校教育課長 県の条例定数と申しますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というもので定めなければならないことになっておりまして、条例定数の考え方でございますけれども、沖縄県の学校職員の定数は先ほど申し上げました、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というものに基づき算定した定数と、そして県で単独で配置している職員の数を合算したものが条例定数となっております。高等学校の職員定数につきましては、主に生徒の収容定員や学科等による、いわゆる標準法で算出される定数がございます、それによって決まるというものでございます。確かに収容定員が、例えば数値がございまして、各学校によってきれいに切れるかというところではない場合もあるかもしれませんが、ただ、国が認可するのは、配当してくれるのは収容定員何名に対して例えば教員の数はこれだけというような算式がございまして、そういったもので決まります。

○比嘉京子委員 その定数が少なくなったので280名ですか、だから7名カットしますということは、数字的には理解できます。しかしながら、この学校で1クラス減ったので1名減ですというのはわかるけれども、それが広く人数というのは、広い学校、60校当たりで分布しているとしたらどこで減をするのか。例えば、クラスの中で40人というところを35人にするのかというレベルの話だって、人を減らすというレベルに即テーブルの上での計算上で成り立つのかと

いう疑問があって質問しているわけですね。そのときに、国の基準であるとかというのはわかりますけれども、県としてここをどう考えるかということが私は聞われると思うのですよ。先ほど、国庫と県だというお話がありましたけれども、ではそこを裁量として、県として認めていくという考えはないのかということにもなるわけですね。どうなのですか。というのは、しっかりと1つの学校で40名減になるというのならわかりますよ。だけれども、全体として280名減るわけだから、その中でどの学校の1減にしていくのかということは、なかなか理解できない。そのためにちょっと質問しているのです。つまり私としては、クラスに40名足りない学級があってもいいのではないかと。職員を減らすということに至るのかという質問をしています。

○平良勉県立学校教育課長 もちろん、学校によりましては40名に満たないところで1名というふうにやっています。もちろん、これはいろいろなところで点在しているわけですから、例えばこのクラスは20名しかいないので、1名配置しないとかそういったことはやっておりません。もちろん、収容定員が小さい離島とかそういった高等学校におきましては、例えば定員に満たないから1減するとか、そういったことはやっていないということでございます。

○比嘉京子委員 わかりませんが、では具体的にどこでどう減らすのですかという話ですね。

○平良勉県立学校教育課長 これは各学校の実態によりますけれども、例えば、40名に1人つくというのはホームルーム担任のこととございまして、高等学校になりますと、各教科でかなりの生徒数が少ない場合でも授業をやったりしております。例えば20名を1つの集団として授業をしたりということもございしますので、これは総合的に見ていわゆる小さな学校に、あるいは特定の学校に不利にならないような形で定数の配当はしております。

○比嘉京子委員 では、具体的にこの7名はどこからカットするのですか。どこで減になるのですか。

○平良勉県立学校教育課長 実は最初で定数を要求する場合には、先ほど申し上げましたように収容定員でございます。例えば、A高等学校が7学級あるならばこの7学級で収容定員で、こういったものを積み上げていって、全体として幾らもらおうということになります。収容定員が減るというのは、実は最初の

段階で決まっております、例えばあるA高等学校が平成23年度は7学級だったけれども、平成24年度は6学級になると、そういうことが決まっている場合にはもちろんそこから1減をしないとイケないということになります。ただ、その6学級の中で6組が30名とかになったからといって、そこから1減するという事ではないです。

○比嘉京子委員 実際には今、指摘があるように42名の先生方が減るわけですよ、高等学校で。今、高等学校を中心に聞いているのですが。そうすると、今この収容定員によって280名減ということに対して、具体的には職員としては42名減になるわけですよ。そのことがわかるような説明をお願いします。

○平良勉県立学校教育課長 今、実はこの42名減というのは教員の減ではございません。収容定員で減るのは教員で、これは県単もございまして、県の持っている一例えば調理員とかそういったものもすべて含まれております。

○比嘉京子委員 では、その内訳も教えてください。教員以外の。

○平良勉県立学校教育課長 内訳といたしましては、教諭が25名減ります。養護教諭が1名減ります。実習助手が2名減ります。事務職員が1名増になります。ここまでがいわゆる国の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律定数の部分でございます。そして、調理員が14名減ります。そして船員が1名減ります。以上の合計で42名の減ということになります。

○比嘉京子委員 では、幾つか質問をいたします。まず教員に関してですけれども、先ほど言ったように収容定員が280名減るというのに対して、教員が25名という内訳ですね。そうすると、その25名減るということによって、それは根拠はどこからきているのですか。減らさなければいけない根拠は。それと、どこから減っていくのか。

○平良勉県立学校教育課長 減らされる根拠でございますけれども、これは先ほど申し上げましたいわゆる標準法でございます、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というものでございます。標準法と呼んでおりますけれども、その標準法に当てはめたときにこれだけ減らさざるを得ないと。その数が先ほど申し上げました教諭が25名、養護教諭が1名、実習助手が2名減るということになります。そして、そのほかに大規模校加配といい

まして、801名以上の学校には、例えば大規模校加配ということで加配がついたり、たくさんの科目を提供している学校にもさまざまな加配がついてきたりします。そういったものが収容定員の減によって大規模校加配がなくなったりということもございますので、そういったものもすべて含めまして25名の減になるということでございます。

○比嘉京子委員 ごめんなさい、本当にもっと単純なことだと思ったのですが、その25名というのはどこの学校からどう減るのですか。

○平良勉県立学校教育課長 今、そのデータもこちらに持ち合わせておりません。

○比嘉京子委員 では、きょうの午後にでもお願いします。それから養護教諭というのは、各学校に複数いるところもあったのですか。

○平良勉県立学校教育課長 複数名—2名いるところもございます。

○比嘉京子委員 この1名というのは、どこで減るのですか。

○平良勉県立学校教育課長 これもちょっと申しわけありません、詳しいデータを持っておりませんので、養護教諭も何名以上に2名つくとかというのが決まっておりますので、その学校が恐らく収容定員が減って1名減ったということになっているかと思えます。

○比嘉京子委員 では、一番多い調理員ですけれども、調理員というのは、私の考えでは多分、定時制等にしかないのか、特別なのかよくわかりませんが、その調理員の14名というのはとても大きな人数だと思うのです。どういうところでどう減らされるのでしょうか。その理由も含めて。

○平良勉県立学校教育課長 調理員は県単定数でございますけれども、今、調理員がついているのは、定時制高等学校といわゆる寮のある学校でございます。これは平成23年度から実は調理員の民間委託が始まっておりまして、それに伴ってそれが民間委託のやる学校が今度ふえるということで、14名の減になります。

○比嘉京子委員 その14名の内訳をお願いします。

○平良勉県立学校教育課長 こういった細かいデータを今持ち合わせておりませんので、また後で御提供いたします。

○比嘉京子委員 我々が考えますのは、今の調理のことも踏まえてですけども、寮は幾つかの高等学校にありますよね。それで全部が委託なのか、それとも減らすのか、そこら辺も含めてわからないのです。やはり今のソフト面に、私たち今期はいかに人を育てるところに手厚くするかということは、沖縄県の乳幼児からの課題になるはずなのです、平成24年度は。そこで予算特別委員会でも皆さんの予算が余りにも伸びていないと、3.4%でしたか。そのことは何かというと、皆さん自身にそういうような声の出し方として本当にいいのだろうかという問題と、それから本当に人材育成に対して、今ここしか質問していないのですけれども、本当に皆さんが、果たして自分たちの人材育成をこれだけいなければ成り立たないのだという論をどこまでやっていらっしゃるのか、そこら辺が見えません。今、本当に多くのお金が振り分けていられる中で、人材育成にこんなものではいけないぞという声をもっと出すべきだと私は思っているのです、こういう質問をしています。だから、そういう規定から見るとそうだけれども、そのことをいかに守って、もっと現場でゆとりを持って子供たちに向き合ってもらえるか、丁寧に教育をしてもらうか、そういうところにもっと考えがいかないのかどうかですね。このタイミングでこれだけの人員減を提案してくることに對して、そのような意見を持っています。そういう意味で考えると、この減は子供たちの教育にとって手厚いことになるのか、手薄になるのか、そこら辺をもう少し私は教育長に考えていただきたいなと思うのですが、最後に教育長、いかがですか。

○大城浩教育長 確かに、今回の平成24年度の当初予算を含めて、私ども県教育委員会の予算の伸びが他部局と比較しまして芳しくなかったことは、教育長としては大変申しわけないなという思いでいっぱいでございます。ただ、実はこれまでもさまざまな形で予算要求はしてまいりました。人材育成こそが教育に係る大きな根幹でしょうから。ただ、どうしても沖縄振興一括交付金の絡みでいきますと、さまざまな制約がまたあったことも事実なのです。ですから、そういう中で残念ながら我々が要望した人材育成にかかわる事業等については、目標が達成できなかったことも事実でございます。ただ、今回、さらにまだ沖縄振興一括交付金については幾らか決まっていない部分もありますので、

そのあたりをまた再度、取り組みを強化していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 実に残念だなと思うのですが、この義務教育でも73人減るわけですよ。そういうことを考えると、私は30人以下学級の実現に向けてもっとやらなくてはいけないのに、どうして定数を減らしていくのか、そこら辺が全然わからないのですよ。ですから、皆さんがどういう方向に向かって教育をしようとしているのか、その理念さえも案外揺らいでしまう。こういうような数字を出されるということはですね。どういうふうを考えて義務教育でこれだけ実現をしようとしているのか。終わろうと思ったのですけれどもそこら辺、一言ありますか、義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長 義務教育一公立小中学校の教員定数というものは、いわゆる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて自動的に算出されてくるということでありまして、今回は生徒の自然減がありました。705人の減というものがあまして、そのことが主に影響していると理解しております。

○比嘉京子委員 これまでの30人学級が知事の公約でありながら加配でやってきたわけですよ、主に。国からの加配を30人に充ててきたわけです。独自の財源を出していないわけですよ、言ってみれば。ですから、こういうときこそ独自の財源を出して、2年生、3年生と上乘せしていくべきではないかと思うのです。だからこんな質問をしているわけなのです。なのに規定どおりにやっていくのだというところにビジョンのなさを感じるわけです。皆さんが一体どう考えておられるのか。国からの加配で知事公約を実現しているわけですよ。一般財源からどうして、公約なんだから出すべきだとそういう交渉がなぜできないのか、なぜこの期に及んで減をしなければならないのか、そこら辺が全然ビジョンが見えない。そういう意味でこういう質問をしています。私は来年ふやしたっていいと思いますよ。これに対しては非常に異議を持っています。この時期だからこそ、実現に向けて一般財源から出すべきで一だって他府県では一般財源から30人学級の実現をやっているわけだから、なぜ2期連続のそういう公約がここで実現されようとししないのか、私は教育庁の問題は大きいのではないかなと思いますよ。そういうことから言っても非常にこれは違和感を感じる定数減であるということを描いて終わります。

○大城浩教育長 きょうの新規陳情でも今の件は上がっておりまして、その中

でお答えするつもりです。決して私ども後退はしておりません。1年では、いわゆる30人学級を実現いたしまして、来年度から3年生でも35人学級に向けて対応していくつもりでございます。今の沖縄振興一括交付金の絡みではありませんけれども、ぜひ、私どもはやはり少人数学級こそが子供たちのきめの細かい教育といいますか、そういった視点で大事でしょうから、午後の新規陳情でさらに詳しくお答えしたいと思います。

○西銘純恵副委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 それでは、今の比嘉委員の質問に合わせて少し質疑をやりたいと思うのですが、県立高等学校の減員の内訳を少し聞かせていただきました。教員25名という、養護教諭が1名、実習助手が2名、この船員1名の減というのは、これは定年でやめていく方を補充しないということでの減ですか。どういうことですか。

○平良勉県立学校教育課長 1名減といいますのは、海事職といまして、船に乗っていらした方が水産高等学校の教諭になるということでございます。ですから、実質船に乗る方が1名減って、その方が水産高等学校の教諭になると。海事職の方が教職に変わってそのまま船に乗るということですね。職種変更みたいな。海事職という職であった方が教諭職になって、その身分のまま船に乗るということですね。

○奥平一夫委員 これは減ではなくて増という意味ですか。これはどういうことですか。ただ、入っているのは－マイナス1名というのは、これは何ですか。

○平良勉県立学校教育課長 失礼いたしました。今まで船に乗っている海事職という身分の方が教諭職になって、そのまま船に乗っているということでございます。ですから、船員として－海事職としては1名減りますけれども、総枠の定数としては変わらないということでございます。

○奥平一夫委員 わかりました。それから、この調理の方、これは民間委託というのですけれども、この民間委託はどのような形で委託をしていくというところまで話を詰めているのですか。

○平良勉県立学校教育課長 調理員につきましては、定時制と寄宿舎ですね、寮の調理員を平成23年度、平成24年度、平成25年度の3年間ですべての民間委託にしていくという計画でございます。

○奥平一夫委員 この民間委託というのは、これは委員会でも決定されているということなのではないでしょうか。それとも学校独自で民間委託をするという、そういうことになっているのですか。

○平良勉県立学校教育課長 実はこういった現業職の中でも、この調理員につきましては退職不補充ということですとずっと県と調整をしてきておりまして、実は臨時的任用職員の皆さんの数が非常に多くて、たしか本務は今3名でいらっしゃるかもしれませんが、それ以外はすべて臨時的任用職員の皆さんがやっているところでございます。退職不補充ということもございますので、その中でいわゆる寄宿舎と定時制高等学校の調理を、すべて民間委託していくというふうに今進めているということでございます。

○奥平一夫委員 ですから僕が聞いているのは、この民間委託というのは教育庁の内部で決定したことなのか、それとも学校独自で決めていくことなのか、どういうことなのではないかと聞いているのですよ。

○平良勉県立学校教育課長 これは教育委員会のほうで決めてございます。

○奥平一夫委員 これは民間委託という非常に大事な部分なのですから、これはいわゆる議会に上げてくるとか、あるいはいわゆる保護者との話し合いとかという、そういうプロセスというのは必要ではないかと思うのです。この辺は議会に特別そこに諮るといふことは要らないのですか。

○平良勉県立学校教育課長 この調理員の民間委託の件は行財政改革の一環でございまして、それと今、御質問のあった保護者の理解とおっしゃいましたけれども、それはもう各学校でこういったことになるということで、保護者とは意見交換をさせていただいているところでございます。

○奥平一夫委員 民間委託は新年度から始まるのですか。それとも今年度から始まっているのですか。

○平良勉県立学校教育課長 今年度から始まってございます。

○奥平一夫委員 これは、競争入札か何かでやっているのでしょうか。どうでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 基本的に競争入札だと思いますけれども、ただ、学校によりましてはプレゼンテーションをしてもらって、その中で複数の業者の中から選んでいくということでございます。

○奥平一夫委員 これは何カ所ですか一何カ所というか、幾つの学校でそれができているのですか。

○平良勉県立学校教育課長 定時制と寄宿舎をあわせまして17校で必要でございますけれども、そのうち平成23年度は3校で民間委託を実施しているところでございます。

○奥平一夫委員 これは指定管理制度を使って委託をするという、形式としてはやっているのですか。どういう方法で。

○平良勉県立学校教育課長 指定管理制度ということではなくて、各学校が公募しまして、その応募してきた複数の業者の中から選んでいくということになってございます。

○奥平一夫委員 これは1年契約でしているのか、それとも3年間とか、そういう期間を設けて委託の仕方をしているのでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 1年間の契約をして、それを更新するという形になろうかと思えます。

○奥平一夫委員 公募して審査する際のメンバーというのはわかりますか。どういう皆さんが審査をするのかということですね。

○平良勉県立学校教育課長 各学校によってちょっと差はあるかと思えますけれども、校長、教頭、事務長、そして寮一例えば寄宿舎の担当の職員とか、そういった方々でやることになるかと思えます。

○奥平一夫委員 その中で、例えばこういうものは栄養価が非常に大事になってきますよね。この栄養価の専門というの、栄養職員というの、それに参画しているということでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 各学校、栄養士等も参加してもらってということでもやってもらってございます。

○奥平一夫委員 わかりました。次は、義務教育をお伺いしたいと思っています。先ほども質疑がありましたけれども、30人学級がこれから進んでいくのに、なぜ職員は減らしていくかという課題ですね。現在、30人学級を実施しているクラスというのはどれぐらいあるのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 現在は小学校の1、2年生において30人学級、そして平成24年度からは小学校3年生においても35人学級を実施するというのと、その分の定数についてはしっかり確保しているわけです。この職員数が減ると一減になるというのは、あくまでも小中学校の児童・生徒の自然減と、705人の自然減というのが大きいわけです。

○奥平一夫委員 比嘉委員も話をしておられましたけれども、やはりこれから30人学級、あるいは少人数学級に移行していこうという、知事の公約もありますし、それを実現するためにはやはり職員の確保というのは非常に必要になってくると思います。確かに生徒数が減っていく中で職員の減というのはやむを得ないところもあるかもしれませんが、しかしながら、少人数学級をやるという、そういう知事の意向を受けているのであれば、そういう職員を減らしていくということではなくて、むしろ職員を維持していくというその方向性があるいいのではないかなと。例えば今、余裕のあるといいますか、職員が先に30人学級あるいは35人学級を前倒しして、4年、5年という形で前倒しをしていくという、そんな手法というのは使えなかったのでしょうか、考え方としては。

○狩俣智義務教育課長 職員数というのは学級数に基づいて算出をされますので、平成24年度は学級数が何学級あるかと、そこがすべてになるわけです。したがって、それ以上の教員の確保というのは法令上、非常に難しいというのが現状であります。

○奥平一夫委員 これは国基準に基づいてやるというのはわかりますけれども、県単で職員を採用していくという方法ならできるのではないですか。それはできませんか。これは他府県でやっているのですよ。

○狩俣智義務教育課長 現在は、県単という定数をとっておりませんが、現時点においても、1人の教員の負担分は国が3分の1を負担すると。そして県が3分の2を負担するという形で、現時点においても県単一県の財政で負担をしているということでございます。

○奥平一夫委員 ですから、私が言っているのは、県単でもって職員を維持していくということではできないのかということを知りたいのです、単純に。法律的に無理なのか。

○狩俣智義務教育課長 法律的に無理ということではなくて、むしろ財政上の問題であると私は理解しております。追加です。施設の問題もございます。現在、段階的に30人学級一少人数学級を拡大しているわけですが、一気に拡大をしていくということは、教室の確保の問題、これは市町村の問題になるわけですが、その分もでございます。それから教員の確保の問題もでございます。その2点がございます。

○奥平一夫委員 いずれにしても、30人学級を推進していくという知事の公約があるならば、これはむしろ加速して進めていくということが非常に大事なかなど。もう少し、この生徒をしっかりと対策協議をしていくという、そういうことが非常に大事なかなど思うのですが。例えばですね、沖縄振興一括交付金で複式学級の解消に向けて取り組んでいくという県の姿勢がありますけれども、今回の沖縄振興一括交付金で幾つの複式学級が解消されていきますか。

○狩俣智義務教育課長 55学級であります。

○奥平一夫委員 ということは、55人の教員の採用があると理解してよろしいですか。

○狩俣智義務教育課長 非常勤講師で対応していくということになります。教員の採用ということになりますと、これは公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律との絡みがありますので、講師で対応していくという形をとっております。

○奥平一夫委員 複式学級というのは幾つ残りますか。

○狩俣智義務教育課長 今、数字はまた後で申し上げますが、7人以下の複式学級が残ってきます。平成24年度の複式学級解消対象校ですが、55学級が対象と。非対象校が84学級であります。この84学級は7人以下の学級ということになります。

○奥平一夫委員 僕は、もちろん先生皆さん方がよく存じていると思うのですが、教育はやっぱり平等でなければならないと思うのですよ。それで、教育長も複式学級は非常にいいところもあるけれども、やっぱり相当不利だというお話を昨年されておられました。そういう意味では非常に不平等なことがまだ残っているというふうに考えれば、やはりその84学級を解消していくという努力はやっていかなければならないと思うのです。要するになぜこの沖縄振興一括交付金が55学級でとどまってしまったのか、この理由を少し聞かせてください。

○狩俣智義務教育課長 この複式学級の課題解消については、昨年度、内閣府とずっと詰めてきたわけですが、当方としてはすべてを解消したいということで要求してきた経緯がございます。ただ、こういう両方の都合を行き合わせたところが、ちょうど今8名というところで折り合いがついたということでございます。

○奥平一夫委員 沖縄振興一括交付金というのは、これは使い勝手がいいというので評判なわけですよ。でもそれに縛りをつけるというこの内閣府の考え方というのは少しおかしいと思うのですけれども。むしろ、この沖縄振興一括交付金を使って本当に教育の機会の平等を獲得するというのであれば、この84の学級もすべて解消していくという意気込みがあるべきだと思うのです。そういう意味では、県の姿勢がもう弱腰ではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○狩俣智義務教育課長 沖縄振興一括交付金の使い勝手の問題とそういう関連があると理解しております。沖縄振興一括交付金はまず現時点では人件費に使

うことはできないと、それから既存の事業の拡充には使うことはできないというような縛りがあるというふうに聞いております。そういうことで、これらの2つのハードルがございますが、それをどういうふうに超えていくか引き続き研究をして、また国とも交渉していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 この55学級を認めたという経緯はどういう一内閣府の言い分としてはどういうことですか。

○狩俣智義務教育課長 この件については、沖縄県の特殊事情ということでございます。人件費、既存の事業というそういう観点からではなくて、あえて沖縄県の学力の問題があるということで、その辺から入っていきます。

○奥平一夫委員 それなら、7人以下の複式学級だって当然権利は、救える理由は大きくありますよ。そういう意味では、これは県の姿勢が非常に弱いのではないですか。

○狩俣智義務教育課長 複式学級の一つの課題ではありますが、人数が非常に多い場合は、これは授業そのものが充実しないということがあります。ただ、例えば7名という場合の学習というのは、こういうぐらいのグループに入って、ここに2年生、ここに3年生、真ん中に先生が入るということで同時にですね、こういうことも可能であると。あるいは教え合いをしたり、そういうことも可能であるということで、その部分はまずは置いて、今後また取り組んでいくという、そういう発想であります。

○奥平一夫委員 これは少し言いわけっぽいですよ。例えば、この複式学級というのは、離島であったり、小規模離島であったり、あるいは非常に僻地であったりということにその集中していると。そういう意味で、子供たちが減っていきますと、家族もまた大きな学校へとか、あるいは人口比率が非常に大きくなるわけですね。ですから、定住を促進するという知事の公約—離島の定住促進をするという、そのためにもやはりしっかりそこにいる、その地域に本当に子供たちがいつでも来れるような、複式学級ではなくて解消した形できちんと教員も充てていくという制度が実施できたら、これは定住促進にも大きくつながると思っているわけです。そういう意味で、残りの84学級の解消というのは、来年度が無理なら新しい年度に早急に進めていく必要があるのではないのでしょうか。教育長、この辺いかがですか。

○大城浩教育長 今回の複式学級の課題解消に向けて、実は所管課のほうでは平成22年からさまざまな取り組みをしてきたわけです。結果的に、沖縄県のいわゆる独自性といいますか、特殊性を国が認めてくれまして、沖縄振興一括交付金の充当ができたわけです。ですから、今後も検証しながら、拡充が必要であれば、また精力的に対応していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 いや、拡充は必要であればという今の教育長の答弁は、僕はちょっと理解できないですね。何のために今8人以上の複式学級を解消していくかということからかんがみれば、7人以下の複式学級だって解消していくと、そういう決意を持って当たっていかなければならないのではないですか。

○大城浩教育長 やはり新しいことをする場合は、先ほど7人以下の場合のさまざまな課題も出てまいりました。また8人以上の場合でも出てまいりますでしょう。ですから、そういったことを導入した場合には、当然、検証していくという視点は大事でしょうから、そういった意味での検証でございます。

○奥平一夫委員 検証といいますけれども、それはそれぞれの見方でそうなるはずなのですが、そういう言いわけではなくて、8人以上ができて、なぜ7人以下ができないかということの、むしろそういうことを考えていくべきではないですか。なぜ7人以下ができないのですか。検証していくという話はおかしい話ですよ、これは。8人以上にするのであれば7人以下でも何も変わらないですよ。正論は成り立たないですよ。

○狩俣智義務教育課長 今回は8人以上で認めていただいたということでありますので、今後さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○奥平一夫委員 これは内閣府のお墨つきがないと、7人以下というのはできないということですか。

○狩俣智義務教育課長 調整が必要だということであります。

○奥平一夫委員 では、その調整に向けて決意を聞かせてくださいよ、教育長。

○大城浩教育長 今回も複式学級の解消に向けて、私どもはいわゆる55学級に

その人数が配置できたわけですから、大きな成果と思っているのです。ですから、今後もその成果の検証をしていく中で、今の奥平委員御指摘の面については、これから研究してまいりたいと考えております。

○奥平一夫委員 研究してまいりたいということなのですが、だから先ほどから言っているように、教育機会の平等という観点からすれば、教育長は明確に去年も複式学級が余りよくないと答弁されていましたよ。覚えていらっしゃいますよね。なぜそういう考え方を持っている方が突然、沖縄振興一括交付金を使って55学級を解消できたというのに、残りの84学級の解消に向けて検討しますという話になるのか、僕は非常に不思議でたまらない。どこに気遣っているのか、どこを気遣っているのかわからないですけれども、これは財政から強く言われていることなのですか。いかがですか。

○狩俣智義務教育課長 国との調整の中で、今8人という線で落ち着いたところですよ。そこでスタートを切っていくということでもありますので、その成果を今後出して、その成果をまた示して、さらに要求をしていくという、そういう方向性になると考えております。

○奥平一夫委員 ですから、そういう言葉を教育長の言葉としていただきたいわけですよ。

○大城浩教育長 この件については、我々も実は県内の複式学級すべてを対象にして、10割国庫負担で要求してきたわけです。そういった経緯もございます。ただ、さまざまな過程の中でいろいろございまして、結果的にはこういう状況に陥ったわけです。我々も決して最初からというわけではございません。かなり突っ込んだ議論もしてまいりました。結果としてこういう状況であると御理解ください。

○奥平一夫委員 決意を聞きたいと言っているわけです。先ほどの狩俣義務教育課長との答弁のトーンがすごく落ちているような気がするのですよ。ちょっと調整してくださいよ。そんな答弁はないですよ。

○大城浩教育長 私としては決してトーンとしては変わっていないつもりなのですが、新たにこの8人以上をめどにして、ことしからスタートするわけですね。どうしても成果をもとにしながら検証していくことが大事でしょう

から、そういったことを引き続き、研究していきたいという思いでございます。

○奥平一夫委員 狩俣義務教育課長をぜひ来年度も残していただいて、しっかり交渉させてくださいよ。そうしないとこれは実現しそうもないですね、教育長、今の姿勢ではね。終わります。

○西銘純恵副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘純恵副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第44号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第45号議案沖縄県立図書館協議会設置条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 乙第45号議案沖縄県立図書館協議会設置条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立図書館協議会の設置根拠を整理するとともに、図書館法の一部が改正されたことにより、委員の任命の基準を定める必要があることから条例を制定するものであります。

なお、条例の施行期日は、平成24年4月1日からとしております。

以上が、概要説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第45号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 これまでの条例と設置根拠の整理まで、どういった整理をされましたか。

○親川實生涯学習振興課長 国のほうで一括法案—地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、1次、2次がありました。今回は第2次の一括法案が成立されました。188の法律の中の一つとして、図書館法の改正が行われています。改正の中身については、条例制定権の拡大、市町村、都道府県知事に対して権限を付与する項目です。その中で図書館の協議会について、従来法律で制定していたものを条例化するというので、今回新たに沖縄県立図書館協議会設置条例ということで基準の整理、定数の整理、任期の整理等々をしました。

○比嘉京子委員 この条例の国の改正の主な理由として、地域の自主性、自立性ということにまずは立脚しているわけですね。そうしますとこれを変えることによって、沖縄県の図書館行政が具体的にどういった方向性になっていきますか。

○親川實生涯学習振興課長 県立図書館の協議会の役割として、図書館法第14条の規定にあります。図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずることが1つ。それから、図書館の行うさまざまなサービスについて館長に対して意見を述べる機関です。

○比嘉京子委員 最初におっしゃった運営に関しての、1回目の。ちょっと聞き取れない。館長とおっしゃったのかな、館長の権限ですか。

○親川實生涯学習振興課長 館長の諮問に、です。

○比嘉京子委員 第14条の運営に関する規定においては、館長の権限と図書館サービスについての権限が移譲されるという理解でいいですか。

○親川實生涯学習振興課長 年に2回ほど開催されておまして、私はこの協議会に参加したことはございませんけれども、外形的には今先ほど述べましたとおりに館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う図書館方針、つまり図書館のサービスについて館長に対して意見を述べるということでございます。構成メンバーも学校教育の関係者とか、あるいは社会教育の関係者とか、家庭教育に資する活動を行っているものとか、学識経験者とか、そういった皆さん10名ほどで構成しております。

○比嘉京子委員　ということは、委員の任命の基準というのは特に変わらないと。

○親川實生涯学習振興課長　基準というのは変わっておりません。従前と同じ基準でございます。

○比嘉京子委員　基準は変わらないけれども、これは国に準ずるとか何かありましたよね。基準は変わらないけれども、館長が任命すると。基準は変わらないけれども何が変わるのですか。改正によって何か変わることがあるのですか。

○親川實生涯学習振興課長　あくまでも法律で規定していたこの制定の基準を市町村長、それから都道府県の自主性を高めるということで条例におろすと。そういう趣旨でございます。

○比嘉京子委員　わかりました。いわゆる国の法律で決めていたことを、都道府県の条例におろして、そして都道府県の裁量権といいますか、自主的または自立的な図書館運営の裁量権を拡大するというふうに理解をするのですけれども、それでよろしいですか。

○親川實生涯学習振興課長　まずは協議会を一新したこの条例に基づいて、この協議会の構成メンバーというのをまだ任命しておりませんが、どのような変化、どのような形になるのかまだ見定めがたい状況下にあるということでございます。

○比嘉京子委員　沖縄県のこの島嶼県における図書館行政のあり方ということの検討はこれまでもされてきたと思うのですよ。その方向性というのについて、直近のもので何か示されているような議論された一議事録なり、示されたような規定といいますか、確認事項といいますか、そういうものはありますか。

○親川實生涯学習振興課長　比嘉委員のおっしゃるとおり、今、県立の図書館、それから市町村の図書館が復帰時点で6館から今36館ほどになっております。図書館のあり方については、国が示している一つの基準といいますか、そういったもので各都道府県運営に当たっていると思います。ただ、各都道府県においても、たしか10都道府県に近い都道府県が独自の振興策というのを持っております。それで県においても、3月一島嶼県にふさわしい図書館のあり方、他

を含めて国が示している一つの基準とは幾らか様相の違う島嶼立県ということで、2月9日に社会教育委員会の皆さんへ諮問しております。

○比嘉京子委員 今、諮問してまだ返ってきていないと。返ってきたのが2月9日、どちらですか。

○親川實生涯学習振興課長 諮問を行いました。

○比嘉京子委員 それはいつ答申が上がってくる予定ですか。

○親川實生涯学習振興課長 平成24年度中には回答をいただくということになっています。

○比嘉京子委員 今のお話を聞いていてもですけども、その議論がかなりおこなわれているということも指摘しなければいけないし、それから沖縄県の図書館普及率というのも全国的に見ると下位でありますし、今30何県だとおっしゃいましたけれども、普及率のパーセンテージから見ても全国最下位のレベルになっているわけなのです。そのことも踏まえて、沖縄が島嶼県であるが故に、また独自の図書行政をしなければいけないのに、そういう方向性—指針めいたものが示されてきていないと。またそういうものを見たことがないので、他府県のものはかなりのページ数を読ませていただいているのですが、そういうものというのは、過去—かなり前のものでもいいですからありますか。沖縄の図書館行政はどうあるべきかという議論されたものは何かありますか。

○親川實生涯学習振興課長 一つのまとまった振興策という形よりは、むしろ各個別の事業の中で整理されております。

○比嘉京子委員 やはりそこら辺にさまざまな問題というのがあるということとは実感いたします。もっと島嶼県の定住状況も含めて、その情報の提供、それから知的欲求の充足、それから学力の問題等々ですね、やはり図書館行政の後進県であるということも私は否めない理由だろうと理解します。そういう意味において、方向性をおくればせながら平成24年度に示されるであろうということも踏まえて、今その条例に向かってやるわけですけども、ぜひ独自の図書館行政のあり方をしっかりと議論していただきたい。後でメンバー等についての資料がありましたら、また提出をお願いしたいと思います。

○西銘純恵副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘純恵副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第45号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第46号議案沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 乙第46号議案沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、博物館法の一部が改正されたことに伴い、沖縄県立博物館・美術館協議会委員の任命の基準を定める必要があることから条例を改正するものであります。

なお、条例の施行期日は、平成24年4月1日からとしております。

以上が、概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第46号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘純恵副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第46号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○西銘純恵副委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の請願平成23年第5号外1件、陳情平成20年第57号外84件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 教育委員会所管に係る請願及び陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、請願が継続1件、新規1件となっており、陳情は継続64件、新規21件、合計85件でございます。

初めに、新規請願について説明いたします。

説明資料の2ページをお開きください。

請願第2号の県立高等学校編成整備計画における北谷高等学校再編案に反対し、子供たちの将来を築く県立高等学校を求める請願が北谷高等学校の再編に反対する住民会議議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

本県の特別支援教育につきましては、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の可能な限り自立や社会参加に向けて、全教職員が取り組んでいくものであると考えております。なお、県立高等学校編成整備実施計画案のフューチャースクール（仮称）につきましては、多様な学習ニーズに対応できる「学び直し」を具現化する新しいタイプの学校として位置づけられており、心因性による不登校等の生徒への指導・支援において、特別支援教育の指導方法や発想が活かされるものと考えております。本計画案につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し策定しており、策定に当たっては、各教育事務所単位で各界の代表者により実施される地区協議会や関係団体等からヒアリングを行い、素案を作成し有識者による懇話会を開催するとともに、同時に各地域説明・意見交換会を実施しております。また、さまざまな意見について検討案を策定しパブリックコメントを実施しました。現在、県民の意見等を集約したところであり、さまざまな観点から検討しているところであります。

続きまして、陳情について説明いたします。

継続審議となっております陳情64件のうち、処理方針の変更を行うものについて説明いたします。

9 ページをお開きください。

陳情平成20年第189号の子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

変更部分は下線で示しております。

4 少人数学級については、平成24年度から、小学校1・2年生の30人学級に加え、小学校3年生で35人学級を実施する予定であります。今後については、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、25ページをお開きください。

陳情平成21年第142号の「30人以下学級」完全実現のための陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

1 陳情平成20年第189号記4の処理方針に同じ。

次に、28ページをお開きください。

陳情平成21年第196号の子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

4 陳情平成20年第189号記4の処理方針に同じ。

次に、45ページをお開きください。

陳情平成22年第121号の「30人以下学級完全実現」のための陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

2 陳情平成20年第189号記4の処理方針に同じ。

次に、69ページをお開きください。

陳情平成23年第89号の「30名以下学級」早期完全実現に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

2 陳情平成20年第189号記4の処理方針に同じ。

次に、47ページをお開きください。

陳情平成22年第139号の沖縄南部離島町村学生宿舎（学生寮）整備に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

離島住民の、公平な教育機会の確保と教育に係る費用の負担軽減を図ること、出身離島を離れ生活することへの不安等、精神的負担を軽減することは重要なことだと考えております。県教育委員会においては、沖縄振興一括交付金を活用して寄宿舎と宿泊施設等、多様なニーズにこたえられる多様な機能をあわせ持った複合施設である、離島支援のための「離島児童・生徒支援センター（仮称）」の整備に向け、国及び関係団体等との調整を早目に進め、早期に実現できるよう取り組んでいるところであります。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の86ページをお開きください。

陳情第2号の育鵬社公民教科書採択を許さず、「9月8日八重山全教育委員協議」決定を認めることを求める陳情が、連合沖縄北部地域協議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会に対して一本化を図るよう助言を行ってまいりました。教科書の採択権限は、3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただきたいと考えております。

次に、説明資料の87ページをお開きください。

陳情第4号の沖縄県立久米島高等学校園芸科存続に関する陳情が久米島町長外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立高等学校編成整備計画につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し、策定しております。本計画素案では久米島地域の児童生徒数が減少しており3クラスの維持は厳しい状況であること、中学生や保護者の普通科のニーズが高く、現状として園芸科の志願者減少により1クラスの存続が難しいこと等から園芸科を廃科とし、久米島高等学校を普通科2クラスの学校とすることとしていました。しかしながら地域の園芸科存続の強い要望があることや園芸科志願者も若干のニーズがあることから、本計画案では普通科に園芸コースを設置することを明記しております。なお、園芸科希望者を普通科のコースで受け入れることで農業に対する興味関心は維持でき、教育課程等においても大学進学等に有利になるものだと考えています。現在、久米島町からの提案も含め、県民の意見等を集約したところであり、さまざまな観点から検討しているところであります。

次に、説明資料の88ページをお開きください。

陳情第5号の県立高等学校編成整備実施計画の素案に反対し、久米島高等学校の現状維持を求める陳情が久米島町議会議長から提出されております。この陳情の趣旨は、陳情第4号と同じですので、同第4号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の89ページをお開きください。

陳情第14号の北谷高校編成の撤回を求める陳情が北谷町議会議長から提出されております。この陳情の趣旨は、請願第2号と同じですので、同第2号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の90ページをお開きください。

陳情第16号の県立高等学校編成整備計画の素案に反対し、八重山商工高等学校定時制課程（夜間部）の存続を求める陳情が石垣市議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立高等学校編成整備計画案につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し、策定しております。本計画素案では八重山商工高等学校定時制課程については、夜間部商業科を昼間部の普通科に改編することとしておりましたが、懇話会や八重山地区での意見交換会等で働きながら学ぶ生徒の対応の課題や地域の経済状況による夜間部の必要性、不登校経験者等の昼間の時間帯に学校へ通うことの厳しさ等の御意見がありました。これら意見について検討した結果、地域の実情等を踏まえる必要があることから、素案を修正し定時制課程夜間部を現状維持する案としております。教育委員会としましては、学校の活性化や教育活動の充実は生徒数の増によるところが大きいと考えております。今後とも八重山商工高等学校定時制課程の活性化につきましては、地域に対して学校の特色を生かした教育活動の啓発や中途退学者等の受け入れなど定員確保に努める必要があると考えております。

次に、説明資料の91ページをお開きください。

陳情第17号の2 航空運賃低減等、国境離島住民の定住条件の整備を求める陳情が石垣市議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2 これまで派遣費補助について、小・中学校児童生徒に対しては、市町村等からの補助がございます。高校生に対しては、県高等学校体育連盟及び県高等学校文化連盟を通して派遣費等の補助を行っております。

今後、沖縄振興一括交付金等の活用により、離島児童・生徒の交通費については、他部局及び関係機関と連携して負担軽減を図ってまいります。

次に、説明資料の92ページをお開きください。

陳情第19号県立沖縄水産高等学校の校名及び海洋技術科の単科としての存続に関する陳情が全日本海員組合沖縄支部支部長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立高等学校編成整備計画案につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し、策定しております。南部工業高等学校を沖縄水産高等学校へ統合する計画については、水産と工業の専門制を維持充実するとともに、異なる分野も総合的に学べる学校を設置し、新事業の創出や高度な経営技術に対応できる産業人材の育成を図ることを目指したものであり、南部地区の少子化

への対応と南部工業高等学校の小規模化の課題についても対応したものであります。県教育委員会としましては海洋県、島嶼県という本県の特徴を踏まえ、沖縄水産高等学校の本県水産業界への人材育成等の役割を重要視しております。また、100年余の歴史のある学校として県内はもとより県外での知名度や、部活動の活躍等についても特筆すべき学校であると考えております。現在、県民の意見等を集約したところであり、さまざまな観点から検討しているところであります。なお、校名については、実施計画策定後に「校名検討委員会」を発足させ、変更の有無も含めて議論することになります。また、現海洋技術科の船長コースと機関長コースの機能の維持は十分図ることとしております。

次に、説明資料の93ページをお開きください。

陳情第20号の県立高等学校編成整備実施計画（素案）に関する陳情が沖縄水産高等学校翔洋同窓会会長から提出されております。

この陳情の趣旨は、陳情第19号と同じですので、同第19号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の94ページをお開きください。

陳情第32号那覇市久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）解体工事の入札の取りやめを求める陳情が新沖縄子どもを守る会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）の解体工事については、2月14日、那覇市と建設業者が契約を締結しております。那覇市では、安全・安心なまちづくりを進めるという基本方針のもと、同施設を廃止し、新たに牧志駅前ほしぞら公民館へ機能を移転し、さらなる市民サービスの向上を図っていると伺っております。県としましては、那覇市の取り組みの推移を見守っていきたいと考えております。

次に、説明資料の95ページをお開きください。

陳情第33号那覇工業高等学校再編の撤回と再検討を求める陳情が沖縄県立那覇工業高等学校PTA全日制会長外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立高等学校編成整備計画案につきましましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し、策定しております。本計画案では、那覇工業高等学校については多様な生活パターンや学習ニーズを持った生徒の学び直しができる学校づくりを考えており、単位制の定時制独立校へ再編する新しいタイプの学校としての計画であります。再編後は基礎・基本を重視し個性に応じた学習ができる教育内容とし、生徒一人一人が夢や希望を持って生きることを支援する学校

づくりを目指したものであります。現在、県民の意見等を集約したところであり、さまざまな観点から検討しているところでありあります。

次に、説明資料の96ページをお開きください。

陳情第34号の沖縄県立久米島高等学校園芸科の廃科及び前期計画実施案の見直しに関する陳情が久米島町長外2人から提出されております。

この陳情の趣旨は、陳情第4号と同じですので、同第4号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の97ページをお開きください。

陳情第41号県独自の「30名以下学級」拡大に関する陳情が沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 少人数学級については、平成24年度から、小学校1・2年生の30人学級に加え、小学校3年生で35人学級を実施する予定であります。今後については、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

2 県教育委員会としましては、平成24年度から、複式学級に在籍する児童の教育環境の改善を図るために、個別指導が比較的困難な8人以上の複式学級に非常勤講師を配置することとしました。今後につきましては、本事業の成果等を検証し、複式学級の課題解消に向け、研究してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の98ページをお開きください。

陳情第42号離島・僻地からの高校進学に関する陳情が沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1、2 離島・僻地出身の生徒が、安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なこととあります。離島・僻地からの高等学校進学者につきましては、県立高等学校の寄宿舎への入寮を優先するなどの配慮を行うとともに、奨学金の貸与についても一定額の加算措置を実施しております。県教育委員会としましては、沖縄振興一括交付金を活用した複合施設として離島児童・生徒支援センター（仮称）を計画しているところであり、同センターが整備できるよう国及び関係団体等との調整を早目に進め、早期に実現してまいりたいと考えております。

3 現在、県立高等学校においては、僻地・離島出身の生徒はもちろん、親元を離れて生活している生徒に対し、生活安全指導、防犯指導を含めた生活相談やカウンセリングを定期的、継続的に行っております。今後とも、学校に配

置されているスクールカウンセラー、教育相談担当などと、保護者、地域自治体、最寄りの警察署等の関係団体と密に連携しながら、子供たちが安心して学習できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、説明資料の99ページをお開きください。

陳情第44号沖縄県教育委員会による沖縄県立図書館八重山分館廃止決議の追及に関する陳情が沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める会代表世話人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

八重山地域における図書館サービスにつきましては、平成22年度から2カ年にわたり、地元と幅広く意見交換を重ねてきました。その中で、地元から具体的な意見・要望を伺い、竹富町・与那国町における移動図書館の開催場所や回数を大幅にふやすなど、地域への支援に反映させてきました。これまで意見交換や地域への支援を行う中で検討を重ねた結果、分館の資源の一部を本館に集約し、県全体の図書館サービスのさらなる充実を図るとともに、分館の蔵書等につきましては、八重山全体の財産として地元で活用していただくこととしました。この方針について八重山市町会に説明を行い、分館の地元での活用も含めて、八重山全体の図書館サービスの充実に向けて取り組む考えが地元から示されました。県教育委員会としましては、3市町とも連携しながら、八重山地域を含めた県全体の図書館サービスの充実に向けて、可能な限り支援に努めたいと考えております。

次に、説明資料の100ページをお開きください。

陳情第51号スクールソーシャルワーカー活用事業に関する陳情が一般社団法人沖縄県社会福祉士会会長外4人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 平成24年度のスクールソーシャルワーカー活用事業は、本年度より2名増員し、児童生徒の抱えるさまざまな環境に働きかけ問題解決を行う等、スクールソーシャルワーカー活用事業の充実を図ってまいります。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業については、社会福祉士等の専門家の任用に努めているところであります。

3、4 スクールソーシャルワーカーは、スクールソーシャルワーカー設置規定で定められた非常勤職員であることから、社会保険への加入については、困難であると考えます。

5 スクールソーシャルワーカーの報酬については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則により定められております。スクールソーシャルワーカーの業務内容と他の職種の業務内容等を考慮し設定され

ているととらえております。

次に、説明資料の102ページをお開きください。

陳情第53号一括交付金による御茶屋御殿の早期復元を求める陳情が御茶屋御殿復元期成会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1、2 御茶屋御殿の発掘調査については現在、教会や車庫、幼稚園等の既存建物や舗装等があり、首里教会の同意が必要であるとともに、具体的な調査期間の調整等が必要であります。また、御茶屋御殿の早期復元については、那覇市や沖縄総合事務局、沖縄県の関係部局で構成するワーキンググループにおいて検討してきているところですが、事業主体と事業の実施方法について結論を出すまでに至っておりません。発掘調査や早期復元については、沖縄振興一括交付金の活用も含めまして、文化庁及び那覇市等と引き続き調整を行っていきたいと考えております。

3 これまでの発掘調査では、茶亭の遺構等、部分的な状況は把握しておりますが、文化財指定に当たっては御殿全体の発掘調査や土地所有者である首里教会の同意も必要であり、なお調整を要すると考えております。

次に、説明資料の104ページをお開きください。

陳情第54号高等学校への特別支援サポーターの配置に関する陳情が上間氏から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

障害のある生徒に対しては、学校では特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、生徒個々の実態に応じた配慮や支援を行っております。県教育委員会では、特別支援教育実践推進事業を実施し、校内支援体制を担う教師の指導力の向上を図る研修を行うとともに、巡回アドバイザー専門家チームの派遣などによる学校支援を行っております。支援員の配置については、対象となる生徒の障害の程度等の実態、生徒本人及び保護者の意向、校内支援体制の状況等を総合的に判断し、必要な学校へ配置を行うこととしております。美来工科高等学校への支援員の配置についても、当該生徒及び校内支援体制の状況等を把握して総合的に判断してまいります。

次に、説明資料の105ページをお開きください。

陳情第60号の3大震災・福島原発事故からの避難者の支援策の推進を求める陳情がつなごう命・沖縄と被災地をむすぶ会共同代表外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 公立の学校や保育所などの給食に安全な食材を使用することについて

は、今後とも、県産食材活用の取り組みの推進を図るとともに、市場に流通する食材については、民間に整備される検査機器を活用した放射性物質の検査について各市町村への啓発に努めているところであります。また、弁当や飲み物の持参については、各市町村が実態に応じて対応することとなっております。今後も、安全安心な学校給食の実施に努めてまいります。

2 栄養教諭等学校給食関係者に対し、研修の中で放射能について学習を行ったところでありますが、今後も学校教育者、給食関係者を対象とした放射能の内部被曝に係る学習会等の実施について検討してまいります。

次に、説明資料の106ページをお開きください。

陳情第67号豊見城城址の文化財としての保全に関する陳情が沖縄・生物多様性市民ネットワーク豊見城支部から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 豊見城城址については、1988年の市全域の分布調査報告書等において、大型グスクで重要な文化財として認識されており、考古学的な調査対象となっております。また、県営公園化につきましては、南部圏域において4カ所の県営公園を整備しており、新たな県営公園としての計画はないと聞いております。

2 県の文化財指定に関しては、当該市町村から土地所有者の同意も添付して県に申請を行い、県の文化財保護審議会で審議するという手続等を踏む必要があります。現在、豊見城市からは、土地所有者の同意が得られず、確認調査等が実施できない状況と聞いており、現時点では県の文化財指定は困難であると考えております。

3 指定管理者制度の活用の可能性等については、豊見城市が判断するものと考えます。

次に、説明資料の107ページをお開きください。

陳情第72号の2 沖縄県の産業振興と中小企業振興に関する陳情が沖縄県中小企業家同友会筆頭代表理事から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2 県立高等学校の寄宿舎の整備については、校舎等施設の整備と同様、補助率3分の2の国庫補助制度があります。平成24年度からは、従来と同じ補助率で、沖縄振興一括交付金（仮称）のうち沖縄振興公共投資交付金（仮称）を充当することとなっております。県としましては、今後とも、安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

次に、説明資料の108ページをお開きください。

陳情第73号の沖縄南部離島町村学生宿舎（学生寮）整備に関する陳情が南部離島町村長議長連絡協議会会長から提出されております。

この陳情の趣旨は、陳情平成22年第139号と同じですので、同第139号の処理方針に同じであります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○西銘純恵副委員長 教育長の説明は終わりました。

休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時24分

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより各陳情等に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願・陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは新規陳情の第54号、104ページの特別支援の関連でまずお尋ねいたします。本会議の一般質問でもお尋ねしました。その件について、再度確認のために状況を教えていただきたいのですが、今高等学校に通うそれぞれの障害種別の生徒数、総数でどれぐらい、それぞれどれぐらいの数がいて、またどれぐらいの学校にいるのかという全体的な説明をしていただけますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 現在の状況ということですが、毎年私どものほうで5月に学校に対して調査をしております、今年度の平成23年度につきましては、学校数一高等学校は60校ですが、55校に、肢体不自由の生徒40名、病弱・虚弱の生徒42名、視覚障害の生徒18名、聴覚障害の生徒33名、軽度の知的障害の生徒6名、LDの生徒8名、ADHDの生徒9名、高機能自閉症等の生徒59名、その他の発達障害の生徒6名、統合失調症の生徒2名、その他のうつ病等の精神疾患の生徒40名、合計263名でございます。

○仲村未央委員 発達障害の中でもLD、ADHDをそれぞれ分けておっしゃったのですが、発達障害というのは、そのくくりで言うと何名というのはわかりますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 文部科学省の定義によりますと、発達障害はLD一学習障害、ADHD、高機能自閉症等ということになっております。先ほど申し上げた障害種別の中からこの3つにつきましては、合計で82名となります。

○仲村未央委員 今回の陳情の皆さんの処理方針を見てみますと、各学校、高等学校では特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、となっておりますが、この校内支援体制の現状と、今言う263名の何らかの特別支援を必要とする一教育というくりにされている方々の個別の状況というのは、県教育委員会としてすべて把握しているのかどうか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 対応の現状でございますが、処理方針でも出してありますとおり、コーディネーターを中心として校内支援体制を各学校でつくっていただく、学校の中で職員全体の組織的な指導、支援の工夫、配慮によって支援してもらおうということを基本に、私どものほうで学校へ指導、助言を行っております。そして、学校の取り組みを側面的に支援するというところで、アドバイザー専門家チームによる支援を行っております。先ほど申し上げた263名全員の個別の指導、支援状況というのは、私どものほうで把握は特にしておりません。ただ、特徴的なもの、例えば特にこのような状況の生徒がいるということについては、その都度必要に応じて学校から報告を上げていただいております。

○仲村未央委員 教育庁ですべてを把握しているわけではないということ、学校から報告があったものについて把握しているということですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 基本的にはそういうことになります。

○仲村未央委員 263名のうち、学校から報告があつて、特段皆さんが把握をしている数というのは何名ですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 特段といたしましょうか、例えば先ほど申し上げたコーディネーター養成研修の中において、それぞれの学校の状況を報告してもらうということでの状況の把握。それから、先ほど申し上げた263名の生徒については、現在どのような状態で、学校で工夫をしている、配慮をしているということの報告はしてもらっていますので、そういう形での把握となっております。

○仲村未央委員 具体的に答えていただきたいのです。余り抽象的にやる時間がないので、実際に特別支援教育コーディネーターをしている方々というのは、通常の教員、ほかの担任なり教科を持ちながらやっている方々ですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 教科を持ちながらという教諭の方、それから養護教諭の方などであります。

○仲村未央委員 それは60校すべてに配置されていて、支援体制というのは確立されていますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 60校すべてにおいて、その学校内で最もこの役目にふさわしいだろうと思われる方を指名してもらっております。体制という意味では、このコーディネーターの方を中心とした組織的な、特別支援教育のための校内委員会というものを、各学校に組織してもらっております。

○仲村未央委員 ですからそれは現実的にすべての学校において機能していると思っているのか。課題があるのですか。そこら辺そう思っていますではなくて、どうなっているのかという現状です、先ほどから聞いているのは。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今申し上げました校内委員会の設置はしていますが、例えば具体的に生徒に対する支援の取り組みについて話し合いをするという開催状況については、まだまだ不十分かと思っております。

○仲村未央委員 それで、小中の義務教育課程における特別支援教育、普通の地域の学校における特別支援体制と高等学校、これは義務教育ではないという中での違いがありましたらお話しいただきたいと思いますが。支援体制につい

て。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 まず小中学校と高等学校の違いということですが、県の教育委員会のほうで特別支援のコーディネーターの養成ですとか、そのような研修を始めた時期にまず違いがございます。高等学校のほうは3年ぐらいおくらせて始めました。例えば特別支援教育そのものの理解ですとか、例えば障害についてのさまざまな共通理解ですとか、そういうものの広がりというのは、小中学校よりはややおくらせているのかなということです。それから、具体的な生徒に対する支援の手だてを学校の中でつくっていくという取り組みも、小中学校に比べるとまだおくらがあるのかと認識しています。

○仲村未央委員 そのおくれた理由というか背景には、私は一つ入試という制度を介しての入学—その学校に在籍をしている状況が入試を前提にしているということで、いわゆる義務とは背景に違いがあるのではないかと思いますのですが、そこら辺はいかがですか。学校によって入学をしたという前提の中で、学校がそれを受け入れるということが大きな—つまり合格したという前提の中にあるので、小中学校でいう適正就学みたいなシステムを通過しないというように考えるのですね。そういう意味で、そもそも最初の支援体制というのが、学校単位に任された状況というのを生みやすいのではないかと思いますのですが、そこら辺課題はないですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今おっしゃったところでは、例えば小学校と中学校ですと、同じ義務教育、同じ市町村立の学校ですので、それぞれの地域において、例えば小学校6年を終わる子供について、中学校の先生方と小学校の先生方が、いろんな情報のやりとりをすることが、実際に行われております。ただ、中学校と高等学校については、今委員がおっしゃったように、入試という制度もございますので、なかなかこの辺の情報のやりとりというのが十分ではなかったところがございます。特に今年度から、高等学校の校区を中心に、中学校の先生方と高等学校のコーディネーターとが情報交換をするという場を教育委員会として設けております。

○仲村未央委員 60校のうちの55校ですから、ほとんどと言っていいぐらいに特別支援のニーズがあって、一人一人すべてに支援が必要かどうかというのは個々の状況で大きく違いがあると思うのですが。ただ、55校にいて、そのうちの4校に支援員がいると。余りに少ないのではないかと思いますのですが、そこら

辺のニーズ調査をされたことがあるのか、いかがでしょうか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今年度配置しております4校の5人につきましては、緊急雇用の予算を活用しまして、教育委員会のほうから特にこの学校にはということを考えて配置しております。今おっしゃったニーズ調査という意味では、次年度実施する高等学校への支援配置事業について、配置を希望する学校に今募集をかけているところです。

○仲村未央委員 今回の陳情の中では、美来工科高等学校の2年生の保護者からの、支援員が必要ですよという趣旨なのですが、この当該陳情者の状況というのを、県教育庁は把握していますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 私どものほうでは、今回の陳情が生まれてから学校にいろいろと生徒の状況、学校の対応の様子などを聞いているところです。

○仲村未央委員 その支援の体制、実際の必要性等々について、どのように見ていらっしゃいますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 学校の当該生徒に対するさまざまな配慮、例えば登校して一番多く時間を過ごしているところは保健室なのですが、そのような生徒の一日の過ごし方などを学校から聞きますと、そして対応している職員の対応状況等を聞きますと、現時点では学校でできるだけのことやられていると思っております。

○仲村未央委員 一番多く保健室にいるということは、時間が長いということですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 保健室にいる時間が特に長いということではなくて、登校してかばんなどの学習用具を保健室に置いて、ある意味本人が一息ついてと言いましょうか、それから教室に入るという形になっているようです。

○仲村未央委員 実際にこの方々のお話を聞くと、今学校でできることはやっているという、本当にその範囲で、まさにここで期待されるような校内支援体

制が確立された状況ではないと私は見ていますが。それから実際にクラスで授業を受けている状況、ほかのクラスメイトとのかかわり、その環境、非常に困難を抱えていると見られますが、いかがでしょうか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 先ほど特別支援教育の充実への取り組みということで、巡回アドバイザー専門家チーム等のお話をさせていただきました。現在美来工科高等学校においては、このような外部の支援機関といましようか、そういうものを活用するといところがまだ十分ではないような状況がございます。ですので、このあたりを中心に私どものほうから指導、助言をしていきたいと考えております。

○仲村未央委員 小中学校に比べて高等学校の支援体制づくりがおくれたといったことももちろん前提にはあると思いますよ。ただ、余りに学校全体の情報の共有、体制の理解、本当に個々の担任、クラスにゆだねている状況というのが、私はこの1件しか具体的には現場には行っていませんが、本当に55校に特別支援の子がいるのであれば、その学校として共有されている状況があるのか、支援体制は組めているのかというのを、今一度しっかりと調査をする必要があると思うのです。今回のこのケースにおいては、非常にこの支援をしようとする生徒も、支援している先生方も、私は学校内においても孤立しているというように見えています。そこら辺どうですか。本当に先ほど来おっしゃるような深刻さというのが、私はなかなか担当の人から伝わってこないのですが。

○大城浩教育長 実はこの当該生徒の状況につきましては、随時報告してもらっております。入学時からこれまでさまざまな面談はやってきたと。逐一資料等についても報告は上がっております。そういう中で、今回はなかなか支援体制について、御父兄の方が御不満があったわけでしょうから、こういう形の陳情になっていると思います。今委員御指摘のように、基本的に学校のほうから支援の要請がないことには対応が難しいわけです。ですから、それも含めながらぜひ今後改善できるところは変えていきたいと考えております。

○仲村未央委員 教育長、今何か誤解があるのかなと思ったのですが、保護者に不満があるとかではないのですよ。というのは、むしろこの子は小学6年生のときに初めてアスペルガーと診断されて、診断が遅かったのです。非常に知的に優秀—知的障害ではないわけですね。ですから、どこへ行っても発達障害という認定がもらえなかったのです。そのことによって、支援体制から漏れて

いるわけです、既に6年生まで。そして、それでもなお高等学校入試を受けたら通る、入れてもらえた。希望の美来工科高等学校に入れたということで、非常に夢を持って、保護者もこの子も毎日楽しく学校に行っているのです。ただ、行っているところの集団の中での不適応を起こしているということに対する、学校の支援体制の理解の乏しさが問題なのだと私は思っているのです。ですからこれは何も不満があってどうのこうのではなくて、できれば入った高等学校で、きちんと生活して高等学校時代を過ごして卒業していきたくと。そして、周りの同窓のクラスメイトとも一緒にかかわりたいという希望なのです。担任も一生懸命にやっています。先ほど特別支援教育監が言うように、できることは学校の中でやっているのです。ただ、全体としての共有がないために、外のアドバイザーや専門家チームを入れきれない。その無理解なのです。必要な支援を求めきれないという学校の中の管理のあり方、運営の仕方、ここに私は非常に課題があると思っています。だからこれは教育庁の出どころで、しっかりと指導をして、必要性が高いと一指導員も医者も、こんなに重度のアスペルガーの子が普通高等学校の美来工科高等学校にいるということに驚いているぐらいだと言うのです。ですので、そこの支援体制をしっかりと、必要性を認めて、次年度に向けての支援員の派遣というのは本当に、1日も置けないぐらいの緊急度があると私は見ますが、いかがでしょうか。その把握にまず努めていただきたいし、言っていることの全体をつかんでいただきたいのですよ。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 現在の学校の取り組み状況、それから生徒の状態等について、先ほど陳情が出てからということをお話し申しあげました。そういう意味では、まだ私たちも把握が十分しきれていないところがあるかと思えます。ですのでもう少ししっかりと学校の状況を把握した上で、恐らく先ほど申し上げた外部の専門的な機関の力をかりるところなども、まだそこまで考えは回りきれていないところがあるかと思えます。そういうところを指導、助言していきながら、そしてトータルで何が最低限必要なのか—現在の学校の状況において、その辺のところを学校とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○仲村未央委員 次年度に向けて、ヘルパーは何名採用を予定しているのですか。今4校に5名で、次年度は。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今年度はモデル事業ということでしたが、平成24年度から高等学校への特別支援教育支援員配置事業ということで、

今現在5名の予算を確保しております。

○仲村未央委員 1人もふえないのですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 現時点では5名ですが、確かに委員も御指摘のとおり、必要な学校はそれなりに出てまいるだろうと思っておりますので、これをふやしていく努力をしているところです。

○仲村未央委員 来年も5名では全然対応できませんよ。先ほどから言うように、60校に55校もそういった特別支援のニーズがあると思われる子がいて、そして報告もばらばら。たまたま学校から報告があったら知っている。そしてこういった陳情が出るほどの深刻な状態にいつているのに、把握がなかなかできないというのが、今の教育庁の体制でしょう。そういう意味では、ぜひ早急に全体に公平な調査をかけて、そして緊急度をちゃんと洗い出して、たまたま報告があるから知っているではなくて、支援体制がないところは、どんなに深刻でも報告が上がってこないことが余計に深刻なのです。ですので、ぜひこれはすぐにやってほしいと思いますが、次年度一すぐ4月ですよ。そして予算要求もちゃんとやってほしい。教育長、どうですか。

○大城浩教育長 来年度につきましては、今学校現場に募集をかけておりまして、現在3名の応募者がいる状況みたいです。私どもは5名の配置を予定しておりますので、これからも募集については周知をしていく中で対応を考えていきたいと思っております。

○仲村未央委員 3名の募集の中に、美来工科高等学校は入っていますか。

○大城浩教育長 まだ今のところ、美来工科高等学校のほうからは応募がないということであります。

○仲村未央委員 どうして当事者、そしてそれを取り巻く現場にいる教員たちからはこういうことが上がってくるのに、学校からは上がってこないというところに課題があるのですよ。全体としてこの課題が共有できている体制がないのですよ。そこをぜひ、これはもう表に出てしまっているのに、特にこの件については具体的な状況の把握、支援体制の必要性をぜひ認めていただきたいと思っております。いかがですか。

○大城浩教育長 これまでも我々はさまざまな支援体制を組んでまいりました。例えば御承知のように特別支援教育コーディネーターの指名をしたり、あるいは校内委員会を設置したり、いろんな形で対応しております。今回につきましても、これから校内支援体制の中で生徒の実態把握に取り組んでいく中で、どういう対応ができるか研究をさせていただきます。

○仲村未央委員 進みますが、このことについては本当にゆゆしき状況があるということ、私自身確認していますし、このまま支援員を置かないことによるクラス全体、学校全体への影響の深刻さを私は感じていますので、それは教育長の責任として取り組んでいただきたいということを強く申し上げます。

そして次の陳情に行きますが、北谷高等学校のフューチャースクール、学校再編の中の取り組みで出ています。私はこのことについても関連として伺いたいのですが、まず皆さんの県立高等学校編成整備計画を見たら、新しいタイプの学校ということで、この県立高等学校編成整備計画の12ページに出てくるのです。そして、ここに当たり前のよう書かれている文言に私は驚くのです。

「既存の全日制高等学校では十分に対応できない、不登校経験や発達障害のある生徒で、全日制高等学校で学ぶ意欲のある生徒に対しても教育機会を拡大し」と。つまり皆さんは、一方ではあたかも支援体制をやっています、コーディネーターをおいて、各学校で支援体制をつくっていますというのが今の教育庁の前提です。けれどもこの県立高等学校編成整備計画にいくと、フューチャースクールをつくる前提が、全日制高等学校では十分に対応できない不登校経験や発達障害のある生徒で、全日制高等学校で学びたい子の学校というように、対応できないことを前提に書かれているのです、必要性が。これは一貫性がありますか。

○嘉数卓総務課教育企画監 今回私どもが提案しておりますフューチャースクールにつきましては、何もすべての生徒にそこに入れていただくわけではなく、庁内でも議論いたしましたけれども、当然各学校でこういった対応をいたします。ただ、どうしても、先ほど委員からもありましたように、そういった子たちが全日制高等学校に行きたいけれども行っていない、行っても中途退学をする子たちがいると。当然それは各学校でも対応しますけれども、より専門的な対応ができる学校も必要ではないかということで、他県の状況も踏まえまして、今回こういう計画を提案させていただいているところです。

○仲村未央委員 当然各学校で対応しますけれどもという今の答弁と、今できていないことを前提にしたフューチャースクールのつくりと、そしてまさに皆さんがフューチャースクールをつくる前提で、今の学校にも行ってください、そして選択の幅を広げてフューチャースクールに行きたい人はどうぞと言っているのですよ。発達障害を持っていたらどっちでも選択権はあるよと言いながら、全日制高等学校では十分に対応できないということを最初の1行目に書いて、そして先ほどから私は、先ほどの美来工科高等学校の例を出して、現実に高等学校に行っている子たちの現状はどうですかと言ったら、十分に把握されていないではないですか。この所管の一貫性のなさも、私はこの県立高等学校編成整備計画に非常に出ていると思いますよ。本当に全日制高等学校でも、今ある高等学校でも特別支援の体制が十分にあって、それでもなおフューチャースクールも選べますよと、選択の幅を広げるというのであれば、今ある高等学校でまずやってください。先ほどから言うように。そのことをまずやって、そしてフューチャースクールで、さらにそこに行きたい子が行けるといふ、それが選択ですよ。本当にそうになっていますか。先ほどから課題があると。

○大城浩教育長 基本的には答弁書にあるとおりです。わたしどもはすべての学校において、特別支援教育は大事な視点だということがありまして、そういう意味でのすべての学校において、障害のある幼児童生徒の可能な限り、自立や社会参加に向けて全職員で取り組んでいこうといったことを前段で申し上げております。今回はそういったことをまず前段で言って、その後、特別支援教育の指導方法とかあるいは発想について、さまざまなメリットがありますので、そういったことをフューチャースクールの中で活用していこうというのも2つの視点なのです。ですから今おっしゃっているような御指摘につきましても、さまざまな課題があるかもしれませんが、そういった課題をぜひクリアしていく中で、いろんな御意見が出ていますので、それも参考にしながら、あり方等について研究してみたいと思っております。

○仲村未央委員 研究してみたいということではなくて、皆さん理想のとおり、それを現実にしてください。体制をつくってください。現実に、全日制高等学校でも今行っている高等学校でも、生徒が障害を持って学べるということを皆さん保証して入学をさせているわけです。その入学させた責任を果たせるような体制をとってほしい。そして、さらに選択というのであれば、それをやってからフューチャースクールが必要かどうかも含めて、初めてそこからニーズが出てくるはずですよ。今のは、私からしたら非常にちぐはぐです。これは課題

を指摘して、次に、同じ県立高等学校編成整備計画の陳情が出ていますので、水産高等学校のほうに進みます。

92ページ、93ページの新規の陳情第19号で、2者から出ております。1つは全日本海員組合沖縄支部、もう一つは翔洋同窓会一学校の同窓会から出ております。まず前段で聞きたいのは、一般的に県立高等学校も全部一緒ではなくて、普通高等学校とか専門高等学校とか特別支援高等学校とか、それぞれ特徴があると思うのですが、一般論として大まかに言って、普通高等学校と専門高等学校、特別支援高等学校、それぞれに期待される人材育成の役割というのはどういふことですか。まずそこをお尋ねします。

○嘉数卓総務課教育企画監 県立高等学校編成整備計画では基本的な方向としてすでに9月に策定してございまして、その中から説明させていただきたいと思っております。普通高等学校普通科につきましては、やはり進学ということが一つにございまして、生徒の能力、適正、興味関心、進路希望等、そういった多様化に対応できるような類型コースの設置等々を含めて、個に応じたきめ細かい指導の充実を図るといふように記載してございまして、専門高等学校について、職業教育を主とする専門学科等になりますけれども、沖縄県の産業等を含めまして、沖縄県を担う人材、専門性を持った教育ということ、それぞれに専門の学科を準備して、人材育成を図るといふこととございまして、個々に文言等書いてあるのですが、大まかに言ってそういうことだと思っております。

○仲村未央委員 本当は特別支援までさらっと言ってほしかったのですが、時間がないので進みます。専門高等学校には一特に今回沖縄水産高等学校ですが、職業教育を通じてその産業を担う人材、専門性、これを培ってほしいというその教育的な役割機能が期待されているというのが今の答弁ですが、沖縄水産高等学校にはどのようなことを皆さんは期待をしているのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 一般質問の答弁等でもあったかとは思いますが、沖縄は海洋県、島嶼県ということ、水産関係につきましてもやはり大きな役割を担っていると。それを担う人材ということ、沖縄水産高等学校については大切な役割を持っていると考えております。

○仲村未央委員 沖縄水産高等学校には、そういった島嶼県、海洋県を担う人材の育成ということなのですが、その実績を示していただきたいのです。私が確認したところによると非常にすばらしい実績を持っているのですが、志願

倍率、就職率、資格取得、こういった面からの沖縄水産高等学校の実績について上げていただけますか。

○平良勉県立学校教育課長 沖縄水産高等学校の海洋技術科ではどのような資格が取得できるかといいますと、例えば海上特殊無線技士2級、危険物取扱者、小型船舶操縦士、ボイラー技士、海技士科目も合格ということで、こういった資格が取れるようになってございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から、沖縄水産高等学校の志願倍率、就職率、資格取得等の実績について答弁するよう確認がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平良勉県立学校教育課長。

○平良勉県立学校教育課長 水産高等学校の海洋技術科について申し上げます、就職内定状況は平成22年度で100%で、過去5年間も94%、92%、69%、83%といった状況になっております。資格は先ほど申し上げた海洋特殊無線技士とか、そういったものでございます。

○仲村未央委員 これも本当はぱっとデータが出てくるかなと思ったのですが、志願倍率もほかのところの0.9倍というのが平均なのですかね。これに対して、平成23年度は1.65倍ですね。1倍を超えてくるという、今年度もそうではないでしょうか。それから7年連続選考会においては就職率100%というところで、新聞報道もかなりされているのですよね、この間資格取得も含めて。こういったすばらしい実績があるというので、非常に皆さんが期待する水産業界に資する人材の育成というのには、大きく貢献している学校であろうと認識します。それで、皆さんの県立高等学校編成整備計画を見ますと、これに出てくる水産高等学校と南部工業高等学校の統合の理由、また効果の中によくわからないことが幾つかあるのですね。1つ一番わからないのが、幅広い専門性というのはどういう意味なのか。この間のいろんな水産高等学校の県立高等学校編成整備計画にかかわるQアンドAを見ても、このように出てくるのです。幅広い専門分野を科学技術の視点から統合的に学ぶ学校を設置し、新事業の創出や高度な経営技術にも対応できる産業人材育成を図る目的としていますと。

聞きたいのは、私の中では専門というのは特化したとか、より深いとかという言葉であられると思うのですよ。ですからここで皆さんが県立高等学校編成整備計画に書いてある幅広い専門性という、幅広さというものと専門性の日本語の意味がわからない。それからこのQアンドAに出てくる新事業の創出や高度な経営技術にも対応できる産業人材というのは、一体どういう資格を持った人材なのか、想定されているのかお尋ねいたします。

○嘉数卓総務課教育企画監 いわゆる総合実業高等学校という考え方の一般論ですが、これは当然工業と、今回の場合水産系なのですけれども、それぞれがちゃんと専門性を持った教育課程を組みながら、選択科目の中でもう一方の選択科目から幾つかとることができる。それがまた資格取得のための単位であったり、そういった意味で総合選択制というのがございます。これは今社会の産業構造が単純に工業、農業とか水産業とか、いろいろとコラボといいますか、そういった部分—最近は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律という中小企業向けの法律もできてございますし、例えば植物工場とかそういったものもございます。そういった意味で、あくまでもこれは生徒の選択なのですけれども、そういった可能性、機会を与えるという意味での幅広い専門性ということで、御理解いただきたいと思えます。

○仲村未央委員 ですから具体的に聞いているのです。皆さんが書いてあるから私は聞いているのです。新事業の創出や高度な経営技術にも対応できる産業人材、これは具体的にどのような資格を持っている人を、総合実業高等学校から排出しようということなのですか。今言う農商工連携に通用する資格とか、そういうものがあるのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 細かい教育課程、そういった部分については一実はこれまでもそうなのですけれども、その方針を決めて、その後で学校の中で地域のニーズや学科のニーズを踏まえて考えていきます。それで今即答でこういったものだとはちょっと言えないのですけれども、やはり工業系、水産系、それぞれの資格がございまして、そういった意味での選択ができるということでございます。

○仲村未央委員 どういったものがあるか言えないというので、私も余計にわからないのです。ですから皆さんがどこからこの新事業の創出や、高度な経営技術に対応できる産業人材育成を図るということ、想定した学校を考えたの

かが私はわからないから聞いているのだけれども、答えられないというので余計にわからないのですね。それでももう少し聞くと、今言ったような人材というのは一体だれが求めているのですか。つまり、どういうところにニーズがあって、今言うような幅広い専門性を持った人材を必要としている企業とか、そういうところはどこですか。大ざっぱにでいいですよ。何か調査をしましたか。どういった人材が必要ですかということで、多分職業高等学校ですからね、先ほど言ったような産業人材に資する人材を育成するわけですよ。それで今言うような新たな産業に対応できる、高度な経営技術に対応できる人材というものを想定したときに、幅広い専門性を必要とする産業分野というのはどこですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 繰り返して申しわけないのですが、やはりこれは学校のほうで実際に就職とかでいろいろ変わっています。そういった中で、またどういったものが必要なのかということは考えていくと思います。これはその段階で、学科の中身を含めてお願いしていくことかと思っております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から、具体的な質問に対しては、できる、できないなど明確に答弁するよう、指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

嘉数卓総務課教育企画監。

○嘉数卓総務課教育企画監 編成整備として今の段階で、そういう形の調査はしてございません。

○仲村未央委員 それで、私は皆さんの県立高等学校編成整備計画に基づいて聞いていますが、調査していないと。ただその期待される効果ですね、南部地区の工業系ニーズに対応できると書いてあるわけです。工業系ニーズというのは調査したのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 その調査というのがどういった形とかいろいろあるかとは思いますが、当然その学校の就職状況とか、そういった面ではいろいろ我々勘案しながら検討してございます。

○仲村未央委員 南部地区の工業系ニーズに対応できますという、皆さんの効果を示されているわけですよ、この南部工業高等学校と沖縄水産高等学校の統合の効果。ですから南部地区の工業系ニーズというのが、どういうものであるかということを知っているわけですよ。ニーズというのは普通市場があって、そこで必要とされることをニーズというわけですよ。それを調査しましたか知っているわけですよ。

○嘉数卓総務課教育企画監 繰り返しで申しわけないのですが、調査というのはいろいろあるかと思うのですけれども、例えばどういった企業にという形での具体的なということであれば、それはございません。私どもが申し上げたいのは、今南部工業高等学校に2クラスありまして、そこでちゃんと卒業していく段階でいろんな企業に就職していっています。就職率がいいです。それがやはり小規模化の課題等もあって、それに対応するために沖縄水産高等学校のほうに持ってくるという意味でのニーズにこたえと、要するに、なくさないという部分の意味合いもあって、そう申し上げております。

○仲村未央委員 今聞いているのは、最初に聞いたのが専門高等学校、沖縄水産高等学校に期待される人材、その育成、それが水産高等学校の役割として大いに発揮されていますねと。そのニーズが皆さんの言うことが総合的な専門性、幅広い専門性というものですから、その幅広い専門性がどこでニーズがあるかということを知っているから私は聞いているのです。今の答弁だと、その企業の調査、あるいはそういった人材が必要だと言っている調査はしていないということが、一つ確認できたと思うのです。それで実際には今回の県立高等学校編成整備計画に当たって、皆さん委員会をつくりましたよね。再編整備のもととなる原案をたたく委員会。この中で今言うような幅広い専門性を必要とする人材が必要だからここを統合しようとか、こういった議論があったのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 外部の有識者等を含めて、そういった協議をしていただく部分は、まず案ができましたときに御審議いただく懇話会というものがございまして。

○仲村未央委員 そこでそういう議論はありましたか。

○嘉数卓総務課教育企画監 やはりどういった内容でやるのかという部分につ

いての議論はありました。

○仲村未央委員 どのような意見が出ましたか、水産高等学校と南部工業高等学校についての意見は。

○嘉数卓総務課教育企画監 今手元に持っている資料では、意見として幅広い専門性という観点の中で、実際にやり方として科目選択のミスマッチを極力なくす努力を払わなければいけないのではないかとか、ガイダンス機能の充実を図る必要があるとか、そのような議論がございました。要するに、それぞれの専門科目を生徒のニーズにこたえるように選択をしてもらう必要があるということがございました。

○仲村未央委員 今言うような懇話会、このメンバーというのは何名ですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 8名でございます。

○仲村未央委員 どういった方々が、それぞれの立場で入っていらっしゃるのか。

○嘉数卓総務課教育企画監 学識経験者代表として大学の先生、経験者として元総合教育センターの所長、経済界から経営者協会の方をお願いしてございます。それから市町村教育委員会の代表の教育長、保護者代表として県PTA連合会、高等学校PTA連合会の会長、学校長代表として高等学校長会の会長、中学校長会の会長というメンバーになってございます。

○仲村未央委員 皆さんの公表されている議事録を見ても、今のメンバーから産業人材にかかわるような発言というのは一切見られませんが、いかがですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 申しわけありません。今議事録はあるのですが結構なボリュームがあるので、すぐには即答できませんがよろしいでしょうか。

○仲村未央委員 では進みますが、懇話会のこういった構成の中で今言うような工業高等学校と水産高等学校の専門性をそれぞれ議論するような、あるいはその統合によって期待される効果が出てくるような発言というのは、そもそも

なかったと見ていますので、そこはぜひ後で教えてください。

それから、もう一つ、皆さんの県立高等学校編成整備計画の中で、水産系の機械と工業系の機械が類似しているという表現が出てくるのですね。これはどういふところが類似しているのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 双方ともエンジンとか、何々機関とかそういった部分の共通があるそうです。

○仲村未央委員 私は機械のことなんか全くわかりませんよ。ただ、今学校でそれぞれかかわっている教員の方から聞けば、全然類似していないのですよ。船舶機関というのは、受け売りですけれども、ガソリン、ディーゼル、タービンの種類があり、また船には専用電気、補助電気、ポンプ、空気洗浄機、冷凍機、甲板機械やボイラーなどがあり、つまりホテルが1個、まさに全体を機関として見るというのが船舶の機関の教育で今やられていること。そして工業系機械というのは、主にロボット製作に向けた陸上機械、こういったものを学んでいると。取り扱っている機械、機関というのが全く違うと現場の教えている側は言っているのですけれども、教育長は類似しているというように判断するのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 この点については、表現上どういう形で似ているかということで、いろいろ判断があるかと思います。ただ、この件につきましてはそういった意見交換会等でいろいろな御意見をいただきましたので、その辺については私どもも検討させていただいております。

○仲村未央委員 それともう一つ効果のところから、工業高等学校から水産高等学校への教員の人材交流、人事交流により専門教科の発展が望めますというようなくだりがあるのですね。これは何を言おうとしているのかわからないのですけれども、これについても非常に深刻な指摘なのですね。先ほどこの学校で取れる認定の資格についていろいろおっしゃっていましたが、この認定機関としての水産高等学校が成り立つためには、水産系の一定以上の先生方の割合が確保されないと認定校自体が成り立たないのですよ。これが言われているのが、これ以上工業系の職員がふえれば機関長コースでは、国交省の海技従事者の免許認定は取り消されてしまいます。それから情報系でも、総務省の無線通信士免許が取り消されてしまうと。つまり、人事交流によって皆さんはどういう専門性がより発展すると見ているのですか。現場が言っているのは全く違い

ます。交流することによって工業が専門分野を大きくしてしまえば、水産高等学校で取っている認定校の資格自体が、水産高等学校から取り消されてしまうということの危惧が現場から出ているのですよ。これについてはいかがですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 水産系の高等学校に工業高等学校が統合されるという意味で、そういった利点もあるのではないかとということで申し上げていますが、今委員の御意見のような形で、それに支障があるようなことは当初から考えておりません。意見交換会の中で出ました海洋技術科の内容等につきましても、当初から我々はそれを後退させる、あるいはどうにかするということは全く考えておりませんで、これについては、当然その後で学校の中でいろいろ検討していくという形になるかと考えております。

○仲村未央委員 認定校の要件は何ですか。今そういう懸念があるが、認定校の要件は皆さん把握した上で、県立高等学校編成整備計画をつくられたのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 私が申し上げているのは、当然そういったことに支障のあるように我々は考えていませんし、それは機能を残したまま、あるいは逆に発展させるか、そういった部分での話であって、そのようなことは考えておりません。

○仲村未央委員 陳情処理方針を見ても、今のことが懸念されるから聞いているのですよ。では海洋技術科として今ある科を単独の科として残すのですか。そこもあいまいでしょう。今言うような支障がある形では後退させないと言っているのに、この海洋技術科をまさに認定校としてそのまま存続させますか。その科としての存続が可能ですかということについてはストレートに答えていないではないですか。そこはいかがですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 海洋技術科の機能は当然残すということで我々は考えています。学科名等については、それは当然残す、残さないいろいろあるかと思うのですけれども、実はもう一方で、沖縄水産高等学校は水産系の学科が1つ、海洋技術科だけです。総合学科が5つあります。これは追って学校のほうで検討していただく部分ではありますけれども、総合学科の中にもともとあった水産加工とか通信とか、そういった水産系のものが総合学科の中に今入っている部分があるのです。それを逆に水産系の学科として、もとに戻そうと

ということがありまして、そういった表現をしています。ですから海洋技術科をどうするということでのスタートではございません。

○仲村未央委員 何を言いたいのかよくわからないのですが、専攻科があって、そして海洋技術科の中で3年の本科があって、専攻科があって、5年の一貫教育を通じて、先ほどから言うような就職率100%とかそういった実績が、ずっと積み重なってきているわけでしょう。そこには本科から選択の余地はないのですよ、全部必修なのですよ。そういう意味で、その機能を残しますという表現は非常にあいまい。その専攻科と本科と連動の中で、5年間の一貫教育を通じたその機能というものが、まさに海洋技術科ということであって、それについて残しますかと聞いているのです。

○嘉数卓総務課教育企画監 その辺につきましては、学校ともいろいろ相談をしております、学校長のほうからも、海洋技術科については先ほど申し上げた養成課程の中で必修科目が多くて、そういった部分は難しいという話は聞いております。ですから、今はいろんなさまざまな意見をいただいていますので、そういったことも含めて私たちも、今それをどうするか検討しているところでございます。

○仲村未央委員 皆さんの今回の判断の背景が、先ほどから言うように非常によくわからない。どのような人材育成の戦略を持った学校にしようとしているのかという入り口がまずないから、あとは学校に任せますという答弁になるのですね。教育長、宮古水産高等学校が統合されてどのような状況にあるのか、そのことを検証しましたか。そこの水産業の人材というものが、統合によってすばらしくなったのですか。そこら辺の検証を通じて今回のものにどう反映されたのか示していただけませんか。

○嘉数卓総務課教育企画監 各学校の状況、当然編成整備で統合とかそういう形になっていますので、毎年検証はされているということでもよろしいかと思えます。ただ数字が今手元にすぐ出せるものがございませんので、必要でしたらまた後でお出ししたいと思います。それから、数字ではございませんけれども、校長に現状はどうかということで確認をしたことはございます。当然異なる分野が一緒になることによって、最初はいろいろ、生徒にしろ先生方にしろ、ぎくしゃくしたところはあるけれども、今はそれぞれの交流等もあってうまくいっていると。例えば農業系の農業クラブというすばらしい教育活動があるので

すけれども、そういったところに水産系の先生が協力をしたり、生徒たちがあ
あいうものをうちもやってみたいとか、そういった活動もあったということ等
は聞いております。参考までに。

○仲村未央委員 出てくる検証の内容が浅いというか、学校を再編、統合して
いくという深刻な状況に立ち至って、現場の課題が一皆さんから出てくる言葉
が余りにもうわっぺら、軽いです。さっき私が言っているのは、本科と専攻科
を通じて5年間の一貫教育の中で選択制が一つもない。全部が必修という中で
ようやく達成している就職率100%の実績、資格の取得達成、こういうものが
ずっと実績として積み重なっているのは、ふらふらしないですずっと頑張ってい
るこの専門性なのです。それがこのことを維持させてきているわけですね。
宮古の総合実業高等学校からの声としては、このようなことが出ているのです。
総合選択制は他学科の生徒が受講しても、興味を持つのは1種目ぐらいで、あ
とはまともに授業に参加しない。海洋系においては、水上オートバイで遊べる
としか感覚がなく、実科の水産の生徒は集中力が途切れて悪影響であると。実
科の生徒は、資格取得のためにわざわざ別の日に授業をしなければいけないと。
こういった総合選択制の弊害を必死に訴えているのですよ。今回の水産高等学
校を見て同じ轍を踏んでほしくないという。そういった調査はされましたか
ということですよ。

○嘉数卓総務課教育企画監 そういった声は聞いております。先ほど御紹介
いたしました懇話会でも、ガイダンスの重要性というのにはありましたので、私ど
ももそれを含めて今、学校のほうとも相談しながらやっていこうかと思ってい
ます。

○仲村未央委員 この県立高等学校編成整備計画の余りの根拠の乏しさという
か、前段にある検証の弱さとか、戦略とか、期待される効果も、ニーズ調査も
していない、出口調査もしていない。けれどもこう思いますという範疇のもの
をただ並び立てて、期待論、理想論だけでこの再編統合を語るから現場と一ど
の学校においてもずれが大きいのですよ。これはたまたま今回水産高等学校を
こんなにしつこくやっているが、ほかの学校—私たちの耳に入るところ、皆さ
んの県立高等学校編成整備計画が全然現場の感じている課題、疑問、懸念にこ
たえていないということが、各学校での非常に大きな問題なのです。しかも、
非常にゆゆしきなのはここしかない本科、専攻科がある、こういった学校であ
りながら皆さんはこんなに浅い調査、検証しかしていない。検証ともいえない

ようなことしかしていない。こういう状況でつくり上げられたものなのですよ。これが余りにも象徴的に浮き彫りだから、こんなにしつこくやるのですが、この水産高等学校が衰退したら沖縄県の水産業の人材育成は失われますよ、教育長。琉球大学には水産学科はないですよ、海洋学科はあるけれども。そういう意味では、沖縄県における唯一の、宮古からでも専攻科を目指したい、全県からここしかないという本当にかげがない学校なのですよ。そういう意味ではっきりと海洋技術科の存続、沖縄水産高等学校単独としての存続を今回陳情者は上げているわけですから、そこはむしろ発展させる方向でやっていくことが、私は沖縄県の人材育成としては間違っていないと思いますよ。いかがですか、教育長。

○大城浩教育長 今回の県立高等学校編成整備計画につきましては、我々素案の発表段階—11月だったでしょうか、その時期のおくれについても指摘されました。それを踏まえながら、また懇話会等においていろんな御意見もちょうだいしながら、またその後パブリックコメントも入れながら、実は今修正をかけている段階でございます。沖縄水産高等学校につきましても100年の伝統というものがあります。恐らく水産高等学校については部活の活躍、あるいはこれまでの水産業界における実績等々を含めたら、本当に大きな実績、成果があるものと私たちも認識しております。ですから、今回の水産高等学校の南部工業高等学校との統合問題については、我々の素案に対しまして、また修正案等々につきまして、さまざまな御意見をちょうだいしておりますので、ぜひ今の仲村委員の御指摘も参考にしながら対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 私は入口論だと思います。本当に戦略性を持って人材育成をする、専門高等学校であればどういった人材にたどり着くような—皆さんが調査しているのは中高生にここの学校に行きたいですか、だけなのです。出口を全く調査していないから、こういう戦略のない人材育成をかけようとする、そしてどんどん高等学校は衰退していくのですよ。そして結論は少子化のせいにするのですよ。ですから本当にこういう魅力ある学校一年収も、水産系にいけば今ワーキングプアで働いている200万そこらの年収をうんと超えて、800万、1000万というそういったところにたどり着くような人たちがここからどんどん輩出されているのですよね。そういう意味で、どのような人材育成戦略を持ってこの高等学校の再編を考えたかということ、専門高等学校については特に注意してやってほしい。検証の材料はあるのに、宮古で本当にうまくいったかどうかも含めて、そういうこともやってから示していただきたい。それまでは

絶対このことを進めたくないと思うし、進めさせてはいけないと思っているのでこんなに声も荒げますが、ぜひとも入口論からやり直してほしいです、この県立高等学校編成整備計画。

○大城浩教育長 宮古についての、先ほど検証がないという言い方をしたかもわかりませんが、宮古総合実業高等学校につきましては、4年前に翔南高等学校と宮古農林高等学校が合併をして今の状態になっています。御存じのように宮古総合実業高等学校は水のノーベル賞といいまして、地下水、汚水を研究した実績等も評価されまして、日本でもかなり高い評価を得ています。ですから、それももし検証した結果であるのであれば、やはり総合選択制のある意味での成果ではないかと考えております。

○仲村未央委員 私はこれは知事にも求めたいと思いますよ。本当にそういう水産系の人材がここ以外で輩出されないし、そして専攻科まで持っている沖縄水産高等学校は全国でもトップレベルですよ。人材を輩出している規模も、輩出後の人材の定着も含めて、本当に熱意を持って先生方がその後の定着も調べて、追跡までやって、沖縄水産高等学校というブランドにしているのですよ。国際規格のISO9001の批准もして、その質を品質管理して、教育の質の向上、維持をしている。こういうところを私は、私からではなくて、教育長からぺらぺらと沖縄県の人材育成の代表者として語ってほしかったです。あのようにもたもと志願率がどうか聞いても、調べないと言えないような状況ではないはずで、水産高等学校の実績は。こういったことを、沖縄県の人材育成としてどうあるべきかというところにまず立って、この県立高等学校編成整備計画の見直しを強く求めます。そしてぜひこれは、私は議会の陳情も含めてみんなと一緒に採択もしていきたいという思いですので、本科、専攻科含めての、そして単独校としての存続を強く要望して質疑を終わりたいと思いますが、何かコメントがあれば教育長、お願いします。

○大城浩教育長 ただいまの仲村委員の御意見も参考にしながら、対応を考えていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 新規請願の先ほどの北谷高等学校への県立高等学校編成

整備計画なのですが、請願の中で県立高等学校編成整備計画が公表された後、入学者の志願者が減ったというようなことが書かれておりますが、ここ数年来の志願者の率を教えてください。

○嘉数卓総務課教育企画監 一般入試のほうの初回志願者でお答えしたいと思います。平成20年度が272人、平成21年度が188人、平成22年度が212人、平成23年度が250人、平成24年度が149人となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 この陳情にも出ているように、県立高等学校編成整備計画が出た状況の中で250名が149名に減ったということは明らかですよ。先ほども話がありましたように、請願の処理方針の中で特別支援教育の指導方法を生かしていきたいと言っているのですけれども、これは教員体制とか、どういう体制で臨もうとしているのかお尋ねしたいと思います。

○嘉数卓総務課教育企画監 どうしてもこういった学校につきましては職員の体制が必要ですので、研修とか定員についてもチームティーチングとかの体制、それから生徒数についても少人数とかの検討も必要だと考えています。

○渡嘉敷喜代子委員 89ページの陳情第14号のところにも出ているように、これまで8学級の320名の定員を編成して、5学級の200名定員の3学級120名をフューチャースクールに充てていこうと言っているわけですよ。3クラス120名、1クラス40名です。そういうクラスの中で、本当に特別支援教育の指導ができるのかどうか、教員の配置はそのときどのような配置の仕方をするのか、具体的に教えてください。

○嘉数卓総務課教育企画監 これも具体的なのは当然その準備期間等でやりまじすけれども、私どもとしては担任2人制とかそういったことも含めて検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど仲村委員からの質疑の中でも出てきたように、60校のうちの55校に対して263名の障害のある人たちがいるわけです。そこで、普通の高等学校でさえ十分な支援がされていないというような状況の中で、さらにそこで居場所がなくて、不登校の子供たちを生んでいるわけです。その不登校の子供たちをフューチャースクールにまとめていこうというわけですから、担任制2人ではとてもじゃないけども対応できないのではないかという思

いがしてならないのです。これから考えていくのではなくて、そのあたりはしっかりとそういう体制をつくるようにしていくということでなければ、やはり納得いかないと思います。

○嘉数卓総務課教育企画監 これはさまざまな御意見、それから他県の先進校の状況等も踏まえて、教員配置だけではなく、その施設設備の整備等についてもいろいろ検討していく部分だと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 県立高等学校編成整備計画をするに当たって、具体的にどういう体制でやっていくというような具体性がなければ、やはり地元の皆さんに対しても全く説得力がないというようにしか思えないのです。そして、地元の皆さんも、そこに今まで5学級あったのが普通クラスが2学級に減るということで、ではその3学級の子供たちはどこへ行くのかということなのですが、そのあたりはどうお考えですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 当初、学び直しのクラスとのバランス等もありまして、一般募集枠に全県募集枠、学び直しのクラスを3クラスとしましたが、意見交換等を含めまして学校の活性化等もありますので、素案から案の段階で懇話会の意見等もあり、一般募集枠を2クラスから4クラスに、学び直しの学級を3クラスから2クラスということで変更してございます。ただ、その後またいろいろな意見も伺っておりますので、その辺もあわせて検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 今、北谷高等学校で受け入れようとする子供たちの障害の度合いとかはどの程度ですか。先ほど仲村委員から出てきたような、美来工科高等学校の子供たちと同じような状況にある障害を持っている子供たちなのかどうかですね。

○嘉数卓総務課教育企画監 最初に申し上げておきたいのですが、発達障害がどうも表に出てしまってるのですが、学び直しの学校というのが本来の考え方でございます。ですから、中退でございますとか心因性の不登校でありますとか、それから発達障害を含めてそういった子供たち、学校になかなか行けないといった子供たちを受け入れたいと考えております。どちらかというとなかなか行けない子供たちですから、それなりの専門性、それなりの施設も含めた学校でないといけないと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 不登校の中にそういう学校で居場所がない、障害を抱えている子供たちがいるというように私たちは認識するんです。そういう子供たちはそれぞれの高等学校で一しっかりと対応できる高等学校にも入ったわけですから、対応できるような体制づくりをまずやっていかなければいけないということが大切だと思うのです。先ほど、55校に障害のある生徒がいるということに対して、コーディネーターを4校に対してこれまで5名やってきたと。次年度についても5名を配置していくという状況であっては、同じような状況がこれからも続いていくのではないかという気がするのですが。まず、このことからしっかりと配置していくということでやっていかなければ、説得力がないのではないかという気がするのです。どうなのですか、教育長。まず今、学校から上がってきたのが公募したら3名しか出てこないということですが、そのことについてやはり教育委員会みずからがどうなるんだということ进行调查をして、コーディネーターやソーシャルワーカーを配置していくというような体制づくりをしていくことがまず先決ではないかと思われてなりませんけれども、教育長いかがでしょうか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 支援員等の配置の件のほうからお答えいたします。先ほど仲村委員にもお話し申し上げましたが、現時点では平成24年度高等学校については5名という予算を確保しておりますが、できる限り拡充していくという努力はしております。今年度、障害のある生徒が在籍する55校全部ということではないのですが、できる限り必要度、ニーズが高い学校を中心に選択して配置していきたいと考えております。先ほどの公募については来週までとなっておりますので、私たちのほうももうしばらくは待っているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 この55校の最高と最低、また平均何名ぐらいいるのか教えてください。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 平均という数字は押さえていませんが、学校からの報告で一番多い学校で28名、少ない学校では1人とかということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 平成24年度の予算の状況を見たときに、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の配置事業について、前年度23年度よりも予算

が減っているのですよ。前年度23年度が1億4234万8000円に対して、今回は1億4009万3000円とかなり減っているのですね。これは児童生徒の不登校及び問題行動の未然防止を図るために、小中学校スクールカウンセラーを配置する経費として上げていますが、どういう配置をしようとしているのか、なぜそんなに減ったのか。予算委員会ではありませんけれども、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○狩俣智義務教育課長 スクールカウンセラー配置事業であります。予算の総額としては減になっております。この理由は、震災関係で全国的にこの分は減になっているわけです。一方、震災にかかわる心のケアというものの部分は別枠でとっています。そういうことで、そこも加えてみると額としては決して減っていないということでもあります。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の沖縄振興一括交付金というのは、やはりこういう教育や福祉の面で日の当たらない部分に対して、しっかりと配分していこうというのが趣旨だったと思うのです。一番大事なカウンセラーやソーシャルワーカーの部分についてこのように減になるということについては、全国的な震災ということではなくて、やはり沖縄は沖縄としてのそういう予算の要求の仕方があってもよかったのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 スクールカウンセラーは実際は1人の減ということがあります。それからソーシャルワーカーは2名の増としております。

○渡嘉敷喜代子委員 ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについて、全体で何名配置するのですか。前年度と今年度でどれくらいの人数の違いが出てきますか。先ほど1人と言っていましたね。

○狩俣智義務教育課長 スクールカウンセラーは平成23年度が73人です。平成24年度は72人と。スクールソーシャルワーカーは平成23年度は11人、平成24年度は13人ということでもあります。

○渡嘉敷喜代子委員 スクールカウンセラーが1人減って、ソーシャルワーカーが2人増ということですね。フューチャースクールについても、やはり地元の皆さんがこれだけ反対しているということで、そして前年度に比べて志願者も激減したということも明らかであるわけですから。やはり地元の皆さんの意

見をしっかりと聞くとか、今本当に高等学校に問題を抱えている子供たちがいるわけですから、まずその子たちをどうするかということを優先して考えなくてはならない状況にあるかと思います。しっかりと教育庁のほうで考えていただきたいと思いますが、そのあたりどうなのでしょう、教育長。

○大城浩教育長 本県の児童生徒の問題行動の調査によりますと、不登校やあるいは暴力行為、あるいはいじめ、そういうたぐいの事案が多いわけですから、そういった事案の解決のために、今のスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの事業を展開しながら対応している状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 時間がありませんので次に行きますが、一般質問の中でも私が質問しました、98ページの離島僻地からの高等学校進学に関する陳情です。このことについて私へ答弁したものは、離島出身の生徒が598人と、その中で本島内の寄宿舍の入寮者が155人ということで、その資金については8万1000円というようなことが出ております。この中で寮をつくらなければいけないでしょうということも含めて、皆さんはこれから沖縄振興一括交付金を活用して離島児童生徒の支援センターをつくっていききたいと、国と関係団体との調整を早目に進めていききたいということなのですが、これがいつどうなるのか、それまでどうしていくのかということが見えないのです。そのことについてお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○大城勇総務課長 離島児童センターですけれども、基本的に庁内の関係部局と相談させていただいておりまして、詳細も含め早目に取り組んでいきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 まだ仮称の段階で早目に取り組んでいきたいということで、それまでこの子たちはどうするのだろうかという気持ちがしてならないのです。そのことについて、学校の寮をつくるのかどうか—それと並行して。そのあたりはどうなのですか。

○平良勉県立学校教育課長 今、寮は既存の11校にございますので、それはそれで対応して、先ほどあった支援センターにつきましても、早急に取り組んでいくということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 入寮者が155人で、1人でアパートに住んでいるのが76

人、兄弟でアパートに住んでいるのが207人と、そして兄弟の家にいるのが10人、知人の家にいるのが87人と、これは本当に緊急的なことですよね。皆さんは8万1000円の子供たちの使うお金を提示しましたけれども、その中には小遣いは入っていないわけでしょう。そのあたりも調査していかなければいけないし、これほど大勢の人たちが一入寮者が155人ですけど、それ以外のアパートに住んでいる人たちとか、それが本当に対応できるのかどうか。できないからこのようにしてアパートに住んでいる状況にあるわけですよ。この子たちをどうするのか、支援センターができるまでどうするのかということは、やはり考えていかなければいけないのではないですか。

○平良勉県立学校教育課長 今ある11校の寮でございますが、100%は入ってはおりません。数年ほど前、いわゆる他校の生徒も、例えばA高等学校の寮にB高等学校に進学している生徒が入寮できるようにする制度は整えてございます。

○渡嘉敷喜代子委員 その寮に100%入っていないというのは、どういうことですか。

○平良勉県立学校教育課長 11校の寮というのはその学校の寮でございますので、その学校にそれだけ離島北部の生徒がいないということでございます。今、離島からの生徒が150何名かしか寮に入っていないというのは、どこに進学を希望しているかということによってのことでございます。ですから、今あいている高等学校の寮に、他の高等学校に通っている一例えば離島の生徒が入寮することはできるという体制は整えてございます。

○渡嘉敷喜代子委員 離島児童生徒支援センターというのを、これから国との調整をしていくというのですが、いつごろできるかというめども全く見えない状況にあるわけですか。

○大城勇総務課長 基本的には用地とか土地とか希望とか、運営形態がありますので、それを含めて総合的に検討しているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 これは沖縄振興一括交付金を利用してということですか。

○大城勇総務課長 私どもとしてはそういう考えであります。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の事業に対して、使いきれなかったら基金として積み立てていくということもできるわけですが、やはりそのあたり早目に対応していただきたいという思いがします。

それでは、御茶屋御殿についてお尋ねいたします。102ページ、103ページにまたがっております。この御茶屋御殿の役割というのを教えてください。

○長堂嘉一郎文化財課長 御茶屋御殿の紹介を簡単にさせていただきます。御茶屋御殿は1677年に創建された旧王家の別邸でございます。当時、首里城の東方に位置する庭園の意味として東苑と命名されたこともございます。これに相応するのが識名園が南苑と言われていたということがございます。御茶屋御殿は当時、冊封使や薩摩の役人などの歓待に利用された施設ということになっております。もちろん先の大戦で、御茶屋御殿の敷地内の建物は完全に破壊されて、旧状はとどめない状態でございます。今現在は、その土地をカトリック教会が払い下げを受けまして、教会の本会堂、附属幼稚園等が建設されている状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 龍潭池の近くにある教会のことですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 場所としては崎山のほうになります。

○渡嘉敷喜代子委員 皆さんの処理方針の中で、首里教会の同意も必要であり、調整を要すると書かれておりますが、陳情の中では文化財の復元であれば移転に同意する旨の承諾書もいただいているということなのです。このあたり皆さんは調整をやったことがありますか。

○長堂嘉一郎文化財課長 まず1点目は、要請書にもありますように教会のほうは移転に同意をするという内容でございます。ですから文化財の復元はいいのですが、それには移転が前提だという内容でございます。処理方針の2段落目にも書いてありますが、これにつきましては那覇市、沖縄総合事務局、沖縄県の関係部局で構成するワーキンググループにおいて検討をしてきたところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり復元していくためには移転が必要でしょう。そう

なればそんなに問題がないのかという気がするのですけれども。復元していくためには、やはりそちらにある教会が移転することが大切ですよね。そして、教会は移転に同意しているわけだから、その復元に向けて積極的に進めていこうと思えば、できないことはないですよ。

○長堂嘉一郎文化財課長 いろいろと課題があるのですが、この中で一番大きな課題は移転でございます。教会側のこれまで期成会等から聞いた情報では、教会側が希望しているのは首里地区で同規模程度の土地というふうな課題がございます。これについて、まずどこに移転するということが、めどのつかない状況であります。そういったこともあって、なかなか先に進まないというのが現状でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 このことについて那覇市が中心になるかと思いますが、どれくらいこの件について調整してきているのですか。平成22年の2月—平成19年からワーキングチームがつくられていますね。内閣府との話し合いもあったようですけれども、県は今まで直接かかわったことはなかったのですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 ワーキンググループの中に国と那覇市と私ども県も参加をして、いろいろな角度から検討をしてきております。

○渡嘉敷喜代子委員 今ある教会の規模の場所が首里に見つからなければ、移転はしないということになるのですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 期成会のほうにも、このことは去る1月ごろ少しお話を申し上げたのですが、前提にはそういった移転があるものと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 次に、105ページの陳情60号の3についてお尋ねします。私も一般質問の中で、学校給食の放射能測定をやるべきだということを教育長と討議をしたわけですが、この処理方針の中の2のほうで、放射能の内部被曝に係る学習会等の実施について検討してまいりますというようなことですが、放射能の内部被曝に関して学習会をして、どう解決ができるのかと、この処理方針は何という思いがしてならないのです。内部被曝してからではもう遅いのですよ。今そういう危険があるなら、その場で対応していかなければいけないということが、まず大事であるわけです。特に、本土の方はこういうことにす

ごく敏感なのです。東京あたりでは学校給食は食べません。自分で弁当を持って行かせますというような状況にあるわけです。沖縄の人たちはこういうことにすごく鈍いのです。そういうことで、今本当にそういう危惧されることがあるならば、即それに対応していくということが一番大切なことではないかと思うのですが、教育長どうですか。

○具志堅侃保健体育課長 ただいまの件ですが、文部科学省のほうから放射線について考えてみようということで、小・中・高校生用の指導書と読本が出ておりまして、それをもとに、ある程度どの部分で子供たちに伝えていくかという部分と、我々がやろうとしているものは、平成24年度に関しまして一平成23年度も栄養教諭、栄養職員等を対象に専門官による放射線についての知識の講習会ということでやっておりまして、平成24年度は食育シンポジウムというのがございまして、学校給食に従事する方々をお呼びして、専門家の大学の教授等からその講習もやっていただくというのが我々の計画であります。あとは、各学校で取り上げられる分に関しては、子供たちにそういった指導もやっていこうということで計画しているところであります。

○渡嘉敷喜代子委員 子供たちに放射線について注意しなさいと言ったって、仕方のないことなのです。学校給食というのは、学校でつくられた給食を子供たちは食べていくわけです。その学校給食が本当に安全なのかどうか、国で示している安全基準が信用できないというのが今の親御さんたちの意見なのです。そうであれば、そういう親御さんが本当に安心できるにはどうすればいいのかということを考えなければいけないと思うのです。学習会をやったって、どうなのですかという思いがしてならないのです。放射線をはかる測定器が高いのもわかりますが、やはり子供たちの安全を考えたときに、そのあたりもしっかりと予算の裏づけのもとにやっていかなければならないのかなという思いがしますが。

○具志堅侃保健体育課長 測定する検査体制につきましては、関係部局が民間に委託しまして、測定する体制が4月以降整うことになっております。各市町村から食材についての測定依頼があればいつでもできるような体制で、我々は話をしております。そして我々は、各市町村にそれを周知していこうということで計画しているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 食材一つ一つについては基準値以下になっけていても、そ

れをすべてトータルしたときに、基準値以上になることだって可能性があるわけですよ。給食ができ上がった時点でどうなのかということがとても大切なことだと思うのです。そして、そのでき上がった給食を丸ごと測定したときに、基準値以上になったという例も出てきているわけでしょう。県外でありますよね。そういうことを考えたときに、まず子供たちの健康を考えるというならば、やはり学校給食からしっかりと一国の基準値が信用できるかどうかわかりませんが、それ以下に抑えていくというような、そういう測定器が必要ではないかと思うのです。どこそこでまとめてやるということではなくて、学校給食でどうしていかなければならないかということ、まず考えていただきたいと思います。

○具志堅侃保健体育課長 食材につきましては、関係部局とも連携をとりながら、他府県から入ってくる物については、検査が必要であれば当然検査をして、基準値以内の一よりゼロに近いというのは難しいものではあるのですが、そういった体制は整えていると思っております。そういったものには当然努めていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 県内の食材での基準値というのはどうなのですか。測定したことはありますか。

○具志堅侃保健体育課長 県内教育委員会、県自体での暫定規制値というのは設定しておりません。4月以降から、国のほうも5分の1に設定をするということになっているようですので、それが来次第、それに合わせた設定で測定が行われると思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 基準がどこで基準になるのかよくわかりません。そして、一番安全な場所は福島から一番遠い距離の沖縄だということで、避難者もふえてるわけですよ。この避難者の皆さんから、食材についてしっかりと検査してほしいというような要望が出ているわけですから。やはり今食材にしたって偽証がありますでしょう。県内といたって、県外から入ってきている食材だつてあるわけですよね。そういうことで、まずは学校給食から安全な物を子供たちに与えていくという姿勢をつくっていくことが、まず大切だと思いますが、教育長、よろしくお願いします。

○大城浩教育長 確かに3・11の東日本大震災以降さまざまな状況が発生して

おりまして、本県でも1月末現在で313名の児童生徒が学校に登校している状況でございます。そういう中で、学校給食につきましてもさまざまな不安を感じている御父兄がいらっしゃることも、十分承知しております。ですから、そういうことに対応するために、今所管課長が申し上げたように、国と連携をしながら取り組んでいくことこそが最善の方法かと思っております。今の委員の御指摘も参考にしながら対応させていただければ幸いです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初に、陳情の前に、抗議書ということでありました教育庁の人事問題です。新聞にも報道された件で、重要だと思ひましてお尋ねしたいのです。県の教育庁の人事について、教育行政の継続性、専門性、庁内の信頼関係等を含めて、人事の方針はちゃんとあると思うのですよ。これまでの人事に関する方針をお尋ねします。

○大城浩教育長 人事異動方針につきましては、教育委員会の事務局職員に対する人事異動方針と、公立学校の教職員に対する人事異動方針と2つありまして、今委員御指摘の質疑につきましては、恐らく教育委員会の事務局に関する御指摘かと思ひますので、それについてお答えいたします。まず趣旨は、教育行政の充実を図るために職員の適正な人事配置を行うといった視点で、我々はこれまでも取り組んでまいりました。当然、公正公平で適材適所という大きな視点から取り組んできております。今回の文書等につきましては、匿名ですよね。匿名の文書に一々対応するつもりはございません。ですから、それはそれとして考えております。ただ、やはりそういった背景はあるわけでしょうから、もし私たちのほうに何らかの課題があるのであれば、しっかりと対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 1年で異動というのが今回何名出るのでしょうか。そして、従来の方針というのは1年異動ということなのですか。

○大城浩教育長 今の場合、県立学校の管理職の場合と教育庁における事務局職員の場合の両方ありますけれども、学校の校長につきましては、これまでは1年や2年での異動もございました。ただし、私が教育長に就任してからは、原則として学校経営の視点から3年がいいだろうといったことで、次年度から

は対応させてもらっております。

○西銘純恵委員 義務教育課長、県立学校教育課長、課長職、それと班長以上の相当な皆さんが1年交代ということによって来ているものですから、事実でしょうか。3年が仕事を継続して力をつけるといいますか、専門的になるのはやはり3年というのが一般的に考えられるのですけれども、今答弁なさったことから、1年で責任者が異動になるということについてはどうなのでしょう。

○大城浩教育長 同一職務勤続3年以上を異動の対象とするという、具体的な要領はあることはあります。ただ、これまで慣例といたしましては、特に幹部、課長以上につきましては2年が慣例ではありました。今回1年で異動したケースにつきましては、全県的な視野といいますか、教育行政のいわゆる要請とか、いろんなことがありまして、総合的に判断した次第でございます。

○西銘純恵委員 3年以上と、要領にきちんと明記されていると今おっしゃたのですよね。それを2年ぐらいでやってきたと。さらに、今回は1年で異動ということについては、よほどの理由がないと、適材適所ということだけで納得させることはできないと思うのです。私の主観としては、八重山教科書問題等の、まだ教科書無償という問題を抱えて、現場の教育委員会との関係を抱えていて、関係してきた義務教育課長とかが異動するということが、後任の方が一重責も含めて耐えられるのかなということも考えて、1年異動というのはどうなのかなと。全体的に管理者に当たる皆さんが1年というのは、教育長が話した適材適所ということでは納得できるものではないと。これについては、後日異動の理由等についても、できたら文教厚生委員会の委員のほうにも説明文書なりをいただけたらありがたいと思うのですけれども。議会で諮るものではないにしても、波紋を呼んでおります。1年ということは相当な問題があるのかということも考えられますので、これにとどめますが、最後に答弁をいただきたい。

○大城浩教育長 私も4月の就任以来、1年のつもりでやってまいりました。やはり教育行政はさまざまな課題、さまざまな観点がありまして、1年で勝負していこうといったつもりで、各課の課長初め、毎週の定例課長会議でも言っただけで、そういったことをしていく中で、お互い緊張感を持ちながら仕事をしてきたつもりでございます。ただ、やはり全県的な視野、そして教育観点から見た教育行政の繁栄といいますか、そういう視点から、どうしても1

年での異動もあり得ることも言ってきたつもりです。ですから、これは私なりに御理解は得てきたという気がいたします。ただ、今回の文書は匿名なものですから、そういう匿名の文書に一々答えるつもりはございません。

○西銘純恵委員 1年で異動もあり得るとするのは、特殊なケースという考え方だと思うのですよね。今回の1年での管理者の異動人数を教えてくださいか。

○大城浩教育長 4名です。

○西銘純恵委員 課長、統括監を合わせて4名ということですが、班長級以上というものも数えていらっしゃいますか。それもあわせて後で御返事いただきたいと思います。

次に移ります。103ページの第53号、御茶屋御殿ですけれども、発掘調査や早期復元は、沖縄振興一括交付金の活用も含めて調整を図っていくという前向きな回答だと思ってはいるのです。ただ、土地所有者は移転先があれば移りますと明確に言われているし、これについては沖縄県文化財に指定をするということは一指定をして整備をしていくということは可能なのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長 この件は3番目の処理方針ともかかわってくるかと思えますけれども、まず文化財の指定をするに当たっては、全面的な詳細な発掘調査が必要でございます。今現在、教会の建物であるとか、あるいは幼稚園の建物とか、道路の舗装等も行われておりますので、発掘調査のためには教会側の同意も得ないといけないという状況がございます。

○西銘純恵委員 書いてあるのはわかるのですがけれども、教会は移転をすると、行き先を見つければということで、それは急いで作業すればできるだろうと思うのですよ。私が言うのは、移転した後に一発掘調査が文化財指定の前提条件ですか。移転した後にここを指定をして発掘していくという手順はとれませんかと聞いているのです。

○長堂嘉一郎文化財課長 基本的には、発掘調査をした上でないと、文化財的な価値とか歴史的な価値とかが検証されませんので、先に文化財調査をやるということが必要となります。

○西銘純恵委員 これは史実といいますか、残された資料等で、ある意味では文献上の確証があってそこだという位置の指定があっても、そういう発掘が前提ということですか。

○長堂嘉一郎文化財課長 これを文化財として指定する場合には、史跡としての指定になりますので、基本的には発掘調査が前提になってまいります。

○西銘純恵委員 基本的ということは、基本的外もあるわけでしょう。

○長堂嘉一郎文化財課長 基本的外というのはありません。

○西銘純恵委員 わかりました。そうしたら、沖縄振興一括交付金の活用も含めてということですから、ぜひ早く指定ができるように進めていただきたいと思います。

次に行きます。81ページの第137号をお尋ねします。用務員、給食の調理員の問題が陳情されていますけれども、高等学校の寄宿舎の調理員は、扱いとしてはどのような身分になるのでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 本務の方と定数内臨任で雇われている方がございます。

○西銘純恵委員 81ページに地方交付税で調理員が措置されていると。ということは、考え方としたら本務としてできるということですよ。分けられていると言いましたけれども、きちんと本採用ができる財源の措置はされているということですよ。

○平良勉県立学校教育課長 高等学校の寄宿舎の調理員につきましては、県単でございます。県の定数でございます。

○西銘純恵委員 定時制があるとか、寄宿舎があるというのは、国の法律では教職員定数の中には定めはないということですか。

○平良勉県立学校教育課長 はい、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の中ではそういった定めはないかと思います。それで、県単定数でやっているということだと思います。

○西銘純恵委員 わかりました。ただ、大事な高校生の給食ですから、先ほど今年度から指定管理にすると言われたものですから、調理員の問題についてはそれは問題があるということを描して次に移ります。

107ページ、第72号の2ですね。寄宿舍は何カ所あるかというのと、老朽化しているのは何カ所でしょうか。1981年以前の寄宿舍です。

○平良勉県立学校教育課長 まず、寄宿舍は11カ所ございます。老朽化については施設課のほうから。

○石垣安重施設課長 老朽化ということですが、昭和54年度のものが八重山高等学校と北山高等学校ということで、昭和56年以前は2校となっております。

○西銘純恵委員 残りは何年たっていますか。

○石垣安重施設課長 年度で言いますと、昭和57年が八重山商工高等学校、昭和58年が八重山農林高等学校、昭和63年が開邦高等学校、沖縄工業高等学校、宜野座高等学校、向陽高等学校が平成8年、沖縄水産高等学校が平成13年、そして辺土名高等学校が平成16年、最後に名護高等学校が平成20年ということです。

○西銘純恵委員 11カ所ある寄宿舍のうち、平成に入る前—今平成24年に入りましたので、それ以前のもので半分くらいあるのかなと。私は寄宿舍が一特に八重山高等学校、北山高等学校などは、古い建物なだけに今の子供たちの生活様式に合っていないと思うのです。改築について、計画はどのようにされていますか。

○石垣安重施設課長 まず、昭和54年の八重山高等学校については、現在改築に向けて設計をしており、来年建築工事に入るとのことです。もう一カ所の北山高等学校については、先ほどからありますように県立高等学校編成整備計画等もありますので、それを見て改築を計画したいと思っています。

○西銘純恵委員 八重山高等学校はやるけれどもという話なのですが、老朽化して寄宿舍の部屋の間取りとか、そういうのもあわせて、稼働率といえますか、

入所する子が少なくなっているという理由も、古くて使いづらくて寝起きするところとしては耐えられないという状況があると思うのですよ。だから、10代の若い皆さんが生活をするというところに、できるだけ早く計画をすべきだと思うのですが、北山高等学校について、まだ計画がないということ自体が、10カ年の整備計画をつくらないとできないという話にはならないと思うのです。追っかけて北山高等学校は早いうちに計画をつくっていくとか、そういう迅速な取り組みが必要だと思うのですが、そういう考えについてはどうでしょうか。

○石垣安重施設課長 北山高等学校については、先ほどもお話ししたとおり、県立高等学校編成整備計画にも載っておりますので、その辺のことも含めて、やはり定員とかが出てきますので、その辺の県立高等学校編成整備計画の成り行きを見て、改築を計画したいと考えております。

○西銘純恵委員 早く改築してほしいという要望は、PTAとか学校からは出ていないのですか。

○石垣安重施設課長 そういう話は聞いたことがあります。

○西銘純恵委員 改築を急いでください。要望します。

次に移ります。105ページ、放射能に関連して第60号の3、もう一つ放射能はあったと思うのですが、ここで聞きます。私の一般質問にも学校給食会が放射能の測定をしていると、専門機関に依頼していると言っているのですが、ちょっとそれが具体的に見えないのです。学校給食の放射能測定についてお尋ねします。どういう方法でやっているのか。

○具志堅侃保健体育課長 学校給食会におきましては、17都県から来ている食材について一福島県周辺から来ている食材につきまして、福岡県にある専門機関に測定を依頼して、その結果についてホームページで公開しているということでもあります。

○西銘純恵委員 沖縄県に入る食材すべて検査される一全品検査ですか。

○具志堅侃保健体育課長 福島県周辺の17都県から入っている食材も、少なからあるものですから、それについて検査しているということです。

○西銘純恵委員 やはり部分ですよ。それと、例えば野菜がぼーんと入るとすると、すべて検査するのですか、全品検査ですか。抽出検査ではないのですか。

○具志堅侃保健体育課長 抽出検査です。それと、九州各県でその他の食材の部分もありまして、九州全県で調べているということの前提もございます。

○西銘純恵委員 今の答弁は、安全が保証されているかというところでは、確証が持てないと思うのです。放射能の問題については、半減期というのが結構長いわけですから、蓄積もされるし、もっと危機感を持って取り組むべきだと思うのですけれども、教育庁でこの放射能問題を勉強された。本庁の皆さんみんな受けられたのですか。それとも一どこまでを対象にやったのでしょうか。

○具志堅侃保健体育課長 大変申しわけないです、教育庁で学習会をやったということではございません。学校給食会と栄養士会が中心になりまして、栄養職員と栄養教諭の方々に、放射能について学習をしていただいたということがございます。

○西銘純恵委員 子供たちの教育、安全という最低のところ、教育庁初め、この放射能問題については瓦れき受け入れの問題も入ってきていますので、やはりしっかりとした考えを持たないといけないと思うのです。学習すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○具志堅侃保健体育課長 文部科学省から、そういったたぐいの読本も各学校、あるいはネットで全部ダウンロードできるようになっておりますので、それを利用しながら各学校では取り組んでもらえると。総合学習とか、あるいは中学校とか高等学校に関しては、理科の授業等を通して触れていただくということが可能ですので、そういうことで対応していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 私はまず皆さんに聞いているのです。皆さんは学習しましたか、いつやるのですかと聞いているのです。

○具志堅侃保健体育課長 教育庁内ということですね。検討していきたい。今現在それにつきましては考えておりませんでしたので、その指摘を受けまし

て、考えていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 放射能の体内被曝の関係で、安全基準値はおわかりですか。

○具志堅侃保健体育課長 体内被曝ということでもありますか。食品の暫定規制値ということでしか我々は数値的には持っていません。内部被曝となりますと、食物のいろいろな種類によって数値が変わってまいりますので、かなり勉強していかないとわからないということがあり、その辺は答えがはっきりと言えるということではありません。

○西銘純恵委員 では今つかんでいらっしゃる基準値を教えてください。

○具志堅侃保健体育課長 厚生労働省が4月から出すということで報道されているのですが、その中の規制値が、飲料水が10ベクレル、牛乳・乳製品が50ベクレル、一般食品が100ベクレル、乳児用食品が50ベクレルという4つの区分で出されております。

○西銘純恵委員 これは国際安全基準と比べてどうなっているかわかりますか。

○具志堅侃保健体育課長 基準値としては、低い基準値のほうにいとっていると理解しております。

○西銘純恵委員 もう一つ、瓦れきの関係で、皆さんが出している放射性セシウムの基準ですね。沖縄県にも受け入れてほしいということで、全国に受け入れを上げようとしている瓦れきの関係で、1キロ当たりのベクレルというものについて—セシウムですね、これについてどれだけの基準が出されているか、わかりますか。わかるのは食品だけですか。

○具志堅侃保健体育課長 食品だけの部分でしか、私たちは持っておりません。

○西銘純恵委員 大気の中にも放射能がある。瓦れきの問題も、県として教育庁もあわせて、県民の公僕といいますか、そのところに働いている皆さんですから、みずからの所管だけではなくて、全体的なものを学習していくというのが大事だと思うのです。今、全国で瓦れき処理をしたところとか、放射線の障

害、影響が出ているという報道があると思うのですが。報道でも見たりしています、勉強していますということがあったのですが、放射線障害について、既に出ている情報について、つかんでいたら教えていただきたい。

○具志堅侃保健体育課長 放射能関係でよろしいでしょうか。県のほうでは10月から、食材に関して放射能を定期的に検査するというので、関係部局が計画しておりまして、その他の部分に関しては、新聞紙上等の資料等は事あるごとに集めております。

○西銘純恵委員 収集してわかった放射線障害等、どういうのが起こっている、福島県の中でもどれだけの被曝があるというのはわかると思うのですよ。被曝はないということなのか、それだけでも結構です。

○具志堅侃保健体育課長 参考に、人が受ける放射線の量と影響ということで、放射線医学総合研究所から出されているものがあるのですが、100ミリシーベルトというものが、がんについて統計的な有意な増加が認められないということです。それ以上になりますと、1000ミリシーベルトとかというのは確定的影響—女性の不妊の閾値の基準値になっているというものがございます。そういう資料はございます。

○西銘純恵委員 安齋育郎氏—いろいろな学者の皆さん、放射性の専門とか環境学とか、いろいろ声を出していると思うのですけれども、放射線について、ここまでは大丈夫という許容値というのではないということを行っているのです。私はそこが大事だと思うのです。できるだけ放射線を浴びない、摂取しないということが原則だと思うのです。そういう立場で、国の基準がこの基準だから安全だと一人は長く生きますから、その間にほかのいろいろなものがありますので、やはり浴びないほうが良いということは明確に言われている。そういう立場から学校給食についても、福岡で検査しているということについても全品検査でもなさそうですし、本当は沖縄県でも検査できる体制をとるべきだと思います。これは指摘しておきたいと思います。

次に幼稚園をお尋ねします。32ページ、平成21年第205号、幼稚園の制度改革と、もう一つの平成21年第110号の2をあわせてお尋ねしたいのです。幼稚園の教育環境整備との関係でいきたいと思います。18ページからいきます。就園事業についてお尋ねします。就園奨励事業について、今どのようになっていますか。就園の補助の制度があると思うのですけれども、その説明から受けた

いと思います。

○安慶名均財務課長 平成23年度に県内41市町村において、国の幼稚園補助金を活用した幼稚園の就園奨励事業を実施している市町村は、公立幼稚園は32団体ございます。私立幼稚園に対しては21団体ございます。

○西銘純恵委員 国庫補助限度額をみんな使われているのでしょうか。

○安慶名均財務課長 公立幼稚園に補助している32団体につきましては、第一子、第二子、第三子というように区分がございます。第一子については国の基準をすべて満たしておりますが、第二子以降については、その区分ごとに4割から8割程度とばらつきがございます。また、私立幼稚園につきましては、補助している21団体のうち、第一子については区分ごとに3から5団体、第二子以降については3団体となっております。

○西銘純恵委員 国の限度額の補助金を出していないということを今言われましたけれども、結局低いのは、例えば私立で言えば予定の額、上限額から9%しか出していないと、第二子、第三子。そして最初の子供は14%しか補助を出していないと。公立の幼稚園でも第一子は100%補助額—100%というのは2万円のようなのですが、出していると。しかし、第二子、第三子に至っては38%という状況があるわけですね。ですから就園奨励事業については、ちゃんと制度としてあるのに、ましてや沖縄県の若い皆さんの子育ての環境がとても厳しいという中で、ちゃんと国の制度としてあるものについて、しっかりと出していくと。それで足りるものでもないわけです。この立場でやってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○安慶名均財務課長 県におきましても、毎年度国の補助単価については通知がございますので、その際に全市町村に通知をしております。その文書の中で、現在補助を実施していない市町村については、実施に努めること、あるいは国の補助単価を下回っている場合はその引き上げに努めること、他の市町村にある幼稚園に通っている子供に対して対象にしている場合がございませんので、そういうものも対象にすることという文書を県のほうから発出して、事業の実施・拡充の周知を図っているところであります。

○西銘純恵委員 ちなみに、毎年度周知を図っている効果といいますか—拡充

されてきていますか。その限度額の割合も高くなってきていますか。

○安慶名均財務課長 個別に限度額の割合が高くなっている市町村の数値は今持ち合わせておりませんが、この間国の制度を活用した補助事業から、入園料、保育料を無償化に転じたというような団体等はふえてございますし、補助対象の人数、補助対象の経費についても毎年度の実績は増加しております。

○西銘純恵委員 さらにこの件については、いつまでに国並みにするというそれなりの目標を持たせてやらないと、なかなか上がらないと思うのですよ。それについては、数字的に数年間の推移としてどうなったかという調査をしたことは、皆さんはないと思うのですよ。ぜひ今年度からでも、それについては県のほうが市町村に対して就園奨励を、国の補助金があるということを、保護者の皆さんもわからないですから、市町村がきちんとやれるようにやってほしいと思います。

次に行きます。教師の多忙化、31ページの第204号についてお尋ねします。教員の病休、精神疾患について、ここ二、三年の推移をお尋ねします。現年度、23年度まで聞きたいのですけれども。

○平良勉県立学校教育課長 平成20年度が病気休職者が382人で、うち精神性疾患が156人でございます。平成21年度が病気休職者388人、うち精神性疾患が164人、そして平成22年度が病気休職者397人で、うち精神性疾患161人でございます。今年度はまだ統計をとっておりません。

○西銘純恵委員 皆さん、平成20年12月に教職員の勤務の実態意識に関する調査をやって、そして多忙化を解消していくということでやっていますけれども、今お尋ねしたら、結局156人から164人、161人と、減っている状況にはないのではないかという感じがするものですから。できたら現年度を見て中間でもやれば、今やっていることがそんなに効果がないのではないかと思うわけですね。だから、効果的な教師の多忙をとるのは、私は少人数学級というのは一番効果があると思っているものですから、教師を本務にしてふやしていくということが大事だと思っているのです。これについては減っていない、精神疾患がふえている理由についてどう考えていらっしゃいますか。

○平良勉県立学校教育課長 精神性疾患による休職者が減っていない理由は何かということでございますけれども、これはずっと答弁してきているかと思い

ますけれども、社会等が複雑化、多様化しておりますし、人間関係の希薄化など、学校を取り巻く社会環境の急速な変化もございます。そういったものに加えて教職員の職務が多様な人間関係、そしてもう一つは数量化しにくい業務、そして高い倫理観が求められている職業であると。そういった職務の特殊性も、もしかしたら大きく影響しているのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 今おっしゃった高い倫理観とか、本当に教師の職務は大変だと思うのですよ。だからこそ、精神的にも肉体的にも休養がとれる環境にあるかということを検証していただきたいと思っているのです。全国平均と比べて、沖縄県は高いと思っておりますが、どうなのですか。

○平良勉県立学校教育課長 全国平均に比べたら高いかと思えます。

○西銘純恵委員 やはり沖縄県の特殊事情があるだろうと。それは子供たちの不登校と非行等の数値から見たら、沖縄県の子育ての環境が結構厳しいというなかで、学校の中に来て、その子たちを教師が家庭にかわって見てあげることも含めて、学習も見てあげるといようなことからすれば、私は教職員だけではなくてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、先ほど聞いていましたけれども、全然配置数が少ないのですよね。ですからそういうところに、もっと厚くすべきではないですか。

○狩俣智義務教育課長 御指摘のとおり、沖縄県の子育ての環境というのは厳しいと認識しております。そういう実態を受けまして、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー事業を今後拡充していくように努力してまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 資料はいただいたのですが、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーは少ないですね。全然少ないと思います。だから、そこから思い切って厚くしていくということで、本当に教育が底上げできるように頑張っていたいただきたいと思えます。

最後に県立高等学校編成整備計画に関する請願、陳情等に関してお尋ねします。たくさん要求が出されているのですけれども、県立高等学校編成整備計画ということで今度名称があるんですが、私は学校整備計画かなと思っていたのですが、県立高等学校編成整備計画にした理由と、この計画は何のためにつくるのかということからお尋ねします。

○嘉数卓総務課教育企画監 これは、高等学校、特別支援学校両方ございますが、学校の編成整備計画でございます。施設の整備計画とはちょっと違います。10年スパンで各高等学校、特別支援学校のあり方、そういうことを含めてどういう学校を配置、あるいは編成していくかということで考えているものでございます。

○西銘純恵委員 行政は目的を持って、それも中期短期ということで進めていくということで計画をつくると思うのですが、平成23年度でこれまでののは終わると。平成24年度から新たな計画というのが、県民の中に出てきたのが、なぜこんなに唐突に出されたのでしょうか。そこからまずお尋ねしたいのです。既に計画をつくる時には県民の中にどのようにするのかということ投げた上で、意見を上げた上で、練って計画していくと思うのです。先ほども図書館の関係で聞いたときに、1年ほどかけて図書館の計画を練り上げていくということをおっしゃったわけです。高等学校をどうするか、高等学校教育をどうするかというのを、このような短期間に唐突に出されるということがあっていいのかということが今県民の中から出ていると思うのですが、どうしてこのような状況になったのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 県立学校の編成整備計画につきましては、2年半ほど前から作業を始めております。これは冒頭に申し上げたように、基本的な考え方、基本方向がまずございます。その中で大きな考え方を定めまして、その後、個別具体的な計画を実施計画として策定する手順でございました。現行計画が新しいタイプの学校ということで、いろいろな新しい取り組みを網羅しました。ところが、今回の編成整備につきましては、検証を踏まえながら、さまざまな観点から検討するというので、基本方向のところ意見調整をしましたり、アンケートとかそういったこと等で少し時間を要してしまったということで、実施計画に係る部分が若干おくれたということがございました。その点で、唐突な形になっているということはございますが、ただこの間、市町村教育委員会とか地区協議会等で、あるいは地域によっては実施計画の前にそういった意見交換をした部分もございます。

○西銘純恵委員 県民の学校なのですよね。ですから、地域やOBの皆さんとか、関係する皆さんから陳情が相当出されたということは、先ほどはアンケートをとったり意見を聞いたと言ったのですけれども、やってないというあらわ

れではないですか。だから、2年前から作業をしてきたというこの作業というのが、県民の知らないところで計画されてきたということではありませんか。

○嘉数卓総務課教育企画監 基本方向につきましては、懇話会等を公開してずっとやってきております。実は実施計画につきましては、前回は懇話会を持ちませんでしたし、公開もしていなかったのですけれども、今回はやはりそういうことが大事だろうということでやりました。ただ、それが時期的なずれ等がありまして、こういった少し厳しい状況がございますけれども。ただ当初から私どもは素案という形で懇話会、それから各意見交換等を含めて、御意見を聴取しながら検討するつもりでございました。今まさに素案から案にして意見交換会、パブリックコメント等を踏まえて、それを真剣に検討しているところでございます。

○西銘純恵委員 財政公開についてどのように計画されましたか。教職員の削減、そして校舎を廃校にするところは改築がいらなくなるわけですよね。そこから辺の財政的な面での検討はどのようにされたのでしょうか。

○嘉数卓総務課教育企画監 今回の県立高等学校編成整備計画の策定につきましては、やはり学校の課題、社会の変化、生徒たちの変化にどう対応するかということから入りまして、効率化とかそういったことは、当初は余り考えていなかった部分がございます。ただ、当然その辺の財源の問題等もございますので、これは並行しながら進めているところでございます。

○西銘純恵委員 当初は考えていなかった、出発から2年以上たっているということなのですからけれども、今見えているのは、あちこちの生徒数が少なくなったところを廃校にして、別に統合していくということで、この地域の高等学校を地域でもっと拡充するというような観点が見られないわけです。だから、効率化ということは当初は考えなかったということ自体が納得できないわけです。ましてや沖縄県は10年ほど前から行財政改革というのをやっているわけでしょう。だからそれにあわせて、教育費用をどれだけ削るかというのが相当あるのではないかと危惧するわけです。それについてはどうなのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 当然に統合等であれば、一つの学校がなくなるといいますか、統合されるわけですから、その辺の土地、それから人的な部分で効果等がございますけれども。ただ、一方で編成整備につきましては、整備が

必要なもの等もございますので、これは今後そういった予算関係の部局とも調整していく中で検討していくことになろうかと思えます。

○西銘純恵委員 91ページの八重山商工高等学校夜間部については、素案を修正し、夜間部を現状維持する案としているというのは、八重山商工高等学校については素案の撤回を明記しているという意味でしょうか。

○嘉数卓総務課教育企画監 八重山商工高等学校の定時制につきましては、定員割れ等がございました。これは何も少なくなっているからということではなくて、少ない人数の中で教育効果とかいろいろございましたので、その辺についてどう対応しようかということで検討を始めております。もともとは働きながら学ぶということでの定時制でございますが、今そのニーズが変わってきておりますので、あるいは中退等の受け皿としてどうかということで、昼間部の定時制ということでの普通科のほうが、生徒のニーズが高いのではないかとということで提案いたしました。ところが、地域の意見交換会等で、やはり夜間と昼間との中で、ニーズとしては働きながら学ぶ、これがアルバイト等でもかなり働きながらという部分が若干ありまして、やはり夜どうしてもバイト等ですけども働かないといけない等々の状況等がございまして、その辺を勘案しまして、今回現状のままで残すと。ただ、現状のまま残すのであれば、やはり志願者減等の部分がございますので、学校のほうと相談いたしまして、こちらも活性化ということで支援をしながら様子を見るということで、このような形に修正させてもらっております。

○西銘純恵委員 やはり現場とやりとりをしたら知恵が出てくるわけでしょう。どのようにしてこの学校をもっと教育的な高等学校にするかということが出てくるわけですよ。だけれども、最初に出された素案というのは、すべて統廃合というのが先歩きして、久米島の園芸科だって、結局陳情は園芸コースを入れるということに変更されたわけでしょう。ですから、どれだけの知恵を集めてやったのかというのが本当に疑問なのです。現場の声とか関係者の声とか卒業した皆さんとか、そこで農業が必要だとかいう地域の声をもっと上げるという努力が足りなかったのではないのかということが一番感じるわけです。今のような、大変だという声が地元から出て、熟慮した結果、コースを残しますという回答が陳情処理でどんどん出てきているわけですよ。沖縄水産高等学校にしても、大事な沖縄県の水産業をどうするかという将来ビジョンを含めて考えていないために、今のような統廃合するなという陳情が出るわけです。こ

の間皆さんが出した県立高等学校編成整備計画に対する陳情で、賛成ですというものがありますか。どれだけの反対陳情が出ていますか。数を数えていますか。去年からみんな反対ばかりです。

○嘉数卓総務課教育企画監 やはり地域の意見交換、それから要請等、パブリックコメント等でも反対が多くございます。ただ、中には賛成等の意見もございまして一電話とか、その各意見を踏まえて私どもは検討するつもりでございましたので、そういった中で案の段階で修正をし、今パブリックコメントもかなりいただいておりますので、それを真剣に検討しているところでございます。

○西銘純恵委員 賛成の意見もあったと言うけれども、発達障害や不登校受け入れのフューチャースクールという名前を出したはずのものが、これまでなかったというものに対する期待とか、そういうのがあるわけです。だけれども、それが北谷高等学校というところに持っていかれたというのが、ベストの計画になっているかということを一本当だったら新設してもいいのではないのですか。新しい高等学校をつくるということの発想がまずない。今ある60校の幾つかをなくしていくことしか出発点はないのではないですかということなのです。減らしていくというのが先にあるから、このような結果が出てくるのではないですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 策定の段階では、当然新設も含めて各学校でやる、再編でやる、いろいろな検討をいたしました。その中で、財源的なもの等も含めて、そういった人たちに、どういった形がいいのかということやっております。今回発達障害ということが余りにも表に出て、そこが中心になっておりますけれども、その保護者の皆さんとも意見交換をしております。その中で、今のあり方がいいのかも含めて検討しているところでございます。

○西銘純恵委員 高等特別支援学校が中部には1校しかないので、那覇地域にやったら就労の現場が一例えば新都心などは山ほどありますし、そういうところにもという提案も私はしてきたのです。そういう意味では発達支援の特別支援学校と、また普通高等学校にそういう子たちが行きたいというものに、ヘルパーも支援員もきちんとつけきれないまま教育をやっている。このような大もとについて、財政がと最終的には言われるのです。財政を抜きにして教育を考えることは、沖縄県の教育とはどうあるべきかというビジョンがないと思うのです。ビジョンを先につくって、沖縄県の中でどういう教育をやるかというの

をつくった上で、それから計画を立てて、これはなくす、出すというのが出てくるはずなのです。しかし、大もとの将来像といいますか、教育で育てていく沖縄県民像というのが見えてないのではないですか。そこが一番大きな問題ではないかなと思うのです。

○大城浩教育長 これまでもそうなのですが、私どもは国際性、創造性、豊かな人材の育成、生涯学習の振興と、そういった県が示した教育分野の大きな方針を受けながら、教育の目標を3つばかり定めております。つまり、児童生徒像、県民像、社会像、そういった教育目標を具現化するため、さまざまな施策を展開しているわけです。ですから、その中でさまざまなビジョンがございます。今ここで詳しい資料はありませんけれども、今回はそういったことを具現化するために一つの県立高等学校編成整備計画をつくったということでの御理解をお願いしたいと思います。

○西銘純恵委員 国際性とか、力のある、自力で何でもできる子たちのことを教育長は言っている感じがするのです。今、沖縄の子供たちというのが、小学校から基礎的な学力をつけられない状況のまま進学、進級して行って、結局は高等学校受験をするにしても学校間格差といいますか、高等学校教育そのものもなかなか難しい状況で入学してくる子がふえているという現実から、出発していないと思っているのです。ちゃんと社会に出てひとり立ちできるものを、社会とかかわっていける大人として、育てていく教育にしないといけないはずなのですよ。だけれどもそういうものがないので、ある意味では置いてけぼりにされる子供たちが疎外感を持って、なかなか希望を持たなくて、非行が多いとか、そういう問題が、沖縄県が特別に何が問題あるのかって、そこでしょう。だから、国際性といっても、国際社会に出ていける人は、お金もなければ行けないはずだし、奨学資金を借りようと思っても保証人がいなければ借りられませんから、それは一定程度の力のある部分なのです。そうではない多くの県民の子供たちが、高等教育をちゃんと学んで社会へ出て、農業や商業そして進学をするなりの、やはり90%以上の高等学校進学率ということで考えたら、義務的な最低のそういう力を身につけて社会に出していくという考え方の高等学校教育ということを進めるべきだと思うのですが、全く観点が違うのでしょうか。

○大城浩教育長 まさに西銘委員が御指摘したとおりでございます。私どもは学校教育の充実という主要施策の中でも今の視点は確かにありますし、本県の教育課題はさまざまございます。そういった中で、今いろいろな施策を展開し

ているという状況でございます。ただ、本県の課題として、学力向上を初め生徒指導等々ございますので、そういった課題も一つ一つ解決していく中で、本県の児童生徒像といいますか、粘り強さ、学力の向上、そして豊かな表現力等を具現化していきたいという思いでございます。教育は100年の体系とよく言われております。経済みたいに、すぐに効果があらわれるものでもございません。ですから、長いスパンでしっかりと施策を具現化していくことこそが一番大事な視点かという思いでございます。

○西銘純恵委員 予算をかけるなら教育なのです。そういう立場でもっと予算が削られることに抵抗して、もっと教育に金かけて、というような立場で頑張っていたきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 それでは県立高等学校編成整備計画についてお伺いします。幾つも陳情が出ておりますし、昨年末からいろいろと説明会でもかなり反対であるという声が出ておりますけれども。そもそもその県立高等学校編成整備計画の基本的な事項、皆さんの資料の中でもこういうことを書いてるのですが、それをお聞きしたいと思うのですが、中学生の主体的な学校選択を促す諸制度の改善、これはどういうことでしょうか。私はこれまで中学生の主体的な学校選択というのはなかなか難しいのではないかとずっと思ってきました。つまり、ほとんど成績順で輪切りで行かされていたという、今でもそうではないかと思っているのですけれども、そういう中学生の主体的な学校選択を促す諸制度の改善について御説明いただけますか。

○嘉数卓総務課教育企画監 ただいまの件につきましては、私どもは編成整備の基本方向というところでいろいろ議論をいたしまして、去る9月に策定したところでございます。この実施計画につきましても、基本事項というところに、編成整備の基本方向から抜きまして少し入れ込んでございます。そちらのほうに、今委員のおっしゃった中学生の主体的な学校選択を促す諸制度の改善云々等を入れさせていただいているところでございます。具体的な部分につきましては、例えば国頭地域のニーズにこたえられる特色ある学科—大学進学ということでございますけれども、それから先ほど西銘委員からありましたように、これまで高等学校になかなか行けなかった子たち—不登校でありますとか発達

障害でありますとか、中退でまた学校に行きたいという子たちのための学校とか、そういった部分で今回盛り込んだところでございます。

○奥平一夫委員 現在の高等学校へ進学する子供たちの中学校における進路の選択、これはほぼ先生方が成績順によって、大体あなたが行ける学校というのはこのあたりだろうと、みんな輪切りにされてしまうわけですね。そういうことが現実にはずっと起こってきたのですけれども、今はそういう現実はないのですか。

○狩俣智義務教育課長 学校一特に中学校であります、数値で輪切りにしていくというようなことは基本的にはないと理解しております。できるだけ本人の希望というものを大事にしながら、面談等を繰り返して最終的に進路を決定していくということでもあります。大事なことはやはり、子供たちのなりたい自分というものをどんどん広げるようなキャリア教育を大事にしていくということと、学力ということでそこはなれる自分といいますか、そういうものを拡大していくと。そうすることによって、なれる自分となりたい自分の共通項が広がりますから、その中で主体的な選択ができるように、そういう考え方を根底に置いて中学校で進めていく必要があると考えております。

○奥平一夫委員 今狩俣義務教育課長がおっしゃるようなことが大きな目標だと思うし、理想的なことだと思うのですけれども、現場の先生に聞きますと、当然大まかに輪切りをして保護者と相談をしながら、本人と相談をして、もう少し頑張ってみようかとか、あるいはちょっと難しいから下のクラスをとというようなことで、現実問題としてそういうことが起こっている。ですから、例えば今狩俣義務教育課長がおっしゃったように、キャリア教育というものを小学校や中学校の子供たちがしっかりやることによって、職業の選択を小さいころから見つけていくという、あるいは模索していくということを学校教育の中でやっていけば、何も普通高等学校にすべて集中していくということはないだろうと思っております。ヨーロッパの学校方針がほとんどそうで、必ずしもそういう普通高等学校ではなくて、職業選択していくことも十分にできるような学校環境にあるわけですから、必ず普通高等学校がいいというあり方というのは少しおかしいのではないのかと。その辺も学校から変えていくということが非常に必要なかと思っておりますので、今狩俣義務教育課長がおっしゃったようなことで、ぜひ学校の現場の先生方とも話をしながら、しっかりやっていただければと思っております。そこで、編成整備の基本事項概要という基本方向

の中に、進学率の設定、そして進学率の向上を図りますと冒頭に書いてありますけれども、これはどう解釈したらいいのでしょうか。要するに、できるだけ多くの中学生に高等学校へ入学してほしいという、そういうのが目標になっているのでしょうか。どういうことでしょうか。

○嘉数卓総務課教育企画監 これは県立学校の編成整備でございますので、中学校のニーズにどうこたえられるか、どういう高等学校をつくるか、どういう高等学校の再編をするかということで、それに伴いまして、その結果として進学率が上がっていくということを想定してございます。

○奥平一夫委員 つまり、できるだけハードルを低くし、そして選択肢を広げていくということではないのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 編成整備の基本事項の冒頭部分に書いてありますが、社会の変化、生徒のニーズの変化という多様性が出てきております。そういった中で、各高等学校の中でこういった形の学校が必要なのかということ踏まえて、今対応しているところでございます。

○奥平一夫委員 ただ、依然として皆さんもおっしゃっているように、普通高等学校への志望者が6割近くいるという現実をどう見ますか。

○嘉数卓総務課教育企画監 これにつきましては、当然先ほどの考え方から、我々は中学校3年生の一応全員、中学校が高等学校にどういうニーズを持っているかということ、アンケートをとって集計してございます。その中で、やはり普通科というのがパーセンテージとしては約6割でございます。ただ、その中でやはり地域によって、あるいは専門学科のありようによっては、学校の編成整備についてもまた考えるところがあって、そういったことも含めて、いろいろ検討しているつもりでございます。

○奥平一夫委員 沖縄水産高等学校と南部工業高等学校の統廃合について少しお聞きしたいです。先ほど懇話会の委員が答弁されていましたがけれども、この委員の皆様はどういう方々ですか。どういう職種の方々ですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 大学のこういった関係の専門の先生とか、県立高等学校のPTA、中学校のPTA、市町村教育委員会の教育長、それから経済

界からも経営者協会のほうから御参加いただいております。あと、学校長代表として高等学校、中学校という形でやっております。

○奥平一夫委員 南部工業高等学校と沖縄水産高等学校が統合することについて、ふさわしい人選だと思いいになるのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 人数がかなりとればそういった方法もございませうでしょうけれども、やはりその辺の制限もございませうので、我々は広く御意見をいただくということで、こういう構成にさせていただいております。あと、私どもは毎年教育施策に関する地区協議会というのをやっております、その中でこういったメンバーに、商工会であったりJAであったり、漁協であったり—これは地域によって違うのですけれども、そういったところでも御意見をいただいている部分はございませう。

○奥平一夫委員 少なくとも工業に詳しい方だとか、あるいは商業や水産業に勤めている方だとかという皆さんの人選も必要だったのではないのかと思うから、今そのお話を聞いているのですけれども。

○嘉数卓総務課教育企画監 やはり広い意見ということで、今こういう構成でやらせていただいております。それぞれの団体ということになりますと、それぞれの団体と。ただ、学校長の意見聴取とかをやっておりますので、出口のほうからそういった御意見等を聞いている部分はあります。それから、各専門学科につきましては研究会というのがございませう、そちらの会長なりを含めて、ある意味間接的にはありますけれども、そういった意見を聞いている部分はございませう。

○奥平一夫委員 皆さんはどういう御意見でしたか。聞いているのでしたら。

○嘉数卓総務課教育企画監 懇話会では先ほど申し上げたように、2つの分野を一緒にしますので、そういったガイダンスといいますか、選択科目の取得等について、しっかりやるようにという御意見ございませう。あと、各研究会あたりでは、そういった方向性としては、いい方向でやってくれというような話はございませう。

○奥平一夫委員 その前に、南部農林高等学校と南部工業高等学校の合併の話

がありましたね。これはいつごろ頓挫したのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 現行計画では、南部工業高等学校と南部農林高等学校を統合するというございまして、これについては各地域の意見等をお聞きしながら作業を進めておりましたけれども、同窓生の皆さんを中心として、地域のほうも、議会等からもいろいろありました。その中で、専門性の問題とか敷地の問題とかいろいろありまして、その中で現実的な話として、工業棟を持っていくために場所がないと。これについては用地取得も含めて検討したのですけれども、なかなか厳しい面もあるということで、今回断念したというところのございます。最終的に同窓会ともいろいろ話し合いをいたしております。

○奥平一夫委員 これはおかしな話で、敷地の問題が理由だとするならば、そもそもその計画の中で、既にこういう敷地と想定をしながら計画を進めていくのが当然ではないですか。話をして、地域の反対があったから、敷地が探せなかったからという話にはならないではないですか。全然理由にならないと思います。

○嘉数卓総務課教育企画監 当然私どもは敷地についてある一定の考え方を持っていて、大丈夫だと学校とも相談をして、そういう形で進めていたところですが、やはり同窓生あるいは関係者のほうから、どうなのかという意見等のございまして、その意見交換の中で御理解がいただけなかったというか、その辺でクリアできなかったという部分のございます。

○奥平一夫委員 いずれにしても、まず地域の理解が得られなかった。そもそも後づけのような気がするのですけれども、敷地が見つからなかった。そういう理由で、では次はどこと合併しようか、統合しようかという話になって、沖縄水産高等学校という話になったのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 今回のこの件につきましては、やはり南部工業高等学校の生徒数の減というのがございまして、そういった面から早急に進めなくてはいけないこと等も背景にございました。その中で南部商業高等学校、南部農林高等学校等々改めて検討し直しまして、敷地の問題も一つの要素ですけれども、こういう計画を提案させていただいているということのございます。

○奥平一夫委員 一番こっけいなのは、南部工業高等学校と沖縄水産高等学校の統廃合が、沖縄水産高等学校の敷地が広いという理由にあるわけですね。つまり、南部農林高等学校との統合で失敗した敷地の問題をクリアすれば、沖縄水産高等学校でもいいという。失礼ですけれども単純なことで、とにかく統合ありきで、どこでもいいから敷地があれば統合していい、南部だったらいいだろうという、どうもそういうものが透けて見えるのですよ。だからどうも納得いかないわけです。いかがですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 今回の統合につきましては、先ほど申し上げた幅広い専門性と一これについては少し御意見等いただいておりますので、検討中ですが、そういった部分で、やはり当然敷地の話だけではなくて、ほかのケースもいろいろ比較検討したと申し上げました。その中で、沖縄水産高等学校につきましても、水産業という部分での志願者の減ということがあって、過去に総合学科を取り入れたことによって、今頑張っているという部分がございます。そもそも水産業教育がどうなのかということも含めて、工業が入ることによって水産業のほうも一これは後になりますけれども、そういった水産業としての特色を復活させるようなことも含めて、水産高等学校にとっても、いい形でできるのではないかと考えております。ただ、これは今いろいろな御意見をいただいて、また学校長からもいろいろな提案等ございますので、それもあわせて検討しているところでございます。

○奥平一夫委員 幅広い専門性を確保するということでしたら、南部農林高等学校との統合だって、これは突き進んでいけばよかったですよ。なぜそこで断念したのですか。これが非常にわからない。ここでいろいろ地域の皆さんが反対、同窓会が反対だ、議会も反対だという。では次はどこがいいのかと思いつながら一この県立高等学校編成整備計画は2年前からだと言いますけれども、これは南部農林高等学校との統合も進めながら、沖縄水産高等学校との統合も視野に入れていたわけですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 この間の経緯を申し上げますと、現行計画でそういった農林高等学校と工業高等学校の統合について、いろいろ難しい局面が出てきまして、そのときにはやる、やらないも含めて、改めて次期計画で検討するというようにしておりました。改めて今回新しい計画を策定する中で、実現性の問題も含めて、どういった形がいいのか等も含め、私どもとしては案を策定し、提案しているところでございます。

○奥平一夫委員 最初の仲村委員の質疑の中で、平成19年に宮古農林高等学校と翔南高等学校が統廃合しました。あのときもかなりの議論があって、1年延期をしたといういきさつもあります。それから、学校の敷地が隣り合っている市道がありまして、統合すればそこもきちんと遮断をして、通行の安全を確保するという約束で統廃合したわけです。これを守っていないですね。全然努力されていないと思います。それから、先ほど途中まで御答弁があったのですが、翔南高等学校の当時平成19年、ちょうど合併直前の学科だと思のですが、海洋科学科が39名だったのですが、これが実は統合して、平成21年が22名、平成22年が24名、平成23年が31名と、漸減していつているわけです。それから商業高等学校もそうですけれども、40名から28名になっているわけです。そのかわり、農林高等学校の16名の生物生産科は、28名と倍近くになっています。環境工学科も22名から30名になっています。生活福祉科が38名から40名です。つまり、農林系の学科がふえているのですが、水産業系の学科と商業系の学科がかなり減っている。こういう現象が起きているわけです。ところが当時合併までは、翔南高等学校というのは自立して単独で学校経営できた人数なのです。生徒数を確保していた。ところが統合すると、例えば統合前の110名から89名と、約20名近く減っているわけです。パイの奪い合いになってしまっているということもあるのかもしれませんが。あるいは少子化というのも原因かもしれませんけれども。このように、水産学科というものが少し減っていくという現象が起きているわけです。ちなみに、ことしの宮古総合実業高等学校の各科の志願率、それから南部工業高等学校と沖縄水産高等学校の各科の志願率がもしわかりましたら一つ、統廃合がどれくらい影響しているかということを見たいと思って、今それをお聞きするわけです。

○平良勉県立学校教育課長 まず宮古総合実業高等学校でございますが、生物生産学科が11名あいております。環境工学科が17名あいております。生活福祉科が2名あいております。海洋科学科が17名あいております。食品化学科が15名あいております。商業科はあいておりません、全員の40名です。

○奥平一夫委員 南部工業高等学校と沖縄水産高等学校の志願率などはいかがですか。

○平良勉県立学校教育課長 南部工業高等学校は、機械科が9名あいております。電気設備科の中の電気技術コースが満杯です。そして設備工学コースが6

名あいております。沖縄水産高等学校は、海洋技術科が4名あいております。総合学科が9名あいております。

○奥平一夫委員 生徒が減っていく中で、学科の中で定員があいていくという状態を解消したいということなのですから。例えば農林高等学校と翔南高等学校という、水産業系と商業科の学科が統廃合して、今そういう結果になっているのですが、その結果について教育長の御意見を伺いたいと思います。まだ検証するには足りない期間でしょうか。どうですか。

○大城浩教育長 沖縄県のみならず、全国的に普通科志向なのです。どうしても専門高等学校に行きたがる子供たちが減ってきた現状はあります。本県でも専門高等学校はありますけれども、ほとんど定員割れの状況でございます。ですから、委員の御質疑のように、なぜそうなのかと考えた場合、その要因といたしましては、子供たちが普通科に流れてきている傾向があるという意味で、専門高等学校の定員割れがあるという現状かと思えます。

○奥平一夫委員 今のまま南部工業高等学校と沖縄水産高等学校を統廃合しますと、恐らく水産業を担う人材育成という、これまで培ってきた沖縄水産高等学校の業績というものにかかなり大きな影響があると。ましてや今沖縄県では唯一の産業人を育成する学校ですよ。これを統合することによって、皆さんは影響というものについてどのように考えていらっしゃるでしょうか。私は相当厳しい結果が待っているのではないかと思うのですけれども。

○大城浩教育長 今回の沖縄水産高等学校と南部工業高等学校の統合の計画の展望といいますか、それへの御質疑かと思えます。まず基本的には、生徒の人数がふえるわけです。本会議でも答弁したつもりですけれども、子供たちはある一定規模の人数であれば、お互い切磋琢磨していく中で、さまざまな交流ができるわけです。そういった意味では、今回の南部総合実業高等学校一仮称ですけれども、そういう中で定員がふえるという意味でのメリットはあるかと思えます。

○奥平一夫委員 仲村未央委員の翔南高等学校からの現場からの声ということ、先ほどお聞きになったと思いますけれども、ここにも書いてありますが、総合選択制の中でそれを学んでいく生徒たち、1週目くらいは興味を持つけれども、あと過ぎるとともに授業にも参加をしない。まさに水上バイクで遊べ

るという感覚しかないという状況で、これで本当に沖縄の水産業を担っていける人材を育成できるのかと、非常に心配なことも起こっているわけです。そういう意味ではむしろ沖縄水産高等学校は、もっと専門科に特化して、沖縄の水産業を担う人材育成をするのだというブランドを堅持して、単独で存続をするということが非常に大事だと思います。そういう意味で同窓会も立ち上がり、地域の皆さんも立ち上がり、いろいろな方々がそれに反対をしているというわけですから、ぜひこれは再考をお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

1つだけやらせていただきます。47ページの第139号の南部離島町村学生宿舎、98ページ第42号と一緒に質疑をさせていただきたい。これは1点だけ聞きたいと思っているのです。沖縄振興一括交付金を活用した複合施設として、離島児童生活支援センターを計画しているということが議会でも発表されました。これは聞くところによると、まだ国との調整がついていないので、どうなるかわからないということだったのですが、国との調整の経緯についてお聞かせください。

○大城勇総務課長 これまでも内閣府とは調整をさせていただきました。その中で、私どもとしては今までも寄宿舎はありますので、それを踏まえて大きな意味の離島振興ということで、保護者も含めた負担軽減を考えておりました。現行のままですと、施設建設費の3分の2しか補助がありませんので、せっかくであれば次年度から制度化される沖縄振興一括交付金を活用してお願いしたいということで、ずっとお願いしておりました。なかなか国は、既存の制度でずっと言ってきておりました、ただ、私どもも予算特別委員会でも答弁しましたけれども、千載一遇のチャンスだと思っていますので、運営形態も規模も含めて、なるべく早目に調整していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 これは何が障害になって、政府は渋っているのでしょうか。

○大城勇総務課長 既存の寄宿舎だけの制度は、沖縄県に対してはありますので、その活用ということで促しております。私どもとしては、やはり全体的な離島振興という一現行の寄宿舎制度というのは、建物を建てるのは3分の2の補助なので、子供たちだけの負担軽減になりますけれども、やはりいろいろな形で保護者が本島に来られますので、そういった意味での負担軽減ということでずっと調整をしてきております。

○奥平一夫委員 見通しはどうか。

○大城勇総務課長 早目に取り組んでいきたいと考えております。

○奥平一夫委員 それからもう一つは、離島から出てきている、あるいは僻地から出てきている高校生たちは、もちろん寮があれば、寮に入れば非常にいいのですけれども、寮のない学校というのがあるわけですから、そこでやはりアパートを借りるわけです。15歳の大人になっていない子供が1人でアパートに入って、食事もろくにつくらないだろうし、お弁当を買ってきて食べるだろうし、非常に心細い思いで学校に通うわけです。ところが、やはりそういう子供たちも当初の志は非常に強かったかもしれないけれども、数カ月、あるいは1年たちという中で、かなり厳しい思いをするわけです。その中でさまざまな障害が出てくるわけで、そういう意味で、今この42号の陳情にもあるように、定期的に生活の相談、あるいはカウンセラーなどの配置をしっかりと強化していくというのが、非常に大事かと思っています。こういう子供たちに対して、今までどういう手当てをしてきたのか、あるいはやってきたのか、やってきてないのか。やってきたとすれば、どういう手当てをしてきたのか、もう少し支援が必要なかどうかということも含めて、お伺いしたいと思います。

○平良勉県立学校教育課長 離島出身の生徒が、安心して学習とか生活ができるように支援することが、今委員がおっしゃったように大切なことだと認識しております。ですから、今まで県教育委員会としましては、例えば県立高等学校8校に寄宿舎がございますので、そこへ離島出身生徒の入寮を優先した配慮を行ったり、そしてほかの高等学校での空き室がある寄宿舎にも、入寮できるシステムもつくっています。また、経済面では、高校育英貸与奨学金、あるいは高等学校奨学金の周知等を図り、対応していきたいし、してきたと考えております。また、生徒指導面に関しましては、自宅外通学生の実生活リズムが、御指摘のように乱れがちになる傾向がございますので、規則正しい生活管理ができるような指導の充実を、各学校で図っていきたくて考えております。また、自宅外通学生の実生活面のケアにつきましては、それぞれ通学している学校に配置されております、スクールカウンセラー等の教育相談担当職員を中心に、心のケア体制の確立も図っていきたくて考えております。

○奥平一夫委員 非常に大事なことです。離島から出てくる子供は非常に優秀な子供たちが多くて、スポーツに秀でたり学力に秀でたりという、優秀な子供たちなのですから、残念ながらひとり暮らしをしなければならないという

子供が多くいます。そういう意味で、例えばスポーツに秀でた子供たちが、野球部に行ったりバレー部に行ったりという中でも、やはりその寂しさであったり、あるいは先輩からいろいろ言われたり、いろいろなことがあって途中で挫折をして戻ってくるという子を、私は何名も見ているのです。優秀な子なのですけれども、せっかくの才能を持ちながら、こういう形でひとり暮らしをしている中で、負けてしまって帰ってくるという現実があるわけです。そういう意味では、その相談員であったりカウンセラーであったり、あるいは生活の相談を受けるといふ、二重にも三重にも子供たちを手厚く学校に通わせるサポートができれば、非常にいいのではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。決意をお聞かせください。

○平良勉県立学校教育課長 例年、高等学校生活が始まる5月ごろに、各学校に対しまして、自宅外通学生の生徒指導に係る取り組みの強化について、通知文を出しています。特に、自宅外通学生につきましては、アパートなどでひとり暮らしをしている状況も、御指摘のようにございますので、安心して学業に専念できる環境を確保するとともに、保護者の目を離れていることによる開放感などから、生徒指導上の問題行動等の加害者、被害者にならないよう注意喚起等、安全指導を徹底していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 県立高等学校編成整備計画の件でお尋ねします。第19号の沖縄水産高等学校の部分で、沖縄水産高等学校は、先ほど教育長も少子化という一つの理由を上げていましたが、この沖縄水産高等学校と南部工業高等学校の、ことしの受験の定数のパーセントを教えてください。トータルでいいです。定数に対して、どのくらい受験されたのか。

○平良勉県立学校教育課長 沖縄水産高等学校は、海洋技術科が、40名の定員に46名受験しております。総合学科の定員200名に対して、205名が受験しているということでございます。南部工業高等学校は、定員80名に対して74名が受験しています。

○上原章委員 沖縄水産高等学校も1倍を超えているわけです。それから南部工業高等学校も0.9倍以上受験はしていると。県内は都市部とか地方とか、い

ろいろあるのですが、私は0.9倍を超えている状況というのは、非常に頑張っているのではないかと思うのです。南部に工業高等学校があるというのは、子供たちにとっても非常に大きな目標になっているのではないかなと思うのです。そういう意味では、あえて急いでそういう合併をさせる必要が本当にあるのかどうか。今PTAや教員、保護者等から、余りにも拙速—これまでのいきさつは、ほとんどこの方々の声が届いていないというのが私の印象なのです。あと1週間で3月も終わるのですが、この問題はしっかり地域の理解をいただかないと、前に進めてはいけないものではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○大城浩教育長 まさに上原委員御指摘のとおりかと思えます。今回の素案の発表以来、地域での説明会を通していく中で、さまざまな御意見をいただきました。ですから、そういったさまざまな御意見を拝聴しながら、さまざまな視点から庁内で議論をして、そして、県教育委員会でかけていこうという段取りでございます。ぜひ今回の御意見を参考にしながら、対応を考えていきたいと考えております。

○上原章委員 本会議でも予算特別委員会でもいろいろ議論があって、特に沖縄水産高等学校のケースで、私も疑問に思うのは、皆さんが説明会を通知して、またパブリックコメントとか、そういった御意見をお聞かせ願う通知文が発信されているにもかかわらず、その関係者には届いていないということが起きているわけです。届いたとしてもぎりぎり、間接的にこういったものがあると聞いて、なかなか意見集約ができなかったという現状というのは、やはり皆さんの説明会をやり直す、またはそういった御意見をお伺いさせていただきという発信をする側が、ちゃんとPTA団体やそういったOBの皆さんのところに届かないというのは、まず入り口部分でここまで混乱させた部分もあるのではないかと思うのです。ですから今後、関係団体関係者がしっかり同じように共有ができる、一つ一つの課題に対して教育庁がリードしていただきたいと要望します。

もう一点、予算特別委員会でも取り上げたのですが、19ページの平成21年第112号の特別支援教育への取り組みなのですが、陳情者から児童生徒の障害種別に応じ、在籍校に特別支援学級を設置、特別支援教育専門の教員を配置することという。特別支援教育は専門性が非常に問われる現場なのですけれども。県立盲学校の保護者から一度1月17日付で教育長あてに、幼稚部教員の任期延長を求める要望書というものが出されたと思うのですが、これは教育長は認識さ

れていますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今御指摘の文書については、県立学校教育課で受理しまして、人事異動にかかわることですので、人事担当で預かっているというところです。

○上原章委員 それに対する回答というか、そういった方々が問い合わせをしたことに対して、課としてアクションは起こされたのですか。それとも全くそういうのはされていないのですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 受理はしておりますが、文書を提出した皆さんに対して特段の回答はしておりません。

○上原章委員 こういうのはあえて回答する義務はないというか、必要はないというのが皆さんのスタンスということで認識していいのですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 提出いただいた文書については、人事異動の仕組み等についての要望ですので、要望についてはこれまでの方針にのっとった形で対応するというので、趣旨を受けとめて、学校長あたりにはこのような対応ですという説明はしております。それから、委員の御指摘があった、専門性のある方をそのままとめ置いてほしいという趣旨でしたので、そういう専門性のある方をまた後任として配置するというのを起こしております。

○上原章委員 確かに人事に関して、これはあくまで皆さんが総合的に判断されるものだと思うのですが、この要請は3点ありまして、その人事に対するもの以外にも保護者の皆さんの思いが入っているのです。例えば、早期教育相談専任の教諭を配属してほしい、強化してほしいとか、盲学校幼稚部の教員の人数の確保とか、個人的な要望とは違う保護者の皆さんの思いが入っているのです。ですからそういったものに対しては、私はちゃんと皆さんは皆さんの方針として、しっかり伝える必要があると思うのですが、いかがですか。校長先生を介してでも結構です。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 幼稚部としての専門性の維持も含めた、確かに保護者の思いが込められた文書でありました。これを受けまして、

平成24年度については、例えば平成23年度、今年度は幼稚部の子供たちが7名ですが、平成24年度は4名になります。しかし、幼稚部の職員は3名のままとすることで、職員の人数を維持しております。それから、文書の中で前提とされておりました職員の後任として、以前同じように沖縄盲学校の幼稚部でそういう早期の教育相談を担当していた職員がまた戻ってくるよう配置して、そういう心配のないように心がけているところです。

○上原章委員 私も予算特別委員会でお話ししましたがけれども、早期教育相談、幼稚部に7名とか5名、4名、そういう入学してくる子供たちとは別に、就学前の0歳から5歳までの、目が見えないという赤ちゃん、親御さんにとってもこれからその子の行く末をどうして乗り越えようかというときに、相談員の存在というのは非常に大きいのです。これからお世話になる盲学校ではあるわけですがけれども、その前提で、この方のアドバイスが親子にとって、大きな存在だと聞いているのです。そういう方々と触れてきた教員ですから、いろいろな意味でそういうアドバイスができると聞いているのです。予算特別委員会でも伝えましたがけれども、ベテランの方が出ていって新しい人が来るといわれても、その過程の中で、これまでの方がこの方々と接したノウハウをしっかりと伝授して、1年、2年、バトンタッチをして引き継がないと、なかなか幾ら経験がありますと言われても、この人たちと積み重ねた歩みというのは非常に大きなものがあると思うのです。この人事システムというものを特別支援教育、もしくは沖縄県には盲学校は1つしかないわけですから、今教育委員会が持っている人事システムの中に、こういった専門性が非常に問われる方々の教育現場というのは、私はもっとしっかりした独自の人事システムを構築する必要があると思うのですが、いかがですか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 先日の予算特別委員会でもお答えしたところですが、今委員が御指摘の沖縄盲学校、特別支援学校15校ある中で、盲学校1校、それから聾学校1校については、学校現場を預かる学校長からも、より専門性にたけた職員は、その異動方針を踏まえながらも可能な限り残してほしいという要望等がございます。その要望を踏まえて、この人事の方針に余り大きくそごを生じない形で、弾力的に運用しているという現状であります。

○上原章委員 教員の人事異動が5年から7年という一くくりで、現場の現状をしっかりと見据えないと。余りにもこれは決まりですという形でやると、保護者の皆さんが求めている、また学校現場が求めている人事とはかけ離れてしま

うのではないかと私は思うのでこういう質疑をしているのです。この視覚障害教育の免許を持っている方というのは、保護者にとっては非常に重要な教員というか、肉親以上の存在だと私は関係者の方に会って感じたわけです。人事が内定しましたからという、余りにもルールはルールとして一この方々がなぜ今回こういう要望を教育長に出したかというのは、それなりに現場の混乱があるのだというのを察知していただきたかったなと思うのです。ぜひ、内示は内示として、また異動は異動として一現場で関係者から聞くと、小学校、中学校に入ると大分安定するそうなのです。子供たちも同じ思いのメンバーとの友人関係もつくられて。問題は、5歳までのお母さんもお父さんも含めて、この方々がこの現実をどう乗り越えるかというのは、この相談員の存在が非常に大きいらしいのです。そこで専門性が非常に求められるということです、ぜひその辺を担当課のほうで、いま一度特別支援教育の中での人事というのを、中身の充実という部分で御検討願えればと思います、最後にお聞かせ願えますか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今回転出される職員の後任として入ってまいります職員も、以前に盲学校で幼稚部を担当し、早期の教育相談も担当していた職員です。視覚障害の免許も持った職員ですので、今委員から御指摘のあったところが、しっかりと引き継ぎされるように、私どもからも指導助言していきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 県立図書館八重山分館の問題からお聞きします。まず99ページの処理概要についてお聞きします。2行目に、地元と幅広く意見交換を重ねてきましたと。その中で地元から具体的な意見や要望や、となっているのですが、幅広く意見交換を重ねて、どういう意見に集約されたのでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 平成22年の2月議会で方針が出まして、それに沿って皆さんと幅広く意見交換を重ねてまいりました。約2カ年にわたって13回の意見交換会を持ちまして、その中で、特に竹富町などからは移動図書館をもっとふやしてほしいとか、移動図書館をもっと多くの島々まで広げてほしいとか、あるいは石垣市にある分館等について、なかなか遠くて不便であるとか、いろいろな話がありました。その結果として、県といたしましては、陳情処理方針の下にあるとおり、分館の資源の一部を中央図書館に集約して、県全体の

図書サービスの充実を図るとともに、また、分館の一部の資源として児童書、その他について八重山全体の財産として活用していただくということでの方針になったという次第であります。

○比嘉京子委員 もう少し簡潔にお願いします。この分館は、廃止か存続かここに書いてあるわけですね。定例会において、八重山地区の図書館サービスに関しては分館の存続廃止を前提とせず、八重山3市町教育委員会、関係団体を含めて意見交換をし、でしょう。ですからどういう要望があったかということではなくて、廃止か存続かという意見が、どう集約されましたか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどのお話の重複になりかねないのですが、13回各地、各層の皆さんと意見交換をいたしました。存続させてくれという意見もございました。竹富町民については、一括貸し出しについてもっと要望したいとか、あるいは……

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から、図書館サービスの廃止という意見があったのか確認がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

親川實生涯学習振興課長。

○親川實生涯学習振興課長 29日に自由討論会ということで開いております。いろいろな皆さんに来てほしいということで、マスコミを通じて広報しております。結果的には3000名ほどの一八重山の図書館の存続を考える会の皆さんが主たる構成メンバーだと思うのですが、そこではほとんどの方が、廃止は反対だという意見だと認識しております。

○比嘉京子委員 ですからその廃止反対だということを言われて、一声も廃止に賛同する者がいない。何もそこに集まった者だけではなくて、これまでの陳情の数々、そのバックグラウンドにこれだけの60団体の人がいると。そのような方々がいる中で、皆さんのやってきたことは、どこにもそういう声がないのにもかかわらず廃止という結論を持っていくわけです。そういう手法が通るのですかということの指摘です。そういうことで本当に行政としていいのですか

と。そういうやり方だから屈辱だという言葉が出てきているのです。まず手法に対して、こういう手法で教育行政ができるのですか。

○親川實生涯学習振興課長 重複しますがけれども、やはり多くの方に集まってもらって、さまざまな意見を公開してほしいと、これは県の最低のマナーだと私は思います。先ほどもお答えしましたけれども、マスコミを通じて、いつ、どこそで、八重山の図書館サービスを考える自由討論会を開催するというところで、地元の3市町共催の形で開催をいたしました。

○比嘉京子委員 こういうことはどうでもいいのです。そこでなかったわけだけども、どうして要請がないこと、声がないことが結論では真逆になったのですかと、その過程を聞いているのです。そういう説明はここに書いてあることですからいいです。

○親川實生涯学習振興課長 大きな声で反対をされた方は3000名の中におったような気がいたします。ただ、我々はいろいろなサービスを提供する中で、やはり移動図書館とか一括貸し出しについては大変喜ばれまして……

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から、教育庁として、県立図書館八重山分館の廃止ありきで業務を進めているのかとの確認がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

親川實生涯学習振興課長。

○親川實生涯学習振興課長 先日比嘉委員にお答えしたのですが、新聞のコメントについては、私は当時の記憶が定かではございませんので、ちょっとそれ以上のコメントをすることは差し控えたいと思います。

○比嘉京子委員 では3月12日に石垣市議会議長から、皆さんあてに抗議文が来ていますよね。それをお読みになってどうですか。もっと厳しい言い方をしていますね。それも無視ですか。

○親川實生涯学習振興課長 石垣市議会からの抗議決議というのは、沖縄県立

図書館八重山分館の廃止決定に対する抗議となっております。廃止に絶対反対ということではなくて、廃止決定に対する抗議ということで、一番最後の、地元から要求した項目についてはちゃんと回答してくれというのが、この決議の要旨だと理解しております。

○比嘉京子委員 6行目ぐらいに、1月21日に八重山3市町に対する説明を行っている。その場において、沖縄県立図書館八重山分館の廃止については、地元の理解を求めているのではなく、県教育長決裁の段階で廃止は決定しているとの認識を示して、このような地元住民の理解を求めない県教育委員会の行政手法は、八重山郡民の民意を全く無視した一方的な行政手法であり、離島切り捨てであるとともに、この決定は県教育行政の後退であると言わざるを得ませんと書いてありますよね。皆さんは分館の職員にいつ廃止の通知をしたのですか。しているのですか、していないのですか。

○親川實生涯学習振興課長 正確に、いつどこでどのような場で通知したかということは記憶にはないのですが、分館の職員とは意見交換しておりますので、県本庁の動きというのをはるる、先方は了解のもと仕事は進めているということです。文書での通知は特にしておりません。

○比嘉京子委員 口頭での通知はいつしたのですか。

○親川實生涯学習振興課長 記憶にはございませんが、いろいろなやりとりの中で廃止決定になったものだと理解しています。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から、執行部に対し、質疑に対しては誠意を持って答弁するよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

親川實生涯学習振興課長。

○親川實生涯学習振興課長 意見交換等の中で、分館廃止については先方は承知していると思います。また同じようなことで委員長におしかりを受けるかもしれないけれども、具体的にいつ口頭で通知したという記憶はございません

が、出張しているのが2月14日です。その14日に口頭で説明したものと思います。

○比嘉京子委員 3月いっぱいまで廃止のものを、現場の職員に2月にあえて伝えるという状況というのは、通常やるような手法なのですか。

○親川實生涯学習振興課長 県教育委員会で正規に決定したのが2月13日、翌日3市町長等々に会って、説明をいたしております。

○比嘉京子委員 それは違うと思いますね。この抗議文の中には、1月21日に3市町に伝えていると書いてあるのではないですか。1月21日に伝えていますでしょう。もちろん関係団体等へも行っていないですよ。ここに書いてありますよ、1月21日に八重山3市町に対する説明を行っていますと。その場において県はこう言いましたと、抗議決議文に書いてあるのではないですか。

○親川實生涯学習振興課長 1月21日はまだ方針として3市町にお伝えをしたということがございます。それ以降、2月13日に教育委員会の決定を見て、2月14日に私どもが3市町に説明をいたしたという経緯がございます。

○比嘉京子委員 決議文の一番最後の行を読んでみてください。

○親川實生涯学習振興課長 拙速で強引な沖縄県立図書館八重山分館の廃止決定に強く抗議します。以上決議する。でございます。

○比嘉京子委員 先ほど課長は、条件的なことに入っているのだと言わんばかりの答弁をされておりましたけれども、ここに県立図書館の分館廃止に対する石垣市長への公開質疑の答えですね、条件的な容認をしているのではないとはっきり明言をしている。そして、皆さんは誠意を持って郡民に答えていないという批判をあちらこちらから受けている。その後の八重山毎日新聞であろうと八重山日報であろうと、大きな見出しで県行政に対する不信感と、離島の切り捨てだという多くの見出しが載っています。条件つき容認ではないと、そのような見出しが躍っている中に対して、皆さんはそれでも強引に強行されるのですか。こういう中において。それに皆さんがおっしゃっている、石垣市図書館に分館から8万冊の資料等を上げるのだと、公開にはそういうものを置く場所はありませんと書いてあるのです。我々に議会で説明するのは、皆さんの一方

的な思い込みなのです。何もここは整理されていない。その資料も図書も、それ以外の図書もどのようにやるのかも、その後の利用についても、自分たち流の勝手な論理を展開しているのです。そう思いませんか。それで我々議会を押し切ろうとしているのです。そういう手法というのが通るのであれば、民主主義はいらないと思いますよ。決定したから、あなた方が何と言おうとやるのだと、そういうすごみを見せて押し切ろうとしている。私は本当に教育行政はどうかしていると思いますよ。どうですか、教育長。これでも押し切るかどうか答えてください。

○大城浩教育長 この件につきましては、これまでも一たしか平成22年の2月議会の陳情処理方針に基づきながら、廃止を前提にしないという形での処理方針だったと思います。そういう中で、2カ年にわたって地元と幅広く意見交換を行ってきたわけです。これまでの12回ばかり自由討論会、そして行政説明会等をやってまいりました。

○比嘉京子委員 この答弁は何度も聞いています。これだけ廃止ノーの声があって、だれも賛成していない、そういう中でも押し切ってやるのですか。やるならやる、やらないならやらないと言ってください。そういう言いわけを聞いているわけではありません、時間が無駄です。

○親川實生涯学習振興課長 3市町から廃止後の要請を行うということでの要請文を受けております。

○比嘉京子委員 皆さんがごり押ししているのです。では竹富町は賛同しているのですか。皆さんが強い意志で臨んでいるのです。そして黙らせているのです。廃止だからつべこべ言うなど言っているのです。だからこうなっているのです。それを自分たちは合意を得たものだとして理解しているのですか。でなければ、なぜ3月12日に議会からこんなに強い抗議文がくるのですか。合意しているのなら、このようなことを3月になって言いませんよ。それでも合意だと皆さんは受けとめるのですかと聞いているのです。これがあなた方の手法ですか。これが教育行政のやり方ですかと、それを聞いているのです。それを合意したと考えているのですか。

○大城浩教育長 3市町会からは、今回の事案につきまして、廃止後の八重山地区全体における図書館サービスのあり方について要請を受けております。し

たがって、私どもはそういった3市町会の要請は大変大きなものがあると認識しておりますので、それを受けて、廃止後の図書館サービスについて、対応を考えていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 では、ここで中山市長が言っている条件つき容認はしていないと、そして受け入れ体制もないと、それはみんなうそなのですか。八重山毎日新聞にこれだけのスペースで答えているのですよ。それは全部否定なのですか。それが皆さんにとっては、郡民の合意を得たものだと理解するのですか。

○大城浩教育長 今手元に3市町一石垣市長、竹富町長、与那国町長からの文書がありまして、この中身は、沖縄県立図書館八重山分館廃止に伴う要望についてということでございます。これはどういったことかと言いますと、今回の廃止につきましては、八重山3市町会としては了承して、今後の八重山地区全体に係る図書館サービスについての要望であると認識しています。

○比嘉京子委員 実に情けないコメントですけれども、この図書館の経緯は皆さん御承知だと思うのですけれども、個人が建てたのですよね。おわかりですか。大正時代に個人が建てたのですよね。

○親川實生涯学習振興課長 県立図書館要覧に載せて、その沿革がありますけれども、大正3年、1914年になりますか、大正天皇の時勢を記念して、御大典記念事業として、八重山通俗図書館が設置されたと。それと同じく、宮古においては宮古簡易図書館が設置されたという記載がされております。

○比嘉京子委員 私の質疑は、個人が建てたのですよねという質疑なのですけれども。

○親川實生涯学習振興課長 個人でつくったか否かについての確認はできません。

○比嘉京子委員 岩崎卓爾という方が、八重山の文化環境の悪さを悲しみ、私費を投じて八重山通俗図書館というものを開設したわけです。そういうことを感じて、悲しんで私費を投じた。ここにこのようなことが書いてあります。そういう開設をした図書館を、これに反して県庁は現在存続する八重山分館さえ廃止するというこの意識の差は何なのか、この意識の差は甚だしいのではない

かと。これは八重山毎日新聞における論壇に載っていた文章です。

分館というものを廃止するというのに、この間の質疑の中で県立図書館で分館云々と言いましたけれども、そもそも全国であった分館を廃止した事例はあるのですか。

○親川實生涯学習振興課長 全国的には事例があると聞いております。

○比嘉京子委員 どこですか。

○親川實生涯学習振興課長 具体的にどこというのは、資料の手持ちがございません。

○比嘉京子委員 私が調べた限りではありませんでした。つまり、本館が分館廃止に片をつけるということ自体も私は異常だと思います。図書館行政を後退させていこうという一本館から送るからいいのではないかと言うけれども、八重山からすると形の見えない本館ですよ。図書館法3条でいいのですけれども、その奉仕について、読み上げていただけますか。

○親川實生涯学習振興課長 図書館法第3条を読み上げます。見出しが図書館奉仕ということで。図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。事項として、1. 郷土資料、地方行政資料、美術品等々ございまして、これが9事項列記しております。9事項目は、学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力することとなっております。

○比嘉京子委員 きょうの午前中にあった、図書館法を県の条例に落とすのだという話がありましたよね。あれの基本的な考えは、地域の自主・自立でしたよね。そのことを考えると、皆さんは全く真逆のことをしているわけです。沖縄県の特事情に合った図書館行政をしなければいけない、地域に対して奉仕をしなければいけない。そのような知的財産の場所ですよ。そういうことを、離島に対して移動図書館をやるからいいぐらいに考えている、私はそういう図書館の考え方、認識そのものから非常に問題を感じています。ここに図書があるからみんなが来るわけです。ここを充実させて、もっと図書館の利用を高めようとするのが皆さんの仕事ではないですか。それを廃止して、サービスを落

とさないようにすればいいというものではないでしょう。なぜない離島にもっと図書館をつくらうとはせずに、あるものを廃止するのですか。きょうの条例からいっても相反すると思うけれども、そう思いませんか、教育長。

○大城浩教育長 県の図書館行政に関する基本的なスタンスが3点あります。いま一度ここで確認しておきたいと思えますけれども、当然地方自治法とか図書館法をもとにしたがらの対応なのですからけれども、まず1点目は、県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、41市町村へ平等にサービスを提供していくということが1点目です。したがって、地方自治法とか図書館法によりますと、市町村は図書館を設置して、地域の実情に応じて、住民への直接サービスを提供していくといったスタンスがあるわけですね。そういう中で県は、図書館の未設置町村に対して、設置までの間、市町村が担うべき住民への直接サービスについて、過渡的に支援を継続すると。これは2点目でございます。3点目は、県と市町村は、限られた予算の中で最大限図書館サービスの振興を図るために、それぞれの役割分担を踏まえながら連携、協力していかなければならないといった3つの視点から、我々は今この問題を解決していこうという思いでございます。

○比嘉京子委員 大城教育長、こんなことを言ったらもっと大変ではないですか。なぜかという、皆さんが考えたそもそものスタートラインは何だったのですか。この廃止のスタートラインは何ですか。行財政改革ではなかったのですか。その中に、老朽化した施設、利用率が悪い、3つの点を挙げて廃止を決めたのではなかったのですか。そもそものスタートラインは何ですか。今に合わせるために廃止を決めたのですか。今取ってつけたような理由を言わないでほしいです。そもそも2006年に起きたスタートラインは何ですか。かつてのものを開いてみると、本当に皆さんの言葉がどんどん変わってきているのがよくわかります。こんな理屈をつけるということ自体全く心外ですね。皆さんが最初に言ってきた理由は全部論破されて、もうないですよ。今言う理由は新たな理由でしょう。そもそもそれが理由で廃止を決めたわけではないですよ。行財政改革ですよ。そのときの理由を言いましょうか、ありますよ全部。行政が継続だと言いながら、こんな話ではだめですよ。取ってつけたような理屈を言っている場合ではないですよ。未設置のところをやるためにスクラップするのですか。未設置のところはあるものに継ぎ足していくのではないのですか。未設置にするために、あるものを削るのですか。おかしいでしょう、それは。

○親川實生涯学習振興課長 行財政改革の骨子というのは、役割を明確にするということになると思います。例えば直接的な図書サービスの専らの責任者は市町村長でございます。県は広域的なサービスをするということになっております。したがって、重複する直接的なサービスについて、行財政改革の対象になったものと理解しております。

○比嘉京子委員 その論理から言うと、県立ではなくて、町立なり何なりという受け継ぎが必要ではないですか。廃止ではなくて、これをどのようにつないでいくか、どのように生かしていくかを考えるべきではなかったですか。

○親川實生涯学習振興課長 13回のお話の中で、竹富町、与那国町の皆さんは、やはり分館そのものは石垣市内にあって、利用状況を見ますと、竹富町が1年間に137名、与那国町が3名、石垣市が3150名、トータル3332名ということで、竹富町、与那国町の皆さんには非常に時間的、金銭的な問題があるやに説明を聞いております。

○比嘉京子委員 私が先ほど、だれがどうつくりましたかという議論をしましたよね。そこに今図書館があるのですよ。ではどのようにして竹富町や与那国町に利用してもらおうかということで、移動図書館をやったわけですよ。那覇から運んでいくわけですよ、皆さんは。その効率を考えてもわかるように、私は廃止すること云々というよりも、廃止するならば、この2年間、3年間の間に廃止につなげるような、住民にとってどうすることが望ましいかということの引き継ぎをするならわかりますよ。2年間寝ていたものを突然、去年の10月になって集まってください、自由討論をしましょうと言って、立て続けに11月になったら廃止決定しましたと言い、1月になればそれを携えて通告に行き、こういうやり方の流れを見てみると、図書館行政というのが何たるかさえも疑わないといけないわけなのですよ。例えば竹富町、与那国町にそれぞれの図書館を設置するのであれば、それは廃止でもいいでしょう。何にもここで進展していないのですよ。廃止をするのであれば、石垣市立図書館が竹富町、与那国町まで全部カバーできるだけの力を得ているか、または竹富町か与那国町のどちらにも図書館を建てるか、そういう引き継ぎがあって廃止するならわかります。そういうこともなしに、廃止ありきで走っていくやり方が許されるのですかと、では図書館とはどう考えているのですかということなのですよ。私は皆さんの図書館に対する認識の欠落が、この事態を生んでいるとさえ思っているのです。一般市民が使い分けてる投書とかたくさんありますよ。あそこの特徴、

こちらの特徴とありますよ。この期に及んでも、こういう引き継ぎも何もないままに閉めますということが許されるのか、教育長、教えてください。

○大城浩教育長 引き継ぎ云々というお話がありましたけれども、先ほどから廃止後の八重山地区全体の図書館サービスについての対応は、課長のほうからもございました。ですから、基本的にはこれまでも答弁させてもらいましたけれども、やはり地方自治法とか図書館法では市町村が図書館を設置していくという立場なのですね。県はそういった意味で過度的に支援をしているという状況です。本来ならば市町村がやるべき事柄を、我々は支援をしているわけです。ですからそのあたりを、八重山市町会としては、私どもに対して、廃止に至るための要望といいますか、そういったことをしていく中で八重山地区全体の図書館サービスを逆に向上してもらいたいと、そういった要望であると理解しています。

○比嘉京子委員 言いたくないのだけれども、だったら2006年にこの声が出たときに、この6年の間にどうしてそれを地方自治体に、市町村に引き継いでもらっていないのですか、そういう意図でスタートしたなら。13回も何をやってたのですか。そこを問わざるを得ないのですよ。何もやってこないで、一たん閉じた後でどうやってやるかということを議論するというのはおかしい話ですよ。ストップをかけるのですから。教育長、この認識こそが私は問題だと思いますよ。これだけの期間があったわけだから、それをよどみなく引き継いで発展させるべく、どうしてそういう促しも支援もやってこなかったのですか。その気配は何にも感じられませんよ、市町村に担ってもらうものを過度的にやってきたのであったら。大正時代から歴史があるのですよ。私がほえて終わるのだったら困るのですよ。では、これから私たち3市町に対して撤回運動を起こしましょうか。八重山全体の議論をもう一回打ち出して、条件闘争を取り下げさせましょうか。そういうことでしょう、市長がそう言っているからいいのではない。3市町がそういう要望を出してきているから、これは幕ですよと言わんばかりのやり方をやっている。これは図書館行政を担う人の言うことではないですよ。事がおさまればいいというものではないですよ。恥ずべき回答ですよ。やりましょうか、撤回運動。みんなやりますよ、そういう答弁をしていると。だから撤回をもう一回求めてきましょうと。

○親川實生涯学習振興課長 やはり役割分担というのは法律で定められ、その財源的な保障として、交付税の措置もされております。確かに長い歴史がござ

いまして、3市町から、廃止は大変ショックであるという内容の文面になっております。ただし、県がやめるということであれば、県立図書館八重山分館廃止後に我々は各種要求をするということで。この各種要求について、分館機能が遜色しないような形で地元3市町と目下調整をいたしているというところがございます。その間に分館機能がなくなるための障害というのがないように、今いろいろ3市町と調整をしているところがございます。

○比嘉京子委員 だから最初に議論したように、だれも賛成していないのに結論撤廃に持っていったのはどうしてかという答えはないですよ。なぜかという、人の意見を聞かないつもりがあるから。だからいまだこういう抗議文が来るのですよ。そのことに対する痛みも何もない、反省もない。こういう手法で皆さんは教育行政ができるのですかと。課長、質問はいいですよ。私は反対運動を起こしますから。こういう手法がまかり通っては世の中いかないということで、みんなでもう一回撤廃運動を起こしましょうと。それだけ言って、次の質疑をやります。

最後に、豊見城城趾のほうだけちょっと聞かせてください。新規で106ページ、2点だけお願いします。処理概要のほうに、これは非常に考古学的な調査対象であるというように書いているわけなのですけれども、それを今後どのようにされようとしているのでしょうか。例えば大型グスクというのは、これよりももっと大きいのはあるのですか。ここで大型グスクという表現があるのですが。

○長堂嘉一郎文化財課長 例えば今帰仁城あたりはもうちょっと大きいかと考えています。

○比嘉京子委員 処理概要に、調査対象となっていると書いてありますよね。調査対象になっているということで、調査をする予定であるとか、今後の展開としてどのようなことを考えておられるのかということを知りたいと思います。

○長堂嘉一郎文化財課長 これは地元であります豊見城市の教育委員会でも、そういったグスク跡であるということは認識をしております、市としても調査をしたいという意向がございます。ただ、土地の所有者の許可が得られない状況です。したがって、その調査ができないという状況です。

○比嘉京子委員　こういう場合、県としては何か促すとか、県ができる範疇というのはどのぐらいですか。例えば同意が得られなくて調査ができない、でもこれは考古学的に調査対象であるという場合に、県がどこまで踏み込んで指導できるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長　文化財の保護行政につきましては、基本的には県も市町村も同じでございます。一義的には今申し上げましたように、地元の豊見城市も調査を行いたいという意向がございます。繰り返しになりますが、その地権者の方にもそういった依頼を行ったらしいのですが、それについては同意が得られなかったということです。県から基本的には同じ内容になるかと思えます。県がどうしたからということにはならないと思えます。

○比嘉京子委員　調査対象にはなっているけれども、調査の進めようがないという場合はずっと放置され続けていくという理解になるのでしょうか。

○長堂嘉一郎文化財課長　基本的にはそういった文化財調査も、土地の所有者の同意が得られないと調査ができないというのが実情でございます。

○比嘉京子委員　では土地の所有者の同意をまず得て、調査を進めるように促していくことは、県としてできるのですか。

○長堂嘉一郎文化財課長　県としてそういったことは可能であります。豊見城市自体が、先ほど申し上げましたように、調査をしたいという意向を既に持っていますので。

○比嘉京子委員　これに書いてあるように、価値があるもの、世界遺産の登録等に向けてというところがあったと思うのですが、どのような手順を踏めばそういうところにたどり着けるのですか。まずは調査して、復元をしていくのですか。その可能性はどうかのですか。今南部は世界遺産のグスク群から外れているわけですね。

○長堂嘉一郎文化財課長　この関係は2番の処理方針にも書いてございます。世界遺産という話が出たのですが、一般的に世界遺産にするにしても、まず文化財の調査をして、それが文化財指定に歴史的にも学術的にも該当するかというところがありますし、一般的にはそういった文化財の指定の経路の上で

一ですから本県の世界遺産もすべて文化財指定ということになっております。そういった手続が必要だということになってまいります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情が多岐にまたがって一県立高等学校編成整備計画の問題をやりたいのですけれども、これまでの議論を聞いている中で、県立高等学校編成整備計画に向けての人事のありようというものは検討に入っておられますか。

○嘉数卓総務課教育企画監 今回の御質疑は、編成整備をするための人事でしょうか、それともその学校に対する人事でしょうか。

○翁長政俊委員 両方ですよ。学校再編に向けての人事のあり方の一これを実施するためには人事方針のようなものをあわせて考えないといけないでしょう。そういったことを検討しているかと聞いているわけです。

○嘉数卓総務課教育企画監 編成整備につきましては、当然それなりの人的配置が必要ですので、実施計画の中に人的体制の整備とか、そういう文言を盛り込んであります。ただ、具体的にどれだけの人数をどういう形でやるかというのは、10年スパンの計画ですので、その準備期間に委員会等を立ち上げて、具体的な対応を検討していきます。その中で人的な対応についても検討していきます。

○翁長政俊委員 一番早く統廃合を行うのはいつですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 前期、中期、後期、長期というように分けておまして、前期のほうが実質的に平成27年度からなりますので、その前の準備期間としては、早いものであれば平成24年度から、あるいは平成26年度あたりから進める場合もございます。

○翁長政俊委員 聞き漏らしたのだけれども、平成25年から始まるのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 実際の編成整備の効果としては平成27年度です。

ただ、準備は平成24年度の途中から始めたりする部分もございます。

○**翁長政俊委員** 実は私の手元に今年度の人事の問題で、抗議文書やいろいろな文書が届いているのです。これの末尾を読みますと、今回の異常な異動のあり方を県議会で調査してほしいという文書なのです。この文書は教育長の手元にございますか。春秋会県立学校退職学校長会という名目で抗議文が来ております。

○**大城浩教育長** ただいまの抗議文につきまして、きのう、この文書は当局は関知していないというたぐいの回答がございました。

○**翁長政俊委員** 県議会にも、このたぐいの文書があちこちに配られているのですよ。そういう中で、こちらに書かれている項目が、今回の教育委員会人事の異動について、春秋会の厳粛な抗議という形で、今回の異動の内容が書かれているわけです。これは事実かどうか確認をとってみたいと思っていますのだけれども。異動についてはわかりますでしょう、教育長の手元で、現実にこれが行われるとするのであれば。この文書を見ておられますか。多分教育委員会のほうにも私は来ていると思っていますが。

○**大城浩教育長** 今回さまざまな文書が、議員初め、あるいは県教育委員会委員の方々にも回っているということを伺いました。ただ、匿名の文書に私どもは一々対応するつもりはございません。

○**翁長政俊委員** この異動内容の実態が人事のあり方として、このとおりと聞いてるのであって、これは確認できるのではないですか。この文書自体は差出人がないから関知しないという答弁で結構ですよ。しかしながら、ここに書かれている内容については、教育長としては確認できますかと。

○**大城浩教育長** 内容的には、人の異動については合っているということのようです。私は今回の人事異動につきましては、県の人事異動方針がございますので、その方針にのっとりながら総合的に判断をしたということでございます。

○**翁長政俊委員** 人事権は教育委員会と教育長が持っておいでですね。当然事務方の人事については、素案をつくり原案をつくるのは教育長のはずですよ。それを教育委員会に上げて、教育委員会のほうで了承していくという人事の発

令の仕方だろうと思います。そういう中で、1年の異動が今回の人事で広範囲に行われている。これまでの教育委員会の人事では2年サイクルの人事が主流であったけれども、こういう人事がなされた。私が承知している範囲では、人事権については教育委員会にあるし、教育長もそういう発言はしたように理解しております。そういう中であえてこういう人事をやることによって、教育的効果というものがどういう形で発揮されると思いますか。

○大城浩教育長 県の教育委員会では、毎年教育庁施策について検証をして、施策を決定してまいります。そういう中で、例えばうまくできなかった施策等々ございますので、そういった施策をより具体的に、法律的に推進していきたいという場合には当然1年の異動も私はあり得ると、自分を含めてそうやってきたつもりでございます。

○翁長政俊委員 しかしながら、これが広範囲に行われる。さらには教育長が現場を預かっているながら、自分の教育方針にそぐわないというのか、自分の方針と合わない、さらには自分の方針をしっかりと実践をしたいがために、1年での異動も含めて人事を行っていく。それは私はあっていいと思います。あってはいいのですが、下手にこれが乱用されると、これは問題だと思うのですよ。その部分がこういう形で一本来であれば水面下で動く話なのですよ、全部。なかなかこういう問題が浮上ってきて、県議会に一怪文書と言えれば怪文書なのだけれども、こういったものが配られる教育行政の現場、ありよう、こういったものに私は憂慮をしているわけです。それについて教育長はどう考えられますか。

○大城浩教育長 大変残念な思いですね。今回の匿名の文書があちらこちらで回っているということをお聞きしまして、我々が県教育委員会と決めた人事の方針が、こういうたぐいの形で誹謗中傷をされている状況を見たときに、大変残念な気持ちであります。

○翁長政俊委員 こういう問題が惹起した以上は、教育長としてはこれから新年度が始まりますので、新年度に向けての人事のはずですから、あなたが描いている教育の方針や、教育現場での教育のあり方、こういったものがある意味では問われる1年になるだろうと私は見ているのです。ですから言葉がきついたので、1年で異動させられて更迭という文章になっているわけです。更迭という表現になると、ある意味では更迭された人たちはいたたまれない気持ちにな

るでしょうけれども、現実そういった人たちの思いも含めて、しっかりと教育行政をやっていくという気概は、きちんと持って実践していつてもらいたいと思っている。また、私ども文教厚生委員会としても、教育長のこの1年の教育の指導方針、そこはきちんとチェックしていきたいと思っておりますので、決意だけは聞かせてください。

○大城浩教育長 教育行政を預かるものとして、信頼関係の構築こそが大前提かと思っております。ですから今回こういうたぐいの文書が出回ったことに対しては、非常に私も残念に思っております。ぜひ新体制のもと、改めて本県の児童生徒像、社会像、県民像を具現化するために、さまざまな施策を展開していくつもりでございますので、これからもよろしく御指導をお願いしたいと思います。

○翁長政俊委員 もう一点、こういう問題が惹起して、教育行政現場に不協和音が生じ、さらには信頼関係にほころびを見せていると私は解するわけです。そういう意味で、あえてこの問題を取り上げさせていただきまされたけれども、現実問題として県議会にこういう文書が来て、これは県議会の権能を使って調査をしてほしいという嘆願です。こういう思いがあるということをしっかり認識していただきたい。この質疑をして終わります。

○赤嶺昇委員長 先ほどの西銘委員の質疑に対し、答弁を保留した件について、大城総務課長から答弁したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。
大城勇総務課長。

○大城勇総務課長 先ほど西銘委員のほうからありました、今年度の人事異動でもって在職1年での異動の人数ですけれども、統括監級が1人、課長級が11人―課長級というのは課長と副参事、それから監という者もいます。班長級が10人ということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第44号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第44号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第44号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第18号議案から乙第30号議案まで、乙第40号議案から乙第43号議案まで、乙第45号議案及び乙第46号議案の条例議案19件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案19件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案から乙第30号議案まで、乙第40号議案から乙第43号議案まで、乙第45号議案及び乙第46号議案の条例議案19件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議したが、意見の一致を見なかった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

陳情平成20年第148号、同第195号、平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第41号、同第50号、同第52号、同第60号、同第61号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第113号、同第148号、同第149号及び同第153号の19件については、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

上原章委員

○上原章委員 今回の19件に関しては、我が会派は議論が尽くされていません。よって、この席を退席させていただきたいと思えます。

(自由民主党、公明党・県民会議の委員退席)

○赤嶺昇委員長 お諮りいたします。

ただいまの陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、陳情平成20年第148号、同第195号、平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第41号、同第50号、同第52号、同第60号、同第61号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第113号、同第148号、同第149号及び同第153号の19件は、採択されました。

(自由民主党、公明党・県民会議の委員着席)

○赤嶺昇委員長 次に、お諮りいたします。

陳情平成20年第148号、同第195号、平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第41号、同第50号、同第52号、同第60号、同第61号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第113号、同第148号、同第149号及び同第153号の19件を除く残りの陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会の所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇